

婦人の農外就労の展望と施策

＜農村婦人問題専門家会議報告書＞

— 昭和45年11月 —

労働省婦人少年局

は し が き

経済の高度成長にともない、農村社会の変容には著しいものがある。

なかんづく、農家の婦人は農業の主たる担い手であるうえに、さらに、地方進出工場の婦人労働者として農外就労をするものが加速度的に増加している。そのため、婦人自身はもちろん家庭生活、地域社会生活等にも変化がみられ、種々の問題が注目されるようになった。

そこで労働省では、昭和44年11月「農村婦人問題専門家会議」を設置し、6名の専門家に農村主婦の農外就労の現状と将来の展望ならびに必要な諸施策について検討を依頼した。同専門家会議は、以来昭和45年6月までの間、専門的立場からこの問題についての研究および5回にわたる意見交換の結果、このたび報告書の提出を行なった。

本書は、各委員の報告を中心とし、さらに農村婦人問題に関連する基本的な統計資料を加えて集録刊行し、農村婦人問題に関心をもたれる方々の参考に供する次第である。

なお、専門家会議の構成は下記のとおりである。

座 長	並 木 正 吉	農業総合研究所雇用研究室長
	平 塚 光 代	全国農業新聞 記者
	藤 枝 文 子	戸板女子短期大学助教授
	高 梨 善 一	全国農業協同組合中央会生活部長
	熊 谷 文 雄	全国農業会議所事務局次長
	美土路 達 雄	協同組合短期大学教授

本書の刊行にあたり、専門家会議の諸先生はじめ、ご協力いただいた関係者の皆様に厚くお礼申しあげる。

昭和45年11月

労働省婦人少年局長

高 橋 展 子

目 次

第一部 総 論

農外就労の展望と望ましい施策 農業総合研究所雇用研究室長
並 木 正 吉

1. 農外就労の展望	1
(1) 労働力不足と増加する農外就労	1
(2) 農家出身労働力のパターンの変化	2
(3) 農作業の機械化の進展	4
(4) 農家経済の概観と生活水準の変化	4
2. 農家主婦の福祉向上のため望ましい施策	7
(1) 農家主婦の生活と意識	8
(2) 農家主婦の福祉とは何か	9
3. 環境条件の整備対策	12
(1) 農作業の委託組織の促進	12
(2) 雇用条件の改善	12
(3) 職業紹介と職業訓練	13
(4) 保育所、交通手段（マイクロバス）の整備	14
(5) 工場の誘致	14
(6) 道路、下水道の整備	15

第二部 各 論

I 農外就労生活 全国農業新聞記者
平 塚 光 代

1. 激増する農家主婦の農外就労	19
——変革期にたたされた主婦農業——	
(1) 工場通いの主婦増える	19
(2) 行き詰つてきた主婦農業	19
(3) 減反で米どころの主婦も内職に殺到	20
2. 主婦の健康と家庭生活への影響	21
(1) 肩こりや目の疲れを訴える主婦	21
(2) 粗雑になりやすいくらしの内容	22
(3) 保育所やカギっ子施設の充実を	23
3. 農家主婦の農外就労の実態	24
(1) 不安定な臨時やといが多い	24
(2) 変革期にきた「主婦農業」	25
4. 現地にみる農外就労	28
(1) 栃木県S電機メーカーに働く主婦	28
(2) 鹿児島県M電器メーカーの例	30
(3) 地域と男女の二重格差の中で働く山村の主婦	31
5. むしばまれる工場通いの主婦の健康	33
——長野県八千穂村の調査から——	
6. 農外就労の対策	34
(1) 営農対策	34
——愛知方式の稲の集団栽培——	
(2) 働きよい職場づくり	37
——愛知県松平町農村工家協業組合——	
(3) 工場側の協力	40

——農業が継続できる勤務体制——

(4) 半月交替の工場勤め	41
7. 職業人としての意識の確立	42
(1) 技能習得への希望	42
(2) パートにもほしい労働組合	43
(3) 農村家庭にもほしい共働き意識	44

Ⅱ 農外就労と家庭生活

戸板女子短期大学助教授

藤 枝 文 子

1. 農外就労に伴う家庭生活の実態	47
(1) 家族の形態	47
(2) 家族の周期	48
(3) 家族周期の各段階における家庭生活の実態と問題点	50
① 第Ⅰ段階（長子結婚から父死亡まで）	50
② 第Ⅱ段階（父死亡から母死亡まで）	58
③ 第Ⅲ段階（母死亡から後継者の結婚まで）	59
(4) 家族の態度	60
2. 働き方と健康	62
(1) 一日の過ごし方（4つの型）	62
(2) 週間の過ごし方	63
(3) 健康とのかねあい	63
3. 家庭生活における婦人の意識	68
(1) 働く生活の目あて	69
① 日常の消費生活の価値を何においているか	69
② 農外就労をしてよかったことは何か	71

(2) 働いて得た金の使途	72
(3) 行動決定の傾向	73
(4) 全体的にみて	75
4. 農外就労のための家庭生活環境整備	76
(1) 技術的環境の実態	76
(2) 人的環境の実態	78
(3) 環境整備のねらい	80
① 実例から学ぶ	80
② のぞましい施策	81

Ⅲ 農村の変化

全国農業協同組合中央会生活部長

高 梨 善 一

全国農業会議所事務局次長

熊 谷 文 雄

1. 農業について	85
(1) 国民経済における農業の地位の低下	85
(2) 農家の家計における現金支出の増大	86
(3) 農業所得の低滞と兼業所得の増加	88
(4) 農業労働力の減少	91
(5) 農業の機械化	93
(6) 農業近代化への歩み	95
2. 農村の工業化について	97
(1) 農村地域への工場進出の現状	97
① 農村地域における工場立地の要因	97

② 農村地域における工場立地の動向	97
3. 工場進出と農外就労	99
(1) 農業就業者の概況	99
(2) 農家労働力の他産業就業の概況	100
(3) 他産業就業と農家経済	101
4. 工場進出と雇用の実態	103
(1) 農家世帯員の雇用の状況	103
(2) 農家主婦の農外就労中の内職について	104
(3) 工場側の農家労働力確保対策	105
(4) 農村地域への工場進出に伴うその他の問題点	105
5. 社会生活について	107
(1) 都市化の進展と部落の変化	107
(2) 公害と危険の増加	108
(3) 農村人口の老令化と過疎化の進行	108
(4) 望ましい施策	109

附 属 資 料

1. 農村関係統計資料	111
2. 農外就労婦人に関する報告書から	147

第 一 部 総 論

農外就労の展望と望ましい施策

農外就労の展望と望ましい施策

農業総合研究所雇用研究室長

並 木 正 吉

1. 農外就労の展望

農家の主婦の農外就労は、これからも加速的に増加する見込みがつよい。その理由は次のとおりである。

(1) 労働力不足と増加する農外就労

労働力不足が本格化し、主婦の有業率が、全体として高まる環境があること。

経済審議会『労働力研究委員会報告書』によると、労働力人口は昭和43年の5,076万人から、50年の5,481万人へと、年平均5.8万人ずつふえることになっているが、24才未満の若年労働力については、1,115万人から、849万人へと266万人の減少で、ふえるのは、主として40～64歳層である。すなわちこの年齢層では493万人ふえるが、男241万人、女252万人であつて、男女半々となつている。

男が241万人ふえるといつても、この年齢層の有業率にほとんど変化はないから、労働力人口の母体となる生産年齢人口そのものが増加しているためである。そして、この後者の理由は、出生率と戦時中の戦死率の差によるものである。これに対し、女子のほうは有業率が57%から64.1%へと、年に1ポイントずつあがつている。

もともと農家の主婦の有業率は、きわめて高く、農家人口の比率の高いときは、この年齢層の有業率が、日本全体でみても高くなるということになっていた。したがつて、この報告書の指摘したように、女子の有業率が高まるという動きは、主として勤労者、サラリーマン世帯における有業率が高まることを主な内容としているとみてよい。このことは、働ける労働力人口はで

きただけ労働市場に登場させずはおかないような労働力不足の状況を示している。

中卒・高卒の初任給は、昭和46年3月卒については、平均25,000円と30,000円とみこまれており、これまで5年で2倍という上昇率であった。したがって昭和50年には中卒5万円、高卒6万円という初任給がみ込まれることになる。もちろん、この動きは、過去5カ年ないし10カ年の動きを延長したものであるが、若年労働力への求人倍率が高まっている昨今の動きから判断すると、もつと上昇率が高まることも考えられる。しかし他方、企業の支払い能力については、収益率が好転をつづけるとは断らないという面もあるから、予断を許さない。しかし、おおよその見当としては、以上のように見込むことができよう。

ところで、これらの若年労働力は、企業にとって、必ずしも順応性の高い、歓迎すべき労働力とはかりはいえなくなっており、一番の魅力であった「低賃金」が不可能になってくるにつれ、中高年齢者への求人がふえることは極めて自然である。

(2) 農家出身労働力のパターンの変化

これまでの農村出身労働力については、主役は次・三男の労働力であり、かれらは単身者の離村型労働力であった。しかし、これら次・三男の労働力は、これから農家出身労働力に期待するわけにはいかなくなっている。次・三男そのものが、出生率の低下によって生まれていないのである。これから農家出身の労働力として期待されるのは、学卒新規労働力としてのあととり、世帯主、主婦である。このうち、あととり（長男）は、学校を卒業しても農業につくことがますます少なくなっている。農林省『農家就業動向調査』によると、昭和44年3月卒の「農業一年生」は約48,000人であったが、

45年3月卒については35,000人であり、そして46年3月卒については3万人を下まわることが見込まれている。大多数は他産業に就職しているが、その60%までが在宅通勤型である。

世帯主（後継者も）や主婦は、80%ないし90%以上が在宅通勤タイプの就職をしている。その意味で、これからの農家出身労働力は在宅通勤型労働力となつたと考えてよいのである。

それだけではない。これら在宅通勤型労働力には、「家つき、土地つき」という形容詞がつく。ここで「家つき」という場合には、住居としての家屋のほか、伝統的生活環境もふくまれ、「土地つき」という場合には、非農業部門への転用の機会まちという、財産保全機能が、農耕地にプラスされている。

日本の農地は約600万ヘクタール、このうち、非農業部門に転用を見込まれるものは、昭和60（1985）年までに約100万ヘクタールとみられるから、全農地の $\frac{1}{6}$ に相当する。この $\frac{1}{6}$ という値は二つの解釈を許す。一つは、 $\frac{1}{6}$ も転用されるなら「あるいは俺の田畑もいつかは」という期待をもたせるに十分な値だという判断、他は、 $\frac{1}{6}$ しか転用されないから、 $\frac{5}{6}$ はいぜんとして農地として残るという判断である。後者の判断は、もし、将来、国土利用が計画的に実施されれば、現実性をもつし、また、望ましいことではあるが、目下の国や県の行政能力では、期待ができない。可能性は前者に多く、この場合には、農地の価格は期待価格で上昇することになり、また、これまで、売買された土地があつてもその価格は、之の場限りのものであつて、その後も之の価格で、いつでも、どこでも買えるという性質のものではない。農地の流動性は、たとえ農地法の改正があつても、五十歩、百歩であるとみられるのである。

このような農地つき労働力であるから、「家つき、土地つき在宅通勤型」の労働力と呼ぶことができる。このような労働力を企業が離村にもっていくことには、次・三男労働力とは比較にならないほどの費用がかかる。それよりは、企業のほうで、労働力に引きつけられ、企業のほうが動いていくということになる。

農林省『農家就業動向調査』によると、昭和43年の在宅通勤就職者（この年に就職したもので、1カ年分）は、新卒者26万人（うち男12万人、女14万人）、新卒以外は19万人、そのうち世帯主4.4万人、あとつぎ4万人、主婦8万人、その他であった。すなわち在宅通勤就職者のうち約60%は新卒者である。残りの40%については、男女約 $\frac{1}{2}$ ずつとなっているわけであるが、この統計をここで示したのは、在宅通勤型の労働力が中高年齢者だけでなく、若い労働力が多く、それが企業にとって大きな魅力となりうることに注目したいためである。

(3) 農作業の機械化の進展

とくに、田植え、刈り取りの二つの作業はこれまで主婦にとって大きな負担であった。この二つの作業について機械化が進むことになり、この動きは主婦の労働を軽減することになる。

(4) 農家経済の概観と生活水準の変化

米価のすえおき、減反を中心として、農業所得の伸びなやみが見込まれ、一方、生活水準の上昇への社会的強制が強まることが予想されること。昭和44・45年度米価の二年つづきのすえおきが、46年度についてどうなるかは予断を許さない。しかし、明らかなことは、米価をはじめ農産物価格全体としての上昇率に重しがのせられたことである。その理由は二つ。第1は、米やみかんなどのように、国内生産のみでみても、供給過剰となったもの、

第2には輸入農産物の増大によって、国内生産のみでは供給不足であっても、外国からの供給をふくめると供給超過となるもの（たとえば畜産物）がふえてきたためである。

第1については、わが国の農民や農業関連産業が、小農というワクのなかでも、土地・労働生産性を高める能力を予想以上にもつていたことにあらためて注目される。農業労働力の、周知の減少にもかかわらず、米の収穫高は上昇をつづけたのである。第2の食料輸入については若干の説明をつけ加えたい。

大切なのは、経済大国、国際収支の黒字基調ということの食料輸入への圧力である。概括的にいって、西欧先進諸国の輸入構造は、工業製品50%、食料・農産物20%、原・燃料30%という比率となっており、景気が好調をつづけると工業製品の輸入がふえ、国際収支の赤字が生まれ、景気のひき締め政策に転じることになる。日本も、昭和42年ごろまでは、そうであったが、その後、好景気と国際収支の黒字が両立することになった。日本の輸入額の内容は工業製品10%、製品原材料17%、素原料40%、食料・木材合計で23%などとなっていて、工業製品の比率が小さく、原・燃料比率が高いことが特色である。そして、鉱工業生産の増加率を1とした場合の輸入素原材料の増加率は、いわゆる岩戸景気のころの1.1から、1を割って、43年には0.62という値を示すまでになっている。（昭和44年度『経済白書』、12～13頁）。このことは、加工度の高い産業が増えてきたためである。これが黒字基調国への構造的要因である。

一方、経済大国という言葉は、わが国のGNPが、アメリカに次いで世界の第二位となり、世界の経済との協力なしに伸びることができなくなったことを示している。この国際収支の黒字基調と経済大国というスケールの大き

さが、食料農産物の輸入を今後とも促進し、自由化を早めることになるのである。

もう一つ注目すべきは、前述した農地価格の上昇傾向である。これは都市化傾向を反映するものであるが、この上昇傾向が、労賃水準の上昇と結びついて、相対的に不利な、農作物の放棄をまねく。たとえば、麦がそうである。他産業で稼ぐことのできる労賃に対し、麦から得られる労働報酬の低さが、麦作面積の減少の基本要因である。

もつとも麦についても、大規模な機械力を駆使すれば、労賃水準の上昇に十分に追いついて行くことができる。しかし、それについて不可欠な農地の流動性が望み難いという、前述の農地価格の作用が決定的な力となるのである。こうして、国内の農業生産も減少要因をもっており、そのことが、食料輸入の増大をまねくのである。そして、これは、農産物価格の上昇に対して、大きな抑制要因となるのである。

一方、農家の生活水準については、その上昇に対する社会的強制力が作用する。この強制力は、日本人の性格に特に強く作用するとみられるが（このことは、経済成長の一つの基本要因でもあるが）、とくに農家についてそうである。もともと、農民としての同じ身分社会のなかにおいても競争意識が強いのであるが、いまの農家はすべて、一つの身分社会に属している。

カラーテレビ、自動車、ステレオ、大学への進学など、かつては全く別の世界の話であったことが、いまや、手のとどくものとして現実性をもってきたのである。

以上、(1)~(4)の理由によつて、農外就労の機会が、これからふえること、とくに農家の主婦にとつてそうであることを知ることができた。次に、この展望を裏づける最近のデータを若干かかげておくことにしよう。

第一、労働力調査による農業就業人口の減少率は、昭和40年代に入つて鈍化した。44年の下半期から再び激しい減少を示すに至つた。この時期は、米価のすえおき、減反政策の登場と一致することに注意しておきたい。昭和40年度の減少率は3.6%、41年度4.2%、42年度1.1%、43年度2.8%、44年度4.4%である。

第二、農林省「農家経済調査」による農外所得の伸び率は、昭和41年1.3%、42年1.6%、43年1.7%、44年2.0%（見込み）で、だんだん高まっている。とくに、米価のすえおきの44年度の伸び率が2.0%と見込まれることに注目したい。農外所得の農家所得に対する比率は6.0%弱である。したがつて2.0%の増加は、農家所得の伸びについては、たとえ農業所得の上昇がなくても1.0%以上をもたらし値であり、農家と勤労者との所得格差の拡大を縮小する有力な要因となることを示すものである。

第三、在宅通勤就職者の増大がある。

① 学卒新規就職者について、在宅通勤者の比率は44年の44.7%、42年46.7%、43年46.8%へと備かたがみえている。

② 一たん農業に就職してその後他産業に就職するものは、42年、43年には1.4万人程度で、昭和36年の半分となつていた。しかし、44年には1.7万人にふえており、これは3.5歳以上のもの、なかでも女子（主婦）の増加によるものである。しかも、この傾向は、都市近郊の農村だけでなく、平地、農山村、山村を問わず全国的規模において生じている。（「農家就業動向調査」）。

2. 農家主婦の福祉向上のため望ましい施策

農家の主婦の福祉向上のため望ましい施策を、ここでは、主婦の農外就労の増大という事実と結びつけて検討することにしたい。

施策は多面的にわたることに、まず注意しておきたい。結論的にいえば、農家の主婦が、自分や家族にとって、望ましい生活とは何かについて自覚すること、そして、望ましい生活を実行できるように努力することが大切であり、施策はその自覚と努力を助けるものという性質をもっている。

しかし、より具体的に考えると、この問題は次の理由によつて、特別な複雑さと困難さをもっている。

(1) 農家主婦の生活と意識

農家の主婦が、自分の生活を自覚することの困難さである。昭和42年「農業経営に関する意識調査結果表」(農林省昭和43年2月刊)によれば、農家の主婦が「自分のためにしたいこと」という問に対し、「別がない」が38.7%、「旅行」が17.8%、「手芸の習得」12%、「教養」12%という答えをしている事実がある。この調査は600万戸の農家のうち3万戸をえらんで実施したものであるが、主婦の年代別には、30代以上はすべて、「別がない」がトップにあり、40代では「別がない」の35%に対し、「旅行」の16%、50代では「別がない」の49%に対し「旅行」の24%、60代では「別がない」の65%に対し「旅行」の19%となっていて、一に「別がない」、二に「旅行」、三、四がなくて……という状況である。20代は「別がない」と「手芸習得」がそれぞれ20%台で「旅行」が三番目となっている。この答えは、ふだん「忙しい」「忙しい」とこぼしている農家の主婦が、ひまになったらどうしようということを真剣に考えていないことを意味している。だから、「ひまを見つけて、こうしよう」という目標がないと解釈することもできよう。したがって、社会的流行、変化におし流されやすい特徴をもっているといえる。

なお、農業と家事の両作業にさらに農外就労が加わるという生活に移行し

つつある現状において、主婦の過労の問題が指摘されているが、家事労働の合理化、農業経営の縮小傾向等もあり、一方また農外就労に出ることによる心理的解放感という側面等を考えあわせるとき、農家主婦の過労については今後さらに検討の必要があろう。

さらに社会的強制を受け入れやすい性格を主婦がもっていること。このことは、市民としての自覚、個人主義の未発達という歴史的特徴と好奇心の強さが結びついて生じることであつて、日本人に共通の性格である。しかし、農家の主婦にとっては、この共通の性格がとくに強くあてはまるとみられる。市民社会で育つてきた西欧的個人主義の自覚がもともとない社会に生き、独自性がないから他人のことが気になる、という好奇心が無類に強いという条件は、「われ」を忘れて、社会的流行に押し流されるという傾向の、絶好の培養土である。子供に学校教育をあたえ、カラーテレビを見、カーを求めるために、すべてを放棄して、所得の増大を求めるという風潮は、現在、あたりまえのこととなつているが、そのような生活パターンに対し、「より人間的、かつ、充実感を伴う生活」を尊しとする考え方もありうるものである。また、それなしには、上述の目標が達成されたときの生活はむなしい飽和感をもつことになる。

(2) 農家主婦の福祉とは何か

主婦にとって、福祉の向上とは何か、それが必ずしもはつきりしていないことである。一つはナショナル・ミニマムという概念に示される内容を考えることができる。しかし、このミニマムは、主婦にとって、主観的には多様な作用をもつ。なぜなら、心理的、精神的満足感には、極めて大きな個人差が伴うからである。その意味で、ナショナル・ミニマムは、心理的条件とい

うより、その土台となる環境条件の整備に重点があるといつてよい。

もし、主婦の福祉向上が、この環境条件の整備に限定されるなら、その対策について、ある種のコンセンサスを得ることが可能であろう。この点は、改めて後述する。

だが、主婦の福祉が問題となるのは、それにとどまらず、もつと人間的、心理的、精神的充実感、満足感が求められるからであろう。この課題に対し、どのように接近するか、また、このための対策について、政府の分担できることは何か。このことが、問題を複雑にしている。

参考となる二点にふれておきたい。第一は、家族周期のそれぞれの段階によつて、主婦の留意すべき重点がちがうということである。詳しくは、『農外就労と家庭生活』を見られたいが、第1段階では「生活設計」「保育」「子どものあづけ方」などが、第2段階では「育ちざかりの子供の食べ物」「衣生活のしつけ」「子供の成長と、へやのとり方」「家庭ゲーム」など、第3段階では「疲れをなおす体操」「社会地位のいろいろ」「新しい家庭づくりの条件」「老後の設計」などが、とくに大切な項目となるのである。もちろん、ここにかかげた項目は、第1段階から第3段階を通じて必要なものであるが、とくにそれぞれの段階での重点事項と目されるものであつて、長い間の生活の知恵の集約であるといえる。

第二は、「生きがい」「生活のはりあい」「充実感」についても、大づかみにいって、3つの段階があることである。①不満からの解放であつて、具体的には、飢えや貧乏、失業の恐れからの解放である。②物質的満足である。③精神的、心理的満足である。この3つの段階は、相互に流動的であり、決して固定的でないことに留意すべきだが、①の段階は動物的満足のそれを考えてよい。②のそれは、「ゆたかな社会」「大衆消費」の状況を考えてよい。

この状況は、過去の貧しい社会にくらべて、たしかに前進したような状況であるが、欲望がさらに高まることによつて新しい欲求、不足感を引き起こしている。とくに、この物質的満足状況は、他人との比較において得られることが多く、この他人との比較が、自分の努力と関係なしになされるときは（また、そのようなことが多いが）、必然的に「やきもち」「ねたみ」という不満を引き起こすことにもなる。

③の精神的満足状況は、自己訓練、努力の産物であり、克己というプロセスを伴う。そこには、「未だ自分の努力が十分でなかった」という不満が、次の努力へのバネとなり、不満ながら、「自分としてのベストをつくした」という充実感を伴う。この状況は自分の努力との比較において、満足感が左右されるという特徴をもつから、限りない努力、訓練に引きづり込まれる。苦痛と満足が、隣りあわせになっている。あるいは苦痛のなかに満足が、満足のなかに苦痛の存する状況である。

このような状況は、古くは多くの先哲によつて、経験的に知られていたが、大脳生理学や心理学、精神衛生学の発達によつて、科学的裏づけを得てきたものである。たとえば、時実利彦著「人間であること」（岩波新書・昭和45年刊）をみるとよい。

注意すべきは、①から③の満足感、充実感に移るにしたがつて、本人の心がまえや努力が本質的、基本的条件となるということである。その意味では、きわめて個別的なものであるといえる。

だが、多くの世論調査・意識調査は、働くことの目標、生きがいという問題が、所得水準が高いほど、教育程度が高いほど、若い年代ほど、より多くとりあげられていることを示している。もつとも、教育が大衆化し、だれでもが大学へ行くようになって、大学の質の低下が必然的に生じたように、

「生きがい」のもつ純粹性は、「生きがい」問題が大衆化することによつて失なわれてゆくことも避け難い。しかし、それにもかかわらず、全体としては、進歩だという判断が、次にのべる環境条件の整備施策の基礎にある原理と云つてよいだろう。

3. 環境条件の整備対策

(1) 農作業の委託組織の促進

農家の主婦のもつとも主な労働は、米作りであるが、そのなかでも田植え、刈り取りの二作業である。この二作業について、西日本では、田植えにかわるものとして、田植え機械の普及と直播栽培があり、東日本においては田植え機械の普及が見込まれる。刈り取りについては、バインダーや小型の日本型コンバインの普及が、西日本、東日本ともにみられる。この動きに即して、過剰な機械投資にならぬよう、①専門的な機械力をもつ農業者への委託、②農協への委託、が考えられる。

①②ともに現在、その事例がある。しかし、どのような形でこの委託作業が定着するかについては、流動的な要素が多いといえる。したがつて、政策としては、当分、その実態の究明に努め、定式化した助成策は急ぐべきではない。

(2) 雇用条件の改善

雇用条件のなかでとくに問題となるのは、賃金、労働時間、休暇等職場の物理的環境である。このうち、賃金水準については、1日当たり1,000円未満のものが多く、米作り農家の一日当たり家族労働報酬の2,000円ないし3,000円にくらべて格段に低いことが、農繁期の欠勤の原因となつていゝる。田植えや刈り取りの労賃は、一日当たり1,500円を上まわるのがふつうであるから、職場に出勤して賃金をもらうよりも、休んで、これらの田植

労働者をやとわないほうがとくなのである。

そこで、農繁期には農家の主婦に休暇をとらせることにするか、あるいは、なるべく休ませないようにするか、という問題について、主婦の農外就労の賃金水準と農作業の日雇労賃に大きな差がつづく限り、休ませないための対策には無理が伴うとみてよい。有効なのは、田植え、刈り取りの機械化が進み、主婦の労働力が不必要となるような条件がととのうことであり、この点については、前述の(1)の記述のほか、工場側の対策（農業機械を農家に貸したり、農作業を企業のほうで引きうけることなど）が注目されよう。しかし、これらの働きに対し、助成策を考えることは前述の理由によつて急がないほうがよい。

賃金の著しく低いものについては、最低賃金制度の実効ある推進をはかる必要がある。労働時間や職場環境の劣悪なものについても、そのほか、労働基準法の円滑な適用が望まれる。

(3) 職業紹介と職業訓練

農家の主婦の希望する仕事は、家の近くにあり、短時間で通勤できるところ、あるいは、家庭にあつて仕事のできる内職を望む者が多い。このことは、一面、労働条件の多種多様さや劣悪さの地盤ともなつていゝる。したがつて、労働条件について、その地域に共通するものに関しての情報交換が有効であり、必要である。また、主婦の就職の多くが縁故によつてなされている実情から、職業安定所や内職補導所の適正な活動の余地が多いと思われる。その際、労働条件、労働基準法、家内労働法などについての啓発普及が、あわせてなされることが望ましい。

職業訓練や内職技術の手ほどきについて、それを簡易にうけられる措置がまだ不足しており、機械の操作や薬品の扱いなどの安全教育、食品関係

の衛生教育の徹底が必要である。

(4) 保育所、交通手段(マイクロ・バス)の整備

保育所の設置を望む声は、農村の婦人にかなり多い。主婦の農外就労に伴う要望としても同様である。そこで問題は、どのようなタイプの保育所を、どの程度の範囲にもうけたらよいか、一般の保育所の充実にまつべきか、それとも、何か特別なタイプのものを考えるべきか。農村の元気な「おばあちゃん」の活用方法がないか。など、もつと地についた検討と対策が望まれる。この際、意欲的な町村や農協ですでにやっている実例・実績が参考となる。

マイクロバスの整備は、いわゆる神風トラックによる輸送をなくするためにも大切である。輸送中に生じた事故について、誰れが、どのような責任をもつようになっているのか、たとえば、工場の責任か、それとも輸送を引き受けていた運送・交通会社の責任かなど、まだ実態の不明なところが多い。この点をふくめて、対策を急ぐべきである。

(5) 工場の誘致

工場の誘致について、ここで特に考えてみたいのは、農協による工場誘致や内職のあつせんである。これについては、愛知県豊田市松平農協の「農村工業協業組合」による実績や、島根県出雲市農協の内職あつせんがある。これらが、農協法の制約のため、その事業内容を拡張するのに困難に当面していないか、それらの障害を解決するため、どのような法律的改正が必要か、検討と対策が望まれる。

内職者への委託措置を検討している企業の動きなども注目されるが、内職問題については、家事や農業の調整がしやすく家にいてできることから、それを希望する主婦の声は非常に多い。

もし、経営者にその人を得るならば、経営に必要な合理的精神と、農村の

主婦を相手としての必要な、キメの細かい運用が両立できよう。

家内労働法の制定(昭和45年10月全面施行)を機運として、各地域、場所に適応した措置が望まれる。

(6) 道路・下水道の整備

道路と下水道の整備は、単に企業の地方分散のためだけでなく、通勤圏の拡大や、農業の発達にも必要不可欠な条件である。工場の地方分散についての政策は、誤まって適用された場合、公平な競争条件をゆがめることになりやすい。その意味では、道路下水道の整備は、中立的であり、企業進出の機会増大に対してその可能性を増すことに役立つから、公共団体として果たすべき、もつとも基本的な仕事である。また、その整備は、それ自身、雇用の機会をつくることにも役立つ。

ところで、現在、道路は建設省のほか、通産・農林省、県、市町村など様々な主管によつて担当されており、道路行政の効率化をはかることが望まれる。

第 二 部 各 論

I 農 外 就 労 生 活

II 農 外 就 労 と 家 庭 生 活

III 農 村 の 変 化

1 農 外 就 労 生 活

全国農業新聞記者 平 塚 光 代

1. 激増する農家主婦の農外就労

——変革期にたたされた主婦農業——

(1) 工場通いの主婦増える

兼業農家の主婦で、農業のかたわら工場通いをする主婦が増え、母ちゃん農業の担い手も少なくない。この傾向が目立ち始めたのは昭和40年ごろからで、ことにこの1、2年の増加は激しい。

勤め先の工場や事業場の労働時間は、パートタイムよりも、フルタイムが多い。労働省婦人少年局が、事業所に働く兼業農家の主婦を対象に行なった調査(44年)でも、労働時間は平均8時間となっている。

このことは他でもない。兼業農家が第三の収入を求めて、主婦自身が工場づとめをはじめたもので、農村にこういう家庭が日増しに多くなっている。

従って農仕事は出勤前や、夕方帰ってからと勤めの間を縫ってやる。零細な兼業農家の主婦のなかには、恒常的勤務者が増えて農業はむしろ副業になりつつある。

(2) 行き詰ってきた主婦農業

最近では米や多少の野菜類の自給以外、食料品のほとんどが購入品でまかなわれ、消費生活は都市生活とあまり変わらないから、教育費、生活費のほうでちやうと諸物価の値上がりで家計は苦しくなる一方である。

ことに、交通不便な農村では、高校への進学増加から交通費や寄宿費用などがかさみ、教育関係費の負担は都会地よりむしろ重い。

そのため、農業からの収入も増やそうと、米のほか、野菜や養豚、養鶏などにも手をつけ、主婦農業なりに経営改善を進めてきた人も少なくない。

しかし、農産物は価格不安定のうえに、農業もそれぞれ専作化して、農作業の近代的な生産設備、技術の高度化についてゆけず、ことに片手間的な主婦農業の場合、農業収入を増やすことは難しい。

さらに、主婦農業にとって致命的な問題は、農繁期に人手がやとえなくなつたことである。最近では専業農家でさえ、農繁期に必要なだけの臨時やといを集めることがむずかしい。そこで思い切つて、主婦農家同士、あるいは部落内で共同作業でもしない限り、計画通りに田植えをすることもできない。主婦農業は労力のうえからも行き詰っている。

ここに目をつけたのが、企業側で、農村の残存労働力として農家の主婦に注目しはじめた。

県下に工業地帯をもつ愛知県など、たとえばトヨタ自動車の関連工場や、古くからのセトモノ産地を控えた近隣の農村地帯では、約10年も前から大小の事業所が、通勤する主婦にマイクロバスを山の中まで走らせている。最近では、食品加工や縫製、軽便関係の下請工場までがぞくぞくと農村に進出し、農家の主婦の雇用にやつきとなつていく。

このような状況下にあつて、資金や手数をかけても収入が当てにならない野菜づくりより手つとり早い工場づとめに出る主婦が多くなつた。

そして企業からはまじめさ、がまん強さが買われる一方、主婦たち自身も賃金が安くても、工場づとめの方が農業より安定で、家庭からも部落からも解放され同じような仲間と働ける。家と田んぼを往復し、閉鎖的な生活を強いられてきた主婦にとって、この解放感と現金収入は大きな魅力であり、より多くの主婦の目を外に向けさせる。

(3) 減反で米どころの主婦も内職に殺到

しかしそうした中でも、米の生産過剰による減反政策、二年連続米価の据

え置きは、米どころの農家に深刻なショックを与えた。そして、先行き不安が、規模の大きい稲作農家の主婦にまで、内職や工場づとめを考えさせる。

秋田県雄勝郡羽後町は、「米の秋田」でも反収の高い米どころであるが、一方、全国的にも指折りの出稼ぎ地帯である。その町の三輪農協（農家戸数750戸、組合員1,100名）では、昨年12月、農閑期の内職希望者を調べた。200人の求人募集に、480人もの希望者があつた。

電気関係の組み立て職種では、一定期間技術訓練が必要であるが、4、50人の求人に対して、希望者が10倍近くあつたため、農協では困り果てて、斡旋をやめてしまった。賃金は会社の説明では、一カ月7,000～13,000円くらいということだつた。

この例にもみられるように、米の問題をめぐつて、農家の主婦の農外就労や内職希望は、地域と階層を広げ一層促進されそうである。人手不足の企業にとっては好都合であろうが、このままの形での農外就労の増加は、家庭経済面からはプラスであつても、生活内容の充実にはつながらない場合が多く、マイナス面も少なくない。

2. 主婦の健康と家庭生活への影響

(1) 肩こりや目の疲れを訴える主婦

兼業農家の主婦が、農業外の勤めに出るからといって、そのこと自体、はたからとやかくいう筋合いはない。けれども貧しさのため、主婦の働きが経済上どうしても必要もあるが、その場合にもできる限り、個々の家庭の生活設計に合わせた、主体性のある働き方が考えられてよいと思う。

このことは、主婦が自らの健康を守り、主婦として家庭責任を果たすうえから、ぜひ考えてほしいことである。

主婦農家といつても、10アール、20アールでいどの零細兼業ならとも

かく、50アール以上の経営規模を持つ農家の主婦の工場通いがかなりみられるため、この点を十分考える必要がある

主婦の中には、農業と勤めで一日の労働時間が、8時間以上12時間という長時間におよぶものも少なくない。しかも家事労働が加われば、まさに一人三役の過重労働となつて肉体的、精神的負担は並みたいではない。

そうならば、まず第一に過労から主婦の健康が心配になる。たとえ農外就労が農閑期に限られるとしても、以前のように農閑期は家事作業を主に、いくらかでも体を休めることができたころとはちがい、農閑期の工場通いから、休む間もなく農繁期のきびしい農業労働に移つてゆく。疲労の蓄積による健康障害はまぬがれない。一般に農家の主婦にはがんばりやが多いので、それだけに疲労の蓄積度も高い。

すでに工場勤め的主婦からは、肩こり、目の疲れ、その他機夫症的症状が訴えられており、最近では過労と栄養不足から貧血症に悩む主婦もかなり多い。勤めに時間がないため、栄養価の低いインスタント食品にたよりがちな食生活にも原因があるう。

(2) 粗雑になりやすいくらしの内容

第二には、主婦不在によつて、日常の家事、育児にも手がまわりかね家庭生活全般が粗雑になりやすい。忙しくても家族みんなで農業をしているときはまだいい。夫や家族が勤めに出ると、服装からつき合ひの仕方までが変化し、残存する旧型と近代型とで複雑になり、主婦の仕事も増える。その主婦までが勤めに出てしまうことになつたのだから――。

年寄りのいる家庭では、毎日の炊事や子守りは、栄養だのしつけだのと、やかましくいかなければ、けつこう間にあつていくが農村にも核家族が増えて、主婦が帰つてから食事のしたくをしなければならない家もかなり多い。

この点、都市の共働き家庭と変わらない。

農家生活は長い間、生産労働が主体で、家事はほんの片手間しごととされてきた。従つて農村には、主婦不在のような家庭がもともと多かつたのである。戦後の生活改善運動は、農家の人々の生活問題への関心を高め、衣食住への知識、技術が普及した。しかし、その主婦たちがどつと工場勤めに出てしまい、せつかくの知識も技術も、くらしに役立たず農村には再び主婦不在のような家庭が増えていると見られる。

(3) 保育所やカギつ子施設の充実を

第三に、工場勤め的主婦のうち、半数近くが、20代、30代という乳幼児や学童をもつもので占められていることは、こどもの問題と切り離して考えられない。

保育所や学童保育施設が、地域や職場に少ないため、置きざりにされる幼児の事故、不良化への危険。さらに農村地帯にも交通事故多発で一層危険が増え、新しく社会問題となつている。

この主婦の過労による健康障害、放置されるこどもの問題は、かつて兼業化による「主婦農家の諸問題」がクローズアップされた当時、保育施設など、農村の福祉施設の貧困が主婦たちから訴えられ、マスコミも多様な角度からとりあげ農村に対する福祉施策の不十分さを指摘した。

また、当時の児童福祉審議会家庭部会（厚生大臣の諮問機関）は、こうした農村生活の実態を「農村家庭は崩壊の危機に頻している」と警告した。

それからもう数年になるが、その間「日本の米は女性の匂がする」といわれるほど、国の食糧生産を支えてきた農村の婦人たちが、いま諸物価の値上がり、農産物価格の低迷停滞、米の過剰問題を契機に、こんどは他産業へ働きに出て、その労働力不足の一端をカバーしはじめているのである。しかし、

このように常に底辺にあつて生産を支えている農村婦人に対する、国や地方自治体の福祉政策は、当時に比べて、これというどの前進、充実は見られない。

以上が農家の主婦の農外就労の現状からみた問題点のあらまじだが、いまのところ、工場通いをする主婦のなかには、明確な雇用契約や就業規則もなく、身分の不安定なままパートタイマーや臨時工として働いているものが多い。

賃金も、未熟練で単純労働であるため極めて低い。今後は社会保障の適用、適正な賃金、職場の定期健康診断、労働環境の整備など、雇用条件の改善とともに、地域や職場への保育所の設置など、働く農家婦人に対する福祉政策の充実が望まれる。

3. 農家主婦の農外就労の実態

(1) 不安定な臨時やといが多い

どのくらいの数の農家婦人が工場通いなどを行っているのか。労働省婦人少年局が行なつた「農家婦人の農外就労に関する調査」(43年7月)の結果をみると、あらまし次のような傾向がうかがえる。

回答者1,900人のうち47%に当たる農外就労者を兼業種別にみると、一農家が43%、二農家では58%の主婦が、何らかの形で勤めていることがわかる。就労形態別には農外就労者全体の $\frac{1}{2}$ を上回る36%が、不安定な臨時やといであつて、恒常的な勤務者は19%程度である。職種は本職い、臨時を問わず製造業が一番多く、次が建設業となつている。

企業の規模は30人未満の小規模工場や事業所に勤めるものが多く、ほとんどが単純作業に従事、勤務時間は平均8時間40分と長い。臨時雇いの年間就労日数は平均83日、時期はやはり農閑期の12月から3月にかけて働

きに出るものが多い。

賃金はほとんど日給、年間の平均収入51,000円と少ない。働き出した時期は昭和39年以降が8割、そのうち6割が41年以降、つまり最近である。

一方、恒常的な勤務者の賃金は、日給月給制が最も多いが、年間の手取り平均収入は低く190,000円に過ぎない。勤め出した時期は、臨時勤務者と同様に、39年以後が6割と多い。

農作業と農外就労の関係をみると、農作業のほうが多いもの50%、農外就労のほうが多いもの45%、両方向い程度が5%となつている。

そこで、一年のうち田畑に出る日数は60%の主婦が150日以上で、そのうち45%が200日以上、24%が250日も出ている。他の「農外就労婦人に関する調査」によれば、農作業は出勤前や夕方工場から帰つてからが、作業時間は2時間~4時間以上というものもある。そのため、農外就労時間と農作業時間の合計は少ないもので8時間、10時間以上12時間というものもかなりの数にのほつている。

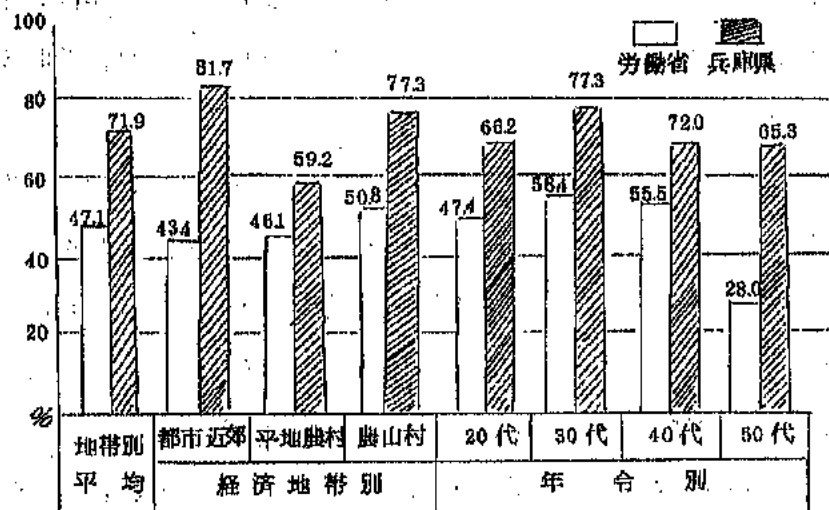
この調査は昨年(44年)12月の農閑期に行なわれたものなので、農繁期には当然農作業時間が伸びるため、年間の総労働時間の中に占める、農作業の割合はかなり高い。

(2) 変革期にきた「主婦農業」

この他に、兵庫県農業会館がとりまとめた「兵庫県農家主婦の農外就労の実態」(44年8月~11月)調査で兵庫県農協婦人部が行なつた調査があるが、その結果によれば農外就労婦人は、さきに紹介した労働省婦人少年局調査の全国平均47%よりもぐつと高く、72%もの主婦が農外就労をしてい

年齢別にみると30代が77%、40代72%、20代66%、50代65%とやはり30代、40代の主婦の割合が高い。(1図)
これを、さきの労働省婦人少年局の全国調査と比較すると、農村婦人の農

図1 農外就労の有無



外就労率の全国平均47.1%に対して、兵庫県71.9%と25%も高い。とくに50代の就労率は65.3%と、全国調査の倍以上を示している。この理由は、作業の単純化、平易化によつて、高齢者の就業機会が同県下に多いためである。

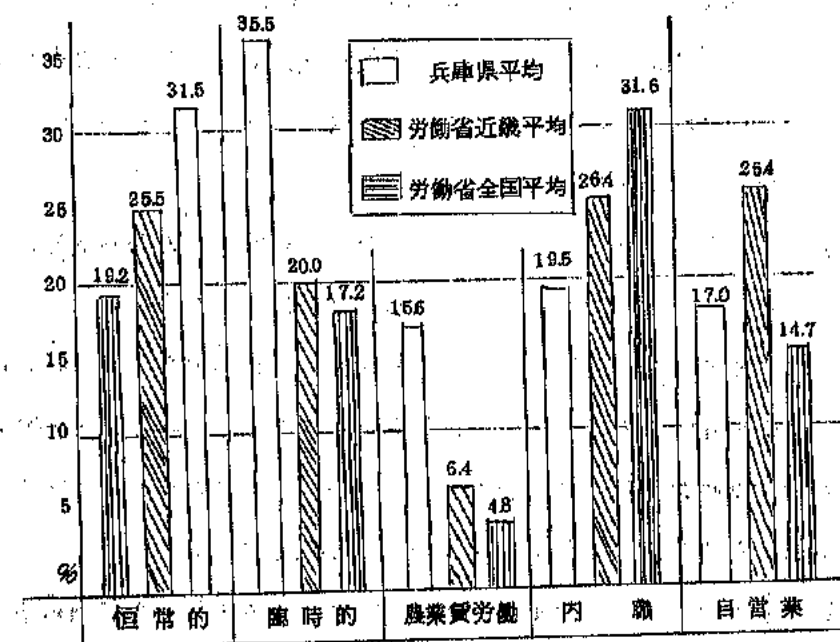
したがって就労形態からみても、恒常的勤務者は全国が19.2%、近畿の25.5%に比べて、兵庫県の平均は31.5%とかなり高いが反対に臨時的勤務、農業賃労働などに働くものの割合は低い。(2図)

この二つの調査の間には、一年ほどの時間的ズレがあるが、年を追つて労働力不足が深刻化してゆく中で、高齢者までが農業外就労に働き出る様相がうかがえる。

このことは、就業機会に恵まれた兵庫県という地域の特色であるが、大工業地帯を県内にもつ愛知県などとともに、戦後早くから兼業化が進み、主婦農家とか母ちゃん百姓による経営が圧倒的に多い地域だけに、その母ちゃんたちの農外勤めもまだ、全国に先んじて一段と早いテンポで進んでいることを示すものといえよう。

「主婦農家」といえば、戦後の農村で、主婦たちが農業の責任を持つことによつて、その経済的な地位を高め、家庭や部落の民主化に大きく貢献したものであるとして高く評価されてきた。その主婦農家自身が、農業を老人にあづけたり、片手間な荒しづくりにして、工場勤めに出るようになり「主婦農業」すらいま、大きな転換期に立たされている。

図2 農外就労の形態



4. 現地にみる農外就労

(1) 栃木県B電機メーカーに働く主婦

実際に現場で働く主婦の意見をきくため、栃木県Y市にある大手の電気メーカーの工場を訪ねてみた。ここは、同社が若年労働力を求めて大阪から進出したカラーテレビ専門の工場で10万坪という広い大な敷地を確保して、近代的な設備を誇るオートメーション工場である。

従業員約3,300人のうち、主婦パートは農閑期に200人、農繁期には900人くらいが働いている。パートの年間勤務者の出勤率は98%と成績がよいとのことであつた。

勤務時間は一般従業員が8時30分から5時25分(午前と午後各5分の休憩と昼休みは45分)の実働8時間勤務、パートは8時30分から4時25分までの実働7時間勤務、週5日制で35時間勤務、土、日曜日が休み。

パートの待遇は1時間130円(入社時120円、1年で時給10円の昇給)現在の賃金は手取り1ヵ月18,000円程度、このほか勤務期間に応じて年2回ボーナスが支給されるが、これも職員とは格段の開きがあつて、2年勤続者で給料の1ヵ月分程度だという。

この手取り1ヵ月18,000円という賃金は、農家主婦の農外就労による平均手取り賃金の17,200円(労働省婦人少年局「農外就労婦人に関する調査」)よりややよい程度であつて、30代、40代の働き盛りの婦人の拘束7時間労働の報しゆうとしてはかなり低い。その他、作業衣、食堂を始めとする福利厚生施設の利用、通勤費の全額会社負担などは社員と全く同じで、社会保険は厚生年金、健康保険、失業保険に加入している。

面接した5人の主婦は、いずれも勤続2年でパートのなかでの熟練者であつた。仕事はコンベアーによるテレビ組立ての流れ作業だが、パートはその

準備工程を受持たされている。

空気調整のきいた清潔な工場ではあるが、トイレに行くにも代替者にまわってもらふという流れ作業である。長い間、自然を相手に農しごとをしてきた中年の主婦にとって、なれるまでどんなに身心の疲労がひどかつたか、さつするに余りある感じであつた。

作業がオートメ化した弱電関係企業に多い週5日制勤務が、従業員の健康を守るうえから、さらにまた企業側としては能率のうえからも必要である点を強く感じた。

一方、この週5日制が、農家の主婦にとって好条件になっている。面接した主婦5人30代、40代のうち、3人が30アールから50アールの兼業農家で、みな農業を担いながら勤めている。米づくりのため、農作業は農繁期以外は土曜、日曜に集中しているのだという。農作業ばかりでなく、PTAへの出席もパートの主婦の集団的な欠勤や早退をしたりすること、コンベアーが止まってしまうので、週休2日だから土曜日に行くともいつていた。

土曜日と日曜日に、農作業やたまつた家事をするというが、そのうえに、金曜日に工場から内職を出してもらい、農作業は昼間、その夜から土、日曜日いっぱいテレビを見ながら家族ぐるみで内職にはげみ、15、600円を稼ぐという主婦もいた。長男の学費にかかるからだという。

パートの収入の使途は、教育費が最も多い。中には月2万円の銀行の住宅ローンの返済に当てている主婦もいた。それだけにこの主婦たちは仕事に熱心で職業意識も強く長期勤続のパートタイマーの待遇改善を強く訴えていた。

いまのところ、同工場のパートタイマーの雇用は、2ヵ月更新になっている。「同じ働くなら本職員への登用の道を開いてほしい」とは、どの主婦からの要望であつた。

また、賃上げにしても、現在要求を出しているが、パートタイマーは組合に入れないのでいまのところ組合からの援助も期待できないと、パート勤務者の孤立をなげき、組合や会社に対する不満をもらしていた。

これまで中年以上の農家の主婦には、雇用労働者として、工場や事業場で働いた経験をもつものが少なかった。その中で、2年間の工場勤めが働く婦人としての自覚をうながし、主婦たちの中に、農業をしているときとはちがった、労働者としての権利意識が育ちはじめているようであった。

(2) 鹿児島県M電器メーカーの例

太平洋ベルト地帯から、土地と労働力を求めて、大企業がそくぞくと純農村地帯に進出を始めている。鹿児島県伊集院町に、44年10月から稼働始めた弱電の大手M電器工場もその一つであった。

同工場には、現在従業員が715人。そのうち正社員は500人、婦人嘱託社員と称される農家の主婦などが170人、夜間勤務専門の男子嘱託社員が45人いる。この工場での正社員500人のうち8割が昨年または今年高校を卒業した若い女性で、基幹労働力になっている。月給は高卒初任給が31,500円(中卒26,500円)である。

しかし、これに対して婦人嘱託社員の賃金は、1日8時間労働で日給1,050円、仕事の内容は正社員と全く同じだという。

なお、夜間勤務の男子嘱託社員は、全員が農家の経営主、または農作業の中心的な担い手で、平均37歳(30歳から46歳)である。勤務は午後4時半から午前1時まで、1カ月まるまる働けば、深夜手当など含めて46,000円ほどとなるという。これも仕事は正社員の若い女性と同じで、若い女性従業員の不足を、農家の主婦や世帯主が補なっているというわけである。

(3) 地域と男女の二重格差の中で働く山村の主婦

農外就労といっても、地域による格差は大きい。ここに紹介した①B電機のような一流企業と異なり、山村にある零細な下請け工場に勤める婦人の場合は、論外な低賃金に甘んじて働き深刻な状況にある。

兵庫県社会福祉協議会が調査した(41年)同県の美方郡美方町の主婦は、農業と農外就労の典型的な山村農家の型である。

耕地面積は30アールから60アールが60%、平均53アールという小規模経営のため、全農家の7割の世帯主が出稼ぎに出ている。にもかかわらず昭和40年の農家所得は平均43万円で、県平均の半分にすぎない。そのため主婦も農業のかたわら、近くのメリヤス、靴、手袋などの小規模な工場に稼ぎに出るものが多い。これにいわゆる出稼ぎと内職を加えたものが、この主婦の主な働き口である。

メリヤス工場は、10人から20人の零細規模で、勤務時間は朝8時から夕方5時が定時だが、出来高払いのため、早い人は朝の農作業をすませて早朝7時半に出勤、全員が工場から帰るのは夕方6時半ころだという。しかし収入は6,000円-15,000円、平均12,000円という低さである。週休はあるが社会保険には一切加入していない。

また、二つの靴工場にも、50人ほどの主婦が働いている。20歳から55歳までの婦人で、平均年齢は40歳、9割が子持ちである。

給料は日給月給制で、1日平均女500円、男が1,000円、熟練が必要なミシン工以外は単純作業なので賃金は安い。親に子どもをあずけてきている若い婦人は、勤め始めてまだ日が浅いとはいっても、日給350円だという。

勤務時間は朝8時から夕方5時まで、昼に1時間、10時と3時にそれぞれ

れ10分間の休みがある。労災保険には入っているが、健康保険には加入していない。350円は論外としても500円という日給は、この工場が特別悪いわけではなく、当時のこの地域の相場であつたようだ。

山村のため、この他の仕事といえば、道路工事くらいなものだが、土方仕事は不定期であり、朝7時半から5時半まで、炎天下で男子と同様に働いても、賃金は男子の1日1,000円に対して女子は600円と格差がひどい。地域差の上に、男女格差が重なって、主婦たちの不満は大きい。

(4) 収入はいいが危険なゴルフキャディ

同じく兵庫県下の猪名川町の主婦には、ゴルフキャディが多い。周辺にはゴルフ場が多く、200人もの主婦がキャディとして働いている。大部分は通勤1時間以内で、ゴルフ場のマイクロバスで通勤する。キャディの平均年齢は40歳(30歳から50歳)、試用期間3カ月で本雇いされ、1日300円から450円の固定給以外はすべて歩合給である。1コース300-400円、1日、1回半-2回半ラウンドが相場で、平均月収は3,000-33,000円ぐらいになる。農繁期にはキャディが減るため、1人で4人分のバッグをうけもち、月70,000円を稼ぐものもあるという。

社会保険は完備していて、失業保険、健康保険、労災保険など、全員に適用されている。休暇は月2日の生理休暇、4日の公休がある。これ以上休まなければ、2,300-4,000円ほどの皆勤手当が支給される。

労働時間は早出が朝7時から夕方6時、遅出が10時から8時で、農業や家事、育児に手がかけられないものは本職にしているが、多くは農繁期に欠勤するアルバイト勤務である。重さ9キロもあるゴルフバッグも、なれば田植えより楽だという主婦が多いという。内職などよりはるかに高給で、家のおずらわしさから逃れられるため、農家の主婦にとってはキャディが一石二

鳥の魅力になつているともいう。

しかしその反面、ボールが頭や足にあたったり、重いバッグをかついでいて芝生に転倒したりすることも、年間数十件起こる。何か月も病院通いをする場合もあることもある。

5. むしばまれる工場通いの主婦の健康

——長野県八千穂村の調査から——

このような零細企業は独自の建物をつくらず、農家の納屋や物置きなどを改造して機械を持ち込むため、設備も不完全なものが多く労働条件、環境も悪い。

当然、そこで働く主婦たちの健康にも問題が出てくる筈だが、企業の規模が零細なために、その実態が明かにされていない。

日本農村医学研究所(若月俊一所長・長野県南佐久郡白田町、長野県佐久総合病院内)では、これらの問題をは握しようと、同病院が10年前から健康管理を行なっている同県八千穂村の住民検診を機会に、内職や工場通いをしている主婦についてインタビュー調査を試みた。

八千穂村には部落が22あるが、その部落数より多い51もの工場が、ここ数年のうちに進出した。主に弱電関係の工場である。だが、雇用者数10人未満というのが、51工場のうち35工場、納屋工場25、独立工場10、というように小規模なものが多い。したがって工場内部の換気、照明など、労働環境も悪い。

このような工場に勤めるこの村の主婦の機外就労率は42%にも達し、なかでも30代、40代の主婦の就労率は高く、50%におよんでいる。

調査結果によると、主婦の健康障害のうち、自覚症状のトップは「肩こり」で40%近い。また同じくらいの率で「目の疲れ」を訴えている。そこで、

内職者や工場通いの主婦の視力を5年前と比べてみると、内職や工場通いをしていない主婦の視力低下が3割強なのに対して、4割から4割5分も視力がおちていることがわかった。とくに弱電関係の工場に勤めているものにひどい。

賃金は、ほとんどの工場が時間給で100円から120円、日給の場合は800円から1,000円である。内職にいたつては1時間せいぜい30円から40円程度にしかない。農村の納屋工場といつても、最近ではコンベア一方式が多く、出来高給、能率給が加味されるなどして、労働の密度の高さが要求される。

健保、労災など社会保険への加入状況も低く、ことに納屋工場では、社会保険、労災保険に14名しか加入していない。また、雇用契約なども明確でなく、会社の都合でいつでも解雇できるなど、労働条件にも問題が多いと同研究所は調査結果を報告している。

6 農外就労の対策

(1) 営農対策

以上、調査結果やさまざまな農外就労の事例が示すように、主婦たちの労働時間は、平均8時間と一般勤労者並みのものが多い。このため兼業農家の主婦が家庭と職業を両立させることはなみたいていのことではない。都市の共働きの主婦と同様工場づとめと農業と家事と、1人です役を背負っている。

同じパートタイマーでも、都市の家庭の主婦の場合は、比較的近くに適当な職場も得やすいし、賃金も高く、短時間就業の本来のパートタイマーで、家庭としごとを両立させやすいが。

それだけに兼業農家の主婦が外に出て働くためには、生涯、生活の両面にわたって、できるだけ出やすい条件づくりをすることが、農外就労への第一

歩といえるのではないか。

このうち家庭関係は別項の「農外就労と家庭生活」の項にゆだねなどして、ここでは、主婦が農業を続けるのなら、どのような経営にしたら、農業からの収入を低下させず労力の省力化もできるか、それにはどんな方法があるかなど、農業面について考えてみたい。

一つは、農外就労をする主婦自身がたてるそのための計画、一つは営農の合理化について農協などの援助、企業側の協力を求めることなどが考えられる。

まず第一の、主婦自身の問題では、これまでの「主婦農業」をそのままの形で継続するのか、よく検討してみることが大切であろう。夫の収入と主婦農業だけでは生活が成立たなくなつたからこそ、主婦が工場づとめに踏み切るのだとすれば、従来の主婦農業のやり方では、過労から主婦の健康がそこなわれることは当然のことといえる。それならば経営規模を減らして他に方法を求めるとか、米づくりならこれまでの個別作業から、主婦農家同士の「共同作業」「集団栽培」を覚え会うとか、農協や専業農家へ「請負耕作」に出すなど、地域でできる適切な方法を選んで、主婦の過重労働を防ぐことを第一に考えてみたい。

主婦農業も、もうこの辺で割り切つて、労働面は委託するなどして、大切な経営管理面を主婦がしつかり握つて采配を振るつてゆく——というように、新しい「主婦農業」のあり方を考え、実行に移してゆく、そんな時期にきているのではないだろうか。

——愛知方式の稲の集団栽培——

そこで「主婦農業」の合理化を目的として進み成果をあげた「愛知方式の稲の集団栽培」を、一つの事例として紹介しよう。

愛知県下に普及している稲の集団栽培は、もともと主婦農業の合理化を目的に、愛知県農業試験場の西尾敏男氏によつて発案され、推進されたものである。

西尾氏がこの集団栽培をはじめた動機は、10年ほど前当時愛知県の農家の兼業化が激しく、夫を他産業に送り出したあとをひきうけた、いわゆる母ちゃん農家が、家庭や主婦自身の健康をぎせいにして、米づくりに精を出していた。しかし、秋の収穫ははかばかしくない。そんな状況をみていた西尾氏は農協婦人部や青年部を対象に、集団栽培の指導を始めた。部落ごとに営農集団をつくり、合理的な米づくりによつて、農業からの収入をおとさず、主婦の手を家事、育児に振り向け、うるおいのある生活を送ってもらおうというものであつた。

初めのころ「誰にでも乗れる 稲作三等列車」西尾氏がといつていたように、誰でも集団栽培への切符、つまり参加する意欲さえあれば参加できる仕組みであつた。初めから高度の技術の人の乗る特急列車でなく、素人百姓に近い主婦農家たちに、乗つてから一緒に勉強しようと呼びかけたものであつた。このため愛知方式の集団栽培は、6、7年の間に県下各地に根付いて営農集団ごとに機械化が進み共同作業が行なわれ、主婦は米づくりの重労働から解放され、西尾氏の目的は一応達せられた。

ところが最近の他産業の人手不足は、この集団栽培によつて時間的余裕のできた兼業農家の主婦を、軒なみ他産業に引張り出す一方、主婦たちも苦しい家計をカバーしようと、会社、工場へ勤めに出るようになった。ことに中高年婦人になると、ひまがあるとき遊んでいるのはもつたいないと日銭稼ぎに出るひが多い。

これでは、農村から他産業への就業者を送り出すための「集団栽培」のよ

うなもので、「うるおいのある、人間らしい暮らし」を目標に指導した西尾氏にとつては、結果が裏目に出てしまつたことになる。

しかし、農工一体化、農村工業化政策が進められ兼業化さえ懸念されているとき、このような生産の組織化は、単に農外就労主婦農家対策としてだけでなく、一般農家にも要求されている時代ではなかろうか。

(2) 働きよい職場づくり

教育費や家計費の不足をカバーするため、農外就労を続けたい希望者は、いま圧倒的に多く、8割もある。

農外就労の経験者は、労働省婦人少年局の調査に対して「農村にもつと工場をつくつてほしい」「勤めに行くために交通の便をはかつてほしい」「家でできる内職を紹介してほしい」と要望している。この中でとくに20代の若い主婦からは「保育所を設置してほしい」と強い訴えが出されている。

兵庫県農協婦人部でも、この点について、国、県、市町村に、また特に、自分たちが所属する農協に対して「有利な内職のあつせん」「農外就労の紹介」と、営農面の合理化について、「請負耕作」「共同作業」「集団栽培」など、愛知県の事例として紹介したような指導援助を、農協が積極的に進め、その役割りを果たしてくれるよう大きな期待を寄せている。主婦たちに指摘されるまでもなく、これまでの農協は営農指導に重点がおかれてきた。今後は兵庫県農協婦人部員が要望するように、農外就労対策の一つとして、内職のあつせん、農外就労の相談など、農協や農協婦人組織として、もつと積極的に、取上げていくべきではないか。

この問題について、農協の運営方針を、営農と生活の二本立てとして、生活指導のほうの一步としては、農村工家協業組合（しごとは組合員主婦を対象とした縫製）を設立し、順調な歩みをつづけている農協がある。愛知県豊

田市松平農協で、ここでは単に主婦たちに就労の場をつくつただけでなく、今後、企業が進出する場合は、賃金、労働条件などのうえで、大きな影響をおよぼすものとして期待がもたれている。そのしくみはあらまし次のようになっている。

——— 愛知県松平町農村工家協業組合 ———

愛知県豊橋市松平地区でも、主婦のマイクロバス通勤が多く、カギつ子は増加した。そうかといつて、農外就労をやめるわけにもゆかない主婦の間から、職場を町内にという要望が高まった。

この組合員主婦の要望にこたえた松平農協（組合長・河合祐一氏）では、農業振興にも限界がある山村であるので、組合員の兼業対策に乗り出すことを決めた。3年前のことである。

主婦が対象なので、職種には、自動車の部品や衣料の縫製を選び、44年1月「松平町農村工家協業組合」を設立した。仕事は組合が請負い利益を組合員である主婦に分配するというもので、従来単なる工場誘致ではない。農協と組合員が新しく協業組合をつくり、中間マージンを排して主婦を低労賃から守り、農家の生活と兼業をうまく調和させようというねらいである。したがって賃金や労働条件など、働くもの本位で主婦たちに喜ばれている。その柱は6項目からなっている。

①7時間労働（奨励）で賃金は1日1,100円、現在は週休制だが将来は週2回の休日が課題とされている。

②通勤距離は徒歩で片道15分以内（事業所を分散して通勤距離を短縮している）

③利益配分を高くする協業なので、賃金を支払うほか組合員に利益を分配する仕組みである。（現在1日1,200円で、地元の他の企業より高く、通

勤兼業にくらべても高い）

④労働環境をよくする（育児室や食堂を設けたり、帰宅後の家事労働も考えてあまりきつい作業をやらせない）

⑤組合員だけでなく、地域の生活改善に役立てるため、たとえば食堂で料理教室を開いたり、図書室、集会室を利用させるなど

⑥社会保障についても今後検討する。

以上はこの協業組合の労働条件であつて、組合総会で確認されている。

いまは松平地区内に8カ所の事業所が設置され、約200人の主婦が働いている。今後の目標は一応15カ所400人で、これは当該地区の農家数の半分に当たる。

賃金の1,200円は、この地域としてかなりの高水準だが、一種類のみの場合の景気の不況時を考慮して、仕事の種類をふやしてゆく経営計画だといわれる。

経営もいまのところ順調で、農協の特別会計という形式をとっており、営農指導と同じ比重で力を入れている。この農協では、経営を順調にさせている原因の一つは、事業所の建物の新築が1カ所だけで、あとはこの地方の農家が古くから副業にしていたガラ紡工場（100平方メートルほど）の遊休建物を1カ所月1—2万円ほどで借受けていることにある。

17人の主婦が流れ作業で自動車の座席カバーの縫製をしている事業所で働く主婦は「これまでマイクロバスで片道1時間もかけて豊田市内へ通勤していましたが、工家組合ができたので通勤をやめてここで働いています。家から5分ほどなので体がらくです。8時15分に始まって4時15分に終業ですから、家事やこどもの世話、農作業、と十分に時間がとれます」と語っている。

また、「農村工家は農協が責任をもつて運営してくれるので、普通の工場にやとわれるよりも、仕事にやりがいがあります。また、気心の知れた隣り近所のものばかりなので、気苦労がなくて楽しく働けます」と、農協経営に信頼を寄せている。子どもが急病にかかった経験をもつ主婦は「これがマイクロバスで遠方に通勤していたらどんなに困ったことが、考えてもぞつとします。やはり主婦の職場は、保育所などが完備していない場合は特に、家に近い場所がよいと思います。この農協の事業が失敗しないで、いつまでも続いてほしい」と願っている。

この事業所は年間就労制なので、主婦は農繁期も休めない。そのため農協では、田植機やバインダーを購入、工家組合に入っていない人を登録制にして、田植え作業員を確保して農作業面を援助している。

兼業農家の農外就労対策として、農協が乗り出した先進的な事例として評価できよう。

(3) 工場側の協力 ——— 農業が継続できる勤務体制 ———

たとえば、これは男子に対して特別な当面の体制として農業が継続できるような勤務体制を、工場側が工夫している次のような事例がある。長野県下伊奈郡阿智村にある阿智興亜電工株式会社の事例を紹介しよう。

この工場は、長野県の伊奈谷と不曾谷の中間にあり、低抗器メーカーである。勤務者は平均年齢40歳くらいで、農家の世帯主が大部分を占めている。

勤務時間は変則週48時間制を採用している。つまり日勤(8時20分—20時20分の12時間)、夜勤(20時20分—翌朝8時20分の12時間)である。

これに休日をはさんで週4日勤務制、うち夜勤は週2日なので、1週間のうち5日間は昼間は農作業ができる。現在2,000人の従業員がいるが、通

勤を考慮し、村内に200人—300人の小工場を分散させている。賃金は年間ボーナス込みで55万円ほどだという。

この例は、男子を対象としたものであり、また、全面的に良しとするものではないが、婦人を主体とする事業場でも、いろいろな方策が着られてよいと思うので紹介してみた。婦人を対象とした場合には、地域の状況によって、保育所などぜひ併設してほしい。

なお、このほか従業員家庭の農作業(主として稲作)を、工場側が援助する事例も多くなっている。とくに広島県下では、工場が田植機やバインダーを購入、会社の従業員の中からオペレーターを養成して、農家出身の従業員家庭の田植え、稲刈りを受持ち、農繁期中も安心して就業できるように援助する。こんな企業も増えてきたが、

(4) 半月交替の工場勤め

北陸や東北地方には、冬の農閑期の数カ月を家庭をあとに遠隔地へ出稼ぎに出る主婦も多い。

石川県下の半農半漁の能部町もその一つで、冬の長いこの町の主婦たちは、これまで10月から4月ごろまでの半年間、庄に隣西、中京方面の繊維や食品加工関係の工場に出稼ぎにいき、夏は農業のかたわら失業保険を受けるという暮らしをしていた。

このような変則的な暮らし方について、主婦たちがどう考えているか、同町の職業安定所でアンケート調査を行なったところ、「家庭や子どものため、出稼ぎをやめて通勤で近くへ勤めたい」という希望が圧倒的に多かった。

このような希望から、能部町の職業安定所では「半月交替の就業システム」を考案、いま試験的に実施している。その方法は同県小松市安管内の織物工場と契約を結び、主婦をA、B2班に分けて、A班が月の前半を、B班が後

半を働くというように、A B、各1班12名の主婦が、半月交替で勤務している。交替時には会社がマイクロバスで送り迎えをする。つまり半月工場に勤め、半月は家庭にいることになる。

1カ月の稼働日数は12-13日、賃金は手取り2万円程度になるという。この方法はまったく新しい試みで、半年間も主婦が家庭を離れる長期出稼ぎよりはずっとよいとしても、家庭責任をもつ主婦の立場から、また、子どもを育てる母親として、1カ月のうちの半月もの空白にはやはり問題が残る。しかし、長期出稼ぎに対する次善の策としては効果は少なくない。

7 職業人としての意識の確立を

(1) 技能習得への希望

最近、農村婦人の間から「農外就労につくための職業訓練をしてほしい」(兵庫県農業会館)という意見が、少数ながら聞かれるようになった。

農家婦人の低賃金の原因が、不熟練労働にあることから、労働省その他関係機関や団体でも、この積極的な要望に応じて、農家の中高年婦人の技能習得について援助の策を講じてほしい。

主婦の農外就労の目的が、日常の生活費をはじめ、子どもの教育、自分の自由なこづかい、衣料や家具の購入、家屋の修繕、借金の返済、営農資金など、現在では生活に欠くことのできないものとなつていく。

そのためにも、間に合わせ的な労働者とされて、単純労働に従事していたのでは賃金は上がらない。全部が全部とはいくまいが、意欲をもつて、それぞれの才能、能力に応じた技術を習得し、職業人として自覚をもつて勤めてもらいたいものである。この技能の習得は20代、30代の若い主婦にぜひすすめたい。それが、すでに必要な時期、状況に来ているといつてよいと思うからである。

これから国が進めようと計画している農工一体化、農村工業化対策は、いまその具体化へ、農林、通産、労働3省の間で検討が進められている。これを受けて立つ地方行政として、どう対応するか関係者の間で農工懇談会などが開かれている。岡谷市をはじめ内陸軽工業の先進地をもつ長野県でも、農業団体と工業側とで話しあいが行なわれているが、工業側の意見にはかなりきびしいものがある。席上、工業側から次のような意見が出された。

「現在は労賃の高とうから、生産費に占める人件費の割合は高まる一方であつて、これ以上人件費が上がつては企業の採算はとれない。したがつて、今後は一層機械化、オートメ化を進めてゆく。このため昭和50年を待たず、47、8年ころには、能力の低い未熟練工には、企業として頼れなくなるものと考えている。

したがつて賃の低い中高年層や主婦のパートタイマーなどでは勤まらなくなることが予想される。人間を量的に使つての高度成長はもはや限界にきている。単に低賃金の労働力を求めるなら、国内農村よりも韓国、台湾、東南アジア諸国など、海外に工場を進出させるほうがむしろ効率的だ」(全国農業新聞長野県版、45年8月28日号)。

これを農業側からみれば、身勝手な意見といえるが、ただ、これからは男女を問わず、技能労働者が要求されることは間違いない。このような例として、広島県江田島に庄む54才の主婦は、造船所で雑役として働くうち、婦人でも技術を身につけることの重要性を知り、若い男女にまじつて溶接技術を習い、2級溶接士試験にパスしたという話をきいている。職種を選ぶのは自由だが、農家の主婦にとつても、十分に参考にしてもらいたい話題である。

(2) パートにもほしい労働組合

ところで、前述のように、企業側は、将来良質でない労働力は不必要になる

だろうといっているが、現実には低賃金の主婦労働によつて支えられている面もある。前述の農家の主婦が、企業の景気の安全弁であつたり、近代的な生産設備を完成させる間の、間に合わせ的労働力に利用されるのでは、面白くない。

それにつけても、農家の主婦たちが、職業人として生きてゆくには、これまでのように耕地を、米づくりを生活の安全弁として、職業に対するきびしさを欠くようなことがあつては企業の「ど都合」にしたがう結果になる。農家の人々の意識の底には、自家生産の米が家族の食糧を保障してくれるという一種の安心感があつて、安い賃金に甘んじていたともいえるようだ。

就職に際しても縁故にたよるものが多く、その就職経路の8割が親せき、知人、隣り近所等の人々の紹介によつている。このため部落の因習や義理を、企業側から利用され、低い賃金をおしつけられるという点も見逃がせない。

技術の向上や職業意識の確立については、農村の主婦の問題にとどまらない。最近の人手不足の中でも、大企業などでは婦人の若年停年制や結婚退職、共働きや出産へのいやがらせなどなくなったとはいひきれないし、熟練した給与水準の高い婦人労働者すらを常用からはずし、低い労働条件で雇えるパートタイマーに切りかえて使おうとする事例もあるという。このような婦人労働者全体の問題とまったく切り離して考えるわけにはいかないであろう。

このような兼外就労の婦人を含めた現状からみても、さしあたつての問題として、さきに8電機に勤める主婦が要望していたように、労働条件などの改善のため、パートタイマーや臨時雇い等の働く婦人の権利を守つてゆくために労働組合の結成あるいは加入の努力が必要ではないだろうか。

(3) 農村家庭にほしい共働き意識

共働きといえは、都市の勤労家庭の問題のように考え勝ちだが、田畑が職

場の農家の場合でも、2人が同じ職場で働いているのと全く同じことといえる。

ことに、主婦の労働なくしてはなりたたなかつた農業こそ、根つからの共稼ぎのはずだが、長い間自給自足の暮らしをしてきた農家にとつて、農業は職業というより、やはり家業と考えられてきた。

戦後兼業化が進み、男たちは他産業に転出、そして主婦が農業経営の実際上の責任者となつた。こうなると、名実ともに共働きであり、形の上でも都市の共働き家庭と変わりがなくなつた。

それでも、戦前から農家生活を経験してきた中高年層の婦人には、農業は依然として家業であり、そこからは職業意識は生まれにくいのだ。この点は農家の男性も同じことで、農村家庭では夫婦ともども、共働き意識に欠けている。

もう一つ、農家の主婦に職業意識が育たなかつた要因として、農家経済が農協に依存し過ぎてきた点があげられる。米代金にしろ、肥料にしろ、売つても買つても、各自の手に直接かからずに、農協の口座で万事が済んでしまふ。ことに主婦の場合、どれだけもうかつたのか赤字なのか、知らずにすんできた。

しかし今度は勝手がちがう。これまで他人に雇われたことのなかつた農家の“母ちゃん”たちが、初めて自分の労働力を時間で売つて、賃金を自分の手に現金でうけとるのである。長い間労働の対価を評価されずに働いてきた“母ちゃん”たちにとつて、これは革命的な変化である。8電機に勤める主婦たちの賃上げ要求も、まじめに働く中から育つた、おくれればせながら、また、おぼろながら労働価値への自覚がそうさせるといえるのではないか。このことは、これからの日本の婦人問題を変化させ、前進させてゆく、大きな

力となつてゆくことと私は期待している。さらにまた、時間はかかるであろうが、日本の労働運動を底辺で支え、前進させてゆく動力の一つとして育てゆくことをも期待したい。

そしてこれまで、農家だから“生産者”であり、都市生活者だから“消費者”だと、極めて単純な論理のなかで、常に対立的立場にあつた都市と農村の婦人が、これからは働く婦人、共働きの婦人（専業農家の主婦も含めて）という実質的なまた意識上の立場から提擧し、物価問題を初め、あらゆる生活問題、社会福祉、社会保障の問題等の解決へ、多角的、多面的に活動を広げてゆくことが望まれる。

Ⅱ 農外就労と家庭生活

戸板女子短期大学助教授

藤 枝 文 子

1. 農外就労に伴う家庭生活の実態

農業という家業を持つ農家の婦人が、夫に次いで農外就労に参加すると家庭生活はどのような実態になるか。この際の指標として「家族の形態」と「家族周期」をあげて分析を試みることにする。

(1) 家族の形態

一般に農業社会（町村）に支配的な家族制は直系家族形態といわれている。したがつて、夫婦と未婚の子どもからなる核家族形態は、現在のように農業から他産業への移行の時代には支配的になる傾向を示す。

表1は、核化の地域差を示したものである。これとは別に「婦人関係調査資料」47 農家婦人の農外就労に関する調査によると、核家族は調査対象農家の48.9%で農山村・山村地帯に多いと発表されている。（昭・43）

つまり、この二地帯は都市近郊および平地農村よりも交通が不便なので、通勤兼業ができないので自然発生的に家族の分散・移動が行なわれていることが原因といえよう。

表1 核家族化の地域差と推移

年	区分	全 国	大都市	中 小 市 町 村	備 考	
大正 9 年		60.0	73.5	72.6	56.9	資料出所 戸田貝三・家族構成
昭和35年		65.1	78.2	67.8	55.0	小山隆・世帯の分析
昭和40年		69.8	82.1	71.9	57.3	厚生省・厚生基礎 調査報告

今後の見通しとしては「農工一体」の経済政策による産業の再編成によつて、ますます兼業化は進むであろうが、労働力及び建設工地事情から郡部への工場建設も増加しつつあり、通勤兼業の可能性が強くなり、核化の動きはそう大きくは変わらないであろう。

そこで、一応、ここでは親夫婦、子夫婦による2世代家族の直系(複合)家族制を元として周期を取り上げることとする。

(2) 家族の周期

家族周期の区分として既に発表されているものは20種に余る。しかし、ここでは、前述のように「二世代家族」で「主婦が働く」ということを「家庭生活からみる」ための周期区分が必要である。

その結果、表2を作成し、各資料をのせて概要は掘に役立てることとした。

表2 家族周期と農外就労の概要

周期区分	I				II	III	IV
経過年数	1	5	10	15	20	25	30
家	夫の父	54才	60	68			
	夫の母	50	60	70	73		
	夫	26	30	40	50	55	
	妻	23	30	40	50	52	
	長男	0	4	小6	中12	高15	18
	長女	0	4	小6	中12	高15	18
族	長男の妻						23
	長男の長男						0
	家族数	4人	5人	6人	5人	4人	5人
農外就労婦人	年代別割合	12.1%		42.7%		32.9%	
	小学生以下の子ども	あり50.8%		なし49.3%			
	1人(440%)	3年		4年			
	2人(443%)	3年		4年			
	外働きしてよかつたこと	70.4%		30.5%		26.7%	
	家事・育児への影響の内容	夫のせわ		子どものせわ・勉強相手		炊事	
農外就労しない人	収入の使途	63.0%		55.8%		34.5%	
	農外は忙しなわけ	70.0%		30.4%		25.8%	
		自分のこづかい		子どもの教育		衣類・家具などのま	

資料：農林省「家族労働適正化対策樹立のための調査報告書」43年

表2は、家族構成と家族の経過年数の部分を農林省が43年に発表した「家族労働適正化対策樹立のための調査報告書」により、その一部を略したものである。つまり、同書は子どもの数を3人で構成しているがここでは次の資料内容との関係で2人とした。

それは、以下の農外就労婦人関係の資料（労働省、婦人関係の資料第44号・婦人関係調査資料第47）を上述周期にあてはめてみると、ほぼ近い割合の数値が推定できるのでこのような構成としたのである。

一般に家族のめぐりを考える場合、後継者が事実上財産の相続をうけるのは父死亡の時点からである。したがってこの家族制における周期は、長子の結婚から父死亡まで（第Ⅰ段階）、父の死亡から母の死亡まで（第Ⅱ段階）、母の死亡から後継者の結婚まで（第Ⅲ段階）とする。（註）「家政学」による。

（3）家族周期の各段階における家庭生活の実態と問題点

① 第Ⅰ段階（長子結婚から父死亡まで）

この周期を細分すると次の三つに区分できる。

ア 長子夫婦適応と親夫婦と実子としての長子の再順応期

イ 子夫婦は子女の出産により親夫婦より援助を受ける

ウ 親夫婦は老令化により経済的援助と身体的保護を必要とする

一般にアの段階における農外就労者は少数である。しかしこの割合は、恒常的勤務者が農家の長男と結婚する場合も考えられるので、今後ふえるものと思われる。

期間としては1～2年であるが、この間における家庭管理上のポイントは「新しい生活パターンの作成」それに付随した「時間と労働の計画と分担の決定」である。表3参照。

いうまでもなく、これは一例にすぎないがこのようなものが、アの段階で4人の知恵で作成されてスタートしている場合は、それはど問題はない。しかし作成されることなく、夫婦単位に別々の考えのまま次の段階へ移行してしまう場合が多く、そこに問題をばらむ。

表3 日課表例

時 間	活動	分担	父	母	夫	妻
6.00～6.30	起床 身じたく、掃除		○	×	□	✓
6.30～7.20	炊事			×		✓
	洗たく・配膳					✓
	家畜の世話・作業準備		○		□	
7.20～7.45	食事（給仕）		○	×	□	✓
7.45～8.00	後片づけ		○	×		
	身じたく				□	✓
8.00～8.30	出勤				□	✓
	休息		○	×		
8.30～12.00	仕事（間で休憩）		○	×	□	✓
12.00～1.00	食事 休憩					
1.00～5.30	仕事（間で休憩）		○	×	□	✓
5.30～6.00	帰宅				□	✓
6.00～7.00	炊事			×		✓
	風呂たぎ				□	
	掃除		○			
7.00～7.40	食事（給仕）		○	×	□	✓
7.40～8.30	入浴、片づけ		○	×	□	✓
8.30～10.00	計画検討、娯楽、読書		○	×	□	✓
10.00～	就寝					

（註）表中、若夫婦の出勤は、夫……季節就労または常勤、妻……「または」等だが、家族によつては親夫婦が上記の何れかの型の場合もある。

最近、若夫婦のへやを別にし、食事、入浴等は共通の場を用いるが、サイフも別にして暮らす家族がふえてきた。そして農閑期を待つて若夫婦は外へ働きに出る。妻は妊娠すると内職をするなどして稼ぐ。

このような夫婦単位の形式は一見近代化したように見え、当事者同志もよい暮らし方と思つている場合が多い。

これは、この段階で行なわれる二世世代家族の生き方の一例であるが、この際所得の高い低いにかかわらず、家事と家計の分担区分が明示されていない家庭が多い。特に家計の分担についてはお互いにさぐり合いをし、不要な精神的緊張でゆがみを生じているのである。

このような状態の中で親が外働きをすれば「気ばらし」になり（50代で49%を示している）、20代の若妻が外働きをすれば「生活にはりあい」がでる（70%）とか、「収入を自分のこづかいにする」というのが多くなる（63%）。

これは、後けい者が安定しないという風潮の中で、「兼業収入を本人たちの自由にさせれば、家をついてくれるだろう」という親自身の不安からくる甘やかしも原因しているのであろう。

しかし、親夫婦と子夫婦の間で家事や農事が分担されて、しかも夫婦単位の生産活動をするとなれば、家計の面でも、単にこづかい取り程度のあいまいな考え方でなく、家計の一部負担という連帯責任を負う自覚が必要である。

それを明示しておけば、相互に不必要なさぐりあいや欲求不満もなく運営される。特に、農家生活になじみのうすい賃金労働の稼ぎ高については働きの出れば「一日何千円」もとれるなどと思われる。

親子の何れが稼ぎに出ても一応内容を明示しあつて、家計分担の配慮をす

ることがのぞましい。

この段階では、子夫婦が親夫婦に依存して生活する過程である。その中心は幼児の養育分担部分といえよう。核家族ではこれを保育所等の施設にゆだね、それのない場合は内職を取り入れたりするが、止むを得ず鍵っ子にするものもある。

一応、この段階の家族間の緊張によるゆがみ等を乗り越えて迎えたこの段階ではあるが「子どものせわ、勉強の相手」が思うようにしてやれないと訴えている者が77%と多い。

そのうえ、この段階における基礎づくりとしての体制が不十分なままにこの段階に移行している場合が多いので、おとなはともかくとして、子どもへの影響は大きい。

特に、長子に次いで第二子の出産の3～4年目から、長子が祖父母と同じ布とんにねる率が高い実情からみても親夫婦への依存の程度がうかがえる。

妻の農外就労は第二子の出産をすませ、長子入学、末子3才くらいの段階から多くなる。妻の年令30才を越えたあたりでは43%を示している（資料47）。

このこの段階では「夫と妻」は「父と母」の立場に変わり、「親夫婦」は「祖父母」の地位に移行する。したがつて、家庭管理上のポイントは、よい家庭環境づくりにつながるので、親としての責任の自覚や家族員間の人間的調整必要性は、以前にも増して複雑ながら大切になる。

一方、壮年期の体力の好調と家庭における位置づけの安定が土台となり、家計支出の比較的少ないこの段階のため、財貨の蓄積の喜びも手伝つて大いに稼ぎまくることの出発点となる年代である。

しかし、幼児にとつては、人間性の基礎のおおよそが形成されるという

“三ッ児の魂”の形成期であるため、両親の努力と祖父母の協力のもとに適切な扱いがされなければならない。

実際は、哺乳の煩わしさがなくなるのを待つてすべて年寄りにまかされるので、かんじんの性格形成期は対策なしにすごされてしまう。このことは、次の段階への関心を希薄にする。

ウの段階は、妻30才の後半、長子15才のみたりである。60才代の親夫婦は体力的にも弱まり、子夫婦に依存する段階である。

この期間における家庭管理のポイントは、小学校、中学校という義務教育を受けるにふさわしい環境づくりと、子どもたちを家庭計画に参加させ責任の一部を分担させて、それを十分に身につけさせることである。

計画の面では、二世代夫婦と義務教育を受ける子どもとの連帯感の中で家庭が運営されるようにすることが大切である。

家事を年よりまかせにすることなく、みんなの参加で処理されるように配慮する必要がある。主婦にはある。

たとえば、子どもの食生活の面では、一生のうち最高にカロリーを必要とする(女12才 2,500 cal、男15才 2,870 cal)年代にふさわしい食事の供給がのぞましい。しかし、それについての適切な配慮がされないで表4のような現状になる。

これは、両親が働く工場地帯へバスで1時間の処にある中学の生徒が記録をとつたもので、細かいことは記録されていないが、両親が働きに出て△印のものを購入して帰り、留守番の祖母が炊事を担当している例である。熱量は1,500 cal くらいで約1,000 cal 不足、したがって中学校周辺の食べ物屋は学生の買いぐいで大繁昌というわけである。

表4 中学2年生徒の献立

〔直系家族〕

時 曜	あ さ	ひ る	よるる
月	ごはん みそ汁 かぼちゃ (煮つけ) つけもの	ごはん 卵焼き ハンバーグ △ 梅干し	ごはん なすの油焼き △ きょうざ △
火	ごはん みそ汁 ハ ム △ つけもの	ごはん ハンバーグ △ ハ ム △ 梅干し	ごはん てんぷら △ (いか さつまいも) かぼちゃ (煮つけ)
水	ごはん みそ汁 つけもの	ごはん ゆで卵 ふりかけ 梅干し	ごはん 野菜煮つけ つけもの
木	ごはん みそ汁 つけもの	ごはん ハ ム △ なすの油焼き	ごはん カレー △ つけもの
金	ごはん みそ汁 煮つけ (かぼちゃ)	ごはん 魚の煮つけ 卵焼き 梅干し	ごはん 煮物 (肉・ごぼう) つけもの
土	ごはん みそ汁 きょうざ	ごはん 煮物(肉・ごぼう) 梅干し	ごはん コロッケ △ キャベツ
日	ごはん みそ汁 つけもの	ごはん 目玉焼き ハ ム △ 梅干し	ごはん さしみ △ つけもの

次に都市周辺の核家族農家の主婦が、農閑期に外へ働きに出た場合の記録を表5に示した。週4回、朝食を欠いているが、このカロリーは前述の表4と大差なく、むしろ良い日もある。

これを教材として両中学では、青少年の食べ物について学習し、食事の欠点を話し合いで書き出し、所要量にもとづいて献立を作成し、調理実習してみても、家庭実習までにもち込まれないと担当の教師は嘆いている。

子どもたちが、この空腹を家庭へよい食欲として持ちかえるにすれば、あまりにもむなしい環境であるため、母が外働きに行くようになってからふえたこづかいで外食をしまぎらすようにしているのであろう。

せめて、義務教育の年代で、その人間の一生を支配するよい食習慣を身につけさせたいが、実態は大きなヒズミをうけてすどされている。以上、まずカロリーだけあげたが、栄養のバランスおよび内容の適否は育ちざかりの食事としてはたいへんに不満足のものである。

表5 中学2年女生徒の献立

〔核家族〕

時 曜	あ さ	ひ る	よ る
月	パン △ 牛 乳 目玉焼き	ごはん でり焼き オムレツ	ごはん 冷やつこ ひじき煮つけ △ サラダ
火	な し	あんパン △ メロンパン △ ジャムパン △	ごはん 野菜油炒め みそ汁 つけもの

時 曜	あ さ	ひ る	よ る
水	ごはん みそ汁 のり	ごはん いり卵 魚の焼物 ひじきの煮つけ△	ごはん てんぷら △ 魚の煮つけ
木	な し	あんパン △ メロンパン △ ジャムパン △ 牛 乳	ごはん 焼 鳥 △ からあげ △ 白魚のおろしあえ みそ汁 つけもの
金	な し	あんパン △ メロンパン △ ジャムパン △	ごはん でり焼き はすの煮つけ △ みそ汁 つけもの
土	パン △ 目玉焼 牛 乳	のり巻き △ ゆで卵 △	ごはん すき焼き
日	な し	ごはん ソーセージ △ みそ汁	ごはん 茶わんむし

この段階では、衣生活においても「個人の所有感情」の適切な発達により、整理、整頓、保存、自分ににあう色彩の選択等、一生涯身につく衣生活設計と態度の養成をする年代である。

しかし、忙しく働く母親は、買い与えた既製服がどう始末されているかも

知らず、高額の整理ダンス等も使い方の指導をされないままおかれている状態である。

住生活においても、子どもの要求も強く、一般の流行のように子どもの勉強べやがつくられる傾向があるが、その見回りもされず、夜は親のへやにいつしよに就寝する例も多く、子どもの成長に調和した生活にはなかなか進まない現状である。

さらに上の子どもは中学から高校の選択、および進学の間にはいるので、夫妻の協力で社会との関連をもつた子どもへの訓練、時に規制を真剣に進める必要がある。やがて、次の段階に進んだとき、子ども自身で自律的に社会への適応活動ができるようにしたいので、この段階は特別大切な意味をもっている。

② 第Ⅱ段階（父死亡から母死亡まで）

この段階は子どもへの教育投資の拡大とその母親の慰安期の環境作りが中心になる。

前段階の必要性をみたすような過程を経ていれば、ある意味ではすでに体制ができているはずの部分であるが、それが不十分であるとつまづきが大きい。

ここにその一例をあげる。

母64才、夫44才、妻43才、長男19才（大1）、長女14才（中2）、次男10才（小4）の主婦は家事と農事を担当する母（姑）を仲間同志の旅行（一泊）に出し、夕方帰宅したらまつくらな中に夫（教師）と子ども3人がコタツでねていた。腹立たしい気持ちを押しえながら夕食をつくって食べさせてからしみじみ反省したという。

姑に一切をまかせ、家事は女がするものという考え方が夫にあり、子ども

たちは新教育をうけていても、家庭生活の場は旧生活なので子どもたちなりの「家族の一員としての家庭生活のし方」というものが身についていないことを痛いほど反省しましたという（婦人問題懇話会々報ぬるより）。

やがて姑が働けなくなり、自分の身の回りの始末がやつとという段階から、さらに進行するといわゆるねたきり老人になり、精神的にも大きな保護を必要とする。

それを置いて毎朝働きに出る主婦は、昼の食事の手はずまでしていくので大変な努力である。この老人は、三度呼んだら一度くらいは返事をしてもらいたいといい、出かける時は猫や犬には「いつてくるよ」といいながら私には声もかけない、などと訴えている。個人の限界ギリギリの線はどこか、単純に引けるものではないが、この老人たちが若いころに予想した自分の老後とは全くかけ離れた現実である。とすれば、現在の働く者にはどんな将来があるのか、これも想像しにくい、この段階における母親の慰安期づくりにもう少し連帯感（家族や社会との）がほしいものである。

③ 第Ⅲ段階（母死亡から後継者の結婚まで）

この段階は形態上は核家族で、最も単純な家族構成である。したがって精神的な緊張感は少ないが、上の子の結婚準備資金の貯蓄や住居の改造等をする例が多い。

また、第二子の社会進出の時でもあるため資産分与の考えをもり込む傾向も出てきて一層支出を高める。特に、最近では教育期間の延長等も手伝って子どもが親に依存する期間が長くなっている。また子どもの数が少ないせいもあり親も子どもの依存を迎合するむきもあつて、一層子どもの自立をおくらせ、親を労働におい込む結果を生んでいる。

そのため、自分の老後の設計を考えるまでにいたらず子どもにつくしてい

る親が農村ほど多く、それが家庭円満のためであると思込んでいる実情である。

この段階における家庭管理のポイントは、経済の回復をはかり、老後に備えることと、趣味の再発見という二点であるが、この点について現在の50代の人たちによりよい指導が必要と思われる。

(4) 家族の態度

主婦の農外就労に対して家族はどのような態度を示しているであろうか。

このことについて「婦人関係調査資料第47」によると、賛成（積極的にすすめる、をあわせて）73.9%、不賛成（はつきりわからない、をあわせて）24.3%となつている。

直系家族における家族の態度については一概に賛成とか不賛成とかはきめられない場合が多い。それを、次の一例から類推してみよう。

母58才（水田30アール、畑20アールの耕作と家事担当）

夫35才（精米業経営）

妻33才（パート…朝夕の時間と週休2日農作業）

子8才（小学3年）

この主婦の収入は1時間130円、1日7時間就労で、手取り1万7千円くらい。その中から老母へ月5千円、子どもに1日50円ずつこづかいとして与えている。

夫は、妻の外働きを好まず、家にいて精米業を手伝いながら水田耕作や野菜畑の手入れをすることをのぞんでいる。

しかし、58才の姑は、家事一切を受け持っているため嫁が家に居にくいし、なお勤め先が週休2日制なので、朝夕と週2日の休日では姑の農耕補助の役割りも果たせるという実情である。そこでこの姑は、嫁の外働きをのぞん

でいる。

この場合、姑はまだ働ける年齢なのでそうさせているのであろうが、30代の夫婦単位にものごとを考える世代と、家族の仕組みなどを考えない働き方ですどしている世代との間にズレのあることがわかる。

つまり、一概に「家族の態度」といつても、その立場や年代における価値基準によつて、内容に相違があろう。

そこで、前述の資料第47の「家族の態度」を対象者の年代別に区分してその傾向をみることにした（第6表）。この場合、家族の誰の意見かはわかりかねるが、30代の不賛成が他の年代より高い割合を示している点を周期の段階と照し合わせると理解できる。しかし50代の賛成がどの年代よりも高いということは、それがどのような立場の人かによるもので、そこにも問題が提記されているように思われる。

表 6 家族の態度

	総 数		積極的に すすめる	賛 成	不賛成	賛成か不 賛成かは つきりわ からない	その他	不明
	実 数	%						
	899	100	7.6	66.3	10.2	14.1	1.7	0.1
20代	27	100	11.1	63.0	7.4	14.8	3.7	
30代	272	100	7.4	61.7	11.4	17.3	1.8	0.4
40代	416	100	8.2	66.8	10.6	13.2	1.2	
50代	184	100	6.0	72.2	8.2	11.4	2.2	0.1

資料：労働省婦人少年局「農家婦人の農外就労に関する調査」43年

2. 働き方と健康

(1) 一日の過ごし方(4つの型)

農業と家事の両作業をする生活の中へ更に農外労働を取り入れる生活を始めた人たちは、文字どおり三重労働の一日を過ごしている。

表7のせんい工業の早番・遅番の型は、現在他の産業でも婦人のパートタイマーにこのタイプが実施されている。

この型を一週間交替で10月～3月一ぱい4年間続けている47才の主婦は、次のように訴えている。

「二部制の勤務なればこそ、子どものめんどうも見られたし、農業と勤務が続けられた。けれども、最近体も弱わつてきたし、早出の時はどうしても睡眠不足で体にこたえる。勤めてからこのかた、毎日何かに追われているようでかなわないと(婦人問題懇話会々報66より)。

表7の弱電工業の型は最も普通のものである。この場合、夫と同じ事業所に勤務するパートの主婦は7時間制をとっている関係上、自分の勤務終了時間後は夫の運転する通勤の車の中で裁縫をしつつ5時半まで夫の勤務終了を待つという日課であつた。

また他の主婦は、夫の工場が遠いので、起床は夫と同時にであるが、自分の8時の出勤までを農作業にあて、帰宅後も夫の帰宅時間までは農耕をしていた。家事は姑にまかせているので、全くしないですむというのである。

農閑期になると、週休2日制の事業所に勤務する者は、その工場から内職を出しているのをそれを受け入れ、金曜日の夜から日曜日の夜にかけ家族員を動員して仕事に打ち込んでいる状態である。他にも別のルートから内職を受け入れている例もあつた。

特に、この型の主婦で夫の勤務が夜勤の場合、夕方帰宅する妻のバスと、出勤する夫のバスは途中ですれちがう地点はあるが、ゆつくりした対面は日曜日だけという。

道路が改善され、マイクロバスが部落のすみずみまで入りこむようになった昨今、往復のバスの中ではねむったり食べたりの場となり、ますます容易にまた気楽に職場へ出られるようになった。

(2) 週間の過ごし方

普通一般の勤労者は週42～46時間くらい働き、日曜日は休日として休養に当てる。しかし、家業を営みつつ農外労働もする主婦は、平日に一般勤労者なみの仕事をして休日には家業を行なう。そのうえ平日にたまった家事もまとめて処理する場合が多いので一層休日が多用になる。したがって、一般の主婦のパートについては、週休2日制は喜ばれるのが普通であるが、農家の場合は農繁期は別として、農閑期の休日は1日で充分ということであつた。家事などいくらしていてもお金は入つてこないという。

文字どおり、のべつ幕なし働くことについて主婦自身の内面からの要求はきかれなかつた。

週休2日制や1日7時間制等よりも、働きに出たからには1日でも多く、また残業してでも終日働きたいとしきりに訴えていた。

(3) 健康とのかねあい

このような主婦たちは30～40代の前半であるが、40代の後半にあたるせんい工業に働く主婦のように、やはり体力上の支障をきたすことはいなめまい。

表7の右に、消費エネルギーの概算を示したが、婦人としては相当強度の労働にあてはまる。

もちろんこれは〔註〕にあるような条件を設定して計算したものなので、あくまでも概算であるが、これを補給するに足る摂取カロリーが食事としてとられているかどうか問題であつて、その点ではまことに心細い。特に、製パン工場では昼食として、できそこないの製品を食べ放題提供するとか、インスタントラーメンの工場でも同じような処遇の仕方をしている等をきくと食物の内容については一層の懸念を持つのである。

それらの程度を実証する手段として血液栄養状態がよくあげられる。

その際の基準として全血比重1.052と血色素量12 g/dl を用いる。

この二つは、女子の健康生理値の下限とされ、これに満たないものは貧血傾向として取扱われる。そのひん度の高い場合は労働と生理の条件に改善を要する問題点があるものと考えられ、対策を必要とするものである。ちなみに、日本赤十字社の採血の場合も、この下限を用いて女子の献血合格基準としている。

図1はそのひん度を現わしたものである。

これは、熊本県における調査結果で、図の中の農家主婦はへき地に居住し、98%が日雇人夫や内職をする農外就労者といわれているが、図に示されているように基準以下の者が50%におよんでいる。

また、このひん度は20-40代に高率を示しているのである。

せんい工業に示した早番・遅番については、表7にみるようにエネルギー消費量の単純計算では大差ない。しかし、図2にみるように早番は、起床当初の比較的体調の満ちた時に仕事にかかるせいか、結局働きすぎるため疲労部位が大きく出ている。しかも、帰宅後は休息もせずに農作業をし、さらに家事作業へとつづくのであるから、47才の主婦の訴えは無理からぬことといえよう。

またこのほか、神経系統等も相当影響をうけると思われるが、せんい工業専従者の調査はあつても、農作業を続けて行なり労働形態のものがないのではつきりしたことはわからない。

朝から晩まで、のべつまくなしに働いている母親の姿をみて育つた娘が「自分が家庭をもつたら、もつと能率的に仕事を処理して真の人間らしい充実した生活を」と願つていたが、実際は母親以上に働かねばならなかつたという神奈川県の一主婦は、結婚十年後に患ひ、ようやく反省し、農作業のやり方を変え、家族の体制をととのえてゆとりをもつようにし、20年後の今では、夫は植木、妻も短歌と趣味を持てる生活にはいれたという。

このような個人の自覚の発端は大体「大病を患つて」ということである。そこまで追い込まれないうちにくい止める方法が講じられねばならない。

表7 農家婦人の農外就労の型

		付 時間のまとめとエネルギー消費量														エネルギー消費量			
時	分	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	睡眠	農外	農家	その他	消費量 cal
早番	睡眠	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	3013
	起床	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	
遅番	起床	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	2950
	起床	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	
農業	起床	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	2850
	起床	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	
農閑	起床	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	2950
	起床	起床	通勤	食事	通勤	労働	労働	労働	通勤	食事	家事	家事	就寝		時	時	時	時	

〔註〕 消費エネルギーの計算は40才代の平均体位を用い

睡眠……基礎代謝の90%

農外……RMR2.0

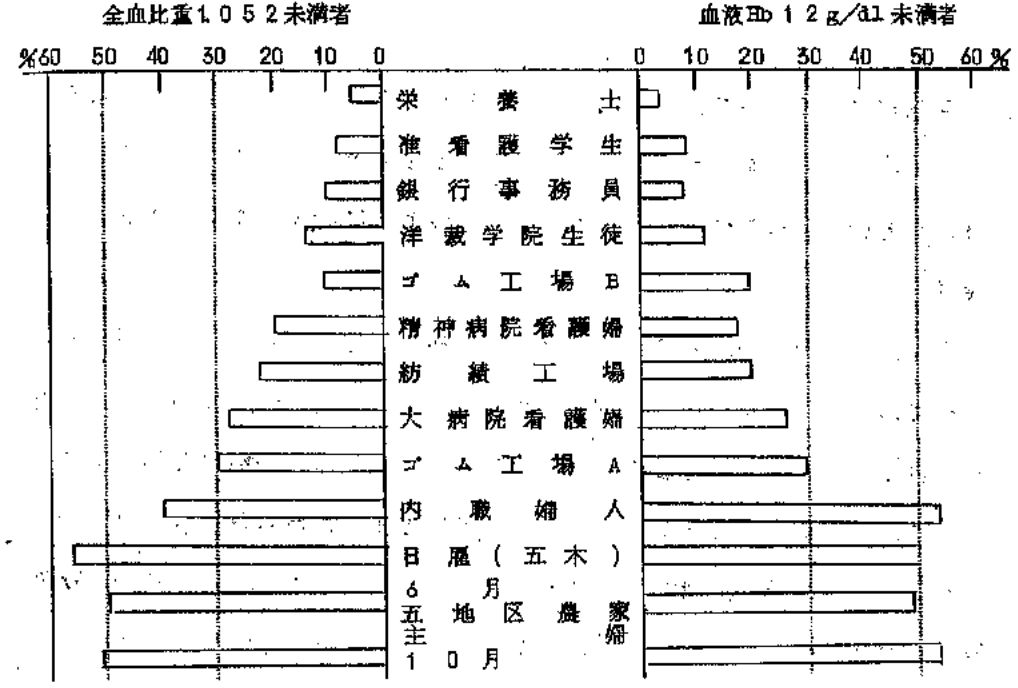
農家……RMR3.0

その他……RMR0.5

として算出したものである。

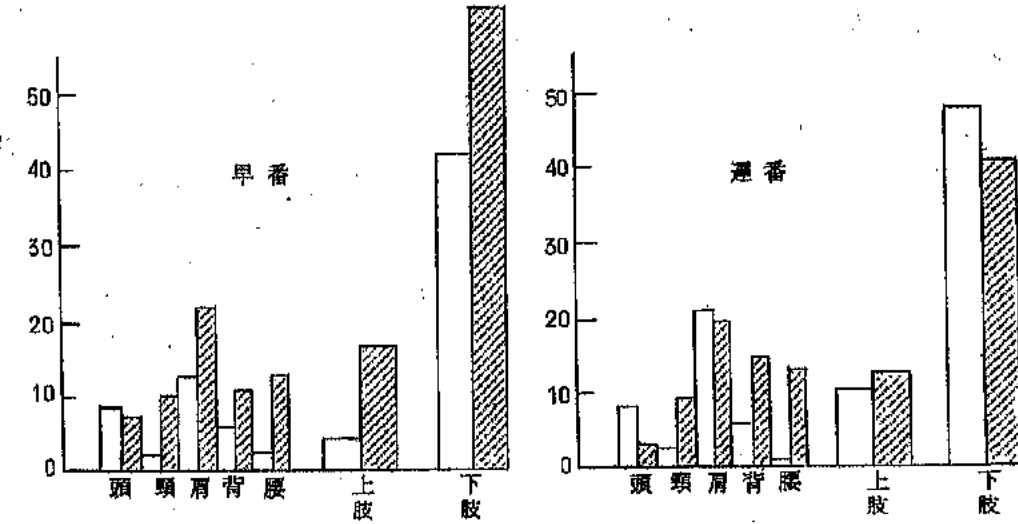
付 せんい工業の例は婦人問題懇話会々報66による。

図1 各種婦人の貧血傾向者の頻度(1966高松)



註 労働科学叢書26

図2 紡績2交替作業者の身体疲労部位 (1953.斉藤・高松)



註 白は始業前、斜線のあるのは終業直後

3. 家庭生活における婦人の意識

戦前の婦人に比べて、個人的にも社会的にも充実した生き方のできる30～40代の年代にもかかわらず婦人会の集まりに出るのを控え、部落のつきあいさえ洗って稼ぎつづけているのを、どのように理解したらよいか。表8参照。

なお、この資料中、部落のつきあいに影響ありと答えたものは2割と発表されているが、村々を歩くと婦人会は解散または解散寸前、昔の会長がまた引つ張り出されて会長をしている例や10年も20年も農協婦人部長を続けていて代りがない、会合をするなら夜間にしてほしい等の声が多く聞かれる。

道ぶしんや川掃除、消防などに出る人はきわめて少く、部落の道は荒放題、河川の改修等も仕事がつらくて報しゆうが少ないので別の所へ稼ぎに出てしまうため工事がはかどらないと当局者は嘆いていた。したがって、この資料の調査時期(43.7)より2年後の現在、この傾向は一層激しい変化をもたらしているものといえよう。

表8 部落つきあいへの影響の内容

		部落つきあいに影響ある者の総数		婦人会・PTA・農協などの集まり	道ぶしんや消防などの共同作業	冠婚葬祭	その他
		実数	%				
就業状況	恒常的勤務	67	100	92.5	32.8	17.9	2.9
	臨時的勤務	47	100	93.0	12.7	19.3	2.1
	出稼ぎ	—	—	—	—	—	—
	農業賃労働	8	100	100.0	—	—	—
	内職	13	100	92.3	7.7	—	—
年齢	自営業	41	100	85.4	22.9	14.6	2.4
	20代	6	100	100.0	16.7	—	—
	30代	52	100	98.1	13.5	13.5	1.9
	40代	89	100	90.0	23.6	13.5	1.2
	50代	29	100	79.3	34.5	27.6	6.9

注) 多答のため各項目の計は100%をこえる

資料：労働省婦人少年局「農家婦人の農外就労に関する調査」43年

(1) 働く生活の目あて

労働という行動の動因となつているものは何か。一応、二つの面から分析を試みることにする。

① 日常の消費生活の価値を何においているか。

このことについて、東京都民を対象とした国民生活研究所の資料が発表されている。全体のサンプル中、農家の数は極めて少ないが表9を作成してその傾向を知るのに役立つこととする。

表9 生活のゆあて（世帯主職業別）

区分 職業別	答えた人の総数		家族中心型		意識志向型		無目的型		その他	
	実数	%	家族そろって健康		仕事に打ち込む		無目的型		その他	
			実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
計	1808	100	658	36.4	7.5	4.1	2.2	1.9	9.7	5.4
農業	14	100	64.3	4.6	—	—	7.1	—	—	—
工業	606	100	61.9	10.2	6.1	1.0	4.0	2.5	12.0	1.9
商業	87	100	62.1	7.1	5.7	—	8.0	1.1	10.3	2.3
自由業	156	100	78.8	5.1	7.7	—	—	0.6	6.4	3.2
管理職	106	100	67.9	6.4	8.5	0.9	0.9	2.8	7.5	3.8
専門技術職	356	100	62.1	17.4	8.1	0.8	0.8	1.7	8.4	3.7
事務職	336	100	62.6	18.6	9.5	1.8	0.3	1.2	8.9	2.4
労働無	90	100	51.1	5.7	7.8	3.3	1.1	3.3	13.3	5.6
その他	49	100	55.1	11.2	10.2	2.0	2.0	2.0	8.2	10.2
不明	8	100	50.0	6.3	—	—	—	12.5	—	25.0

資料：国民生活研究所「日本人の生活意識」

表10 農外就労をしてよかったこと

区分	項目	総数		生活には いろいろ おぼえら れる	いろいろ おぼえら れる	気ばら しにな る	友だち がで きる	家族の 協力体 制がで きる	家の中 で肩身 がた くなる	その他	よかつ たと思 うこと はない
		実数	%								
年代	計	899	100	51.7	27.9	36.0	20.1	22.1	8.8	4.3	10.7
	20代	27	100	70.4	37.0	40.7	25.9	14.8	11.1	—	—
	30代	272	100	50.4	30.5	32.0	21.0	19.9	8.1	3.3	10.7
	40代	416	100	53.8	28.6	32.7	20.0	26.7	9.9	4.6	11.1
	50代	184	100	46.2	21.2	48.9	18.5	16.3	7.1	6.0	11.4

資料：労働省婦人少年局「農家婦人の農外就労に関する調査」43年

これによつて、生活の目標は家族中心型で「家族の健康」と家「家族の人間関係の調和」であつて、価値の上位に位置づけられていることがわかる。

それと同時に、他の職種に比較的高い「老後の生活の安定」は全くないといふことも一つの特徴といえよう。

② 農外就労をしてよかったことは何か。

「農業以外の仕事をして、お金がとれることのほかに良かつたと思うことがあるか」の問に対して、9割近くは「ある」と答え、その内容は表10のようである。

その特徴としては、20代では、生き生きして生活にはりあいがあると70%のものが答え、50代では、気ばらしになると49%が述べている。

これはいずれも精神面のバランスの回復に役立つていることを現わしている。

また、40代の主婦は「結果として」「家族の協力体制ができた」ことを27%のものがあげ、30代は、それらのほかに「いろいろのこととおぼえ

られる」と31%のものが視野の拡大をあげている。

これらのことは、最初から意図してやろうとしたことがらではなかつたであろうが積極的な行動を通して得たものといえよう。

(2) 働いて得た金の使途

収入の使途について「生活費」は別として周期の段階をみるとその特徴がはつきりする。

つまり、子どもの経費の少ない20代は、自分のこづかい(63%)と貯蓄、その他(11%)、並びに家具等のまとまつたものを買う(59%)が多い。30代は、子どもの教育費(56%)、40代は生活費(77%で最高)、家具修理費がどの年代よりも高い率(11%)を占めているのは、家計を担当していることが推察できる。50代は20代に次いで、自分のこづかい(40%)と、貯蓄その他(10%)が特徴といえよう。

この使途は全体で22.6%になるほどの多答ぶり、その内容の多様性を裏書きしている。

例えば、パートで稼いだ手取り月額1万6千円を、ある主婦は次のように使っていた。

つまり、父3千円、母3千円、長男(高3)1千円、次男(中3)5百円、長女(小6)3百円、計7千8百円を家族にこづかいとして与え、残りの8千2百円は自分で自由に使うとはいいいながらほとんどおかず代に消えていくというのである。

朝、4時30分に寝床を出て、炊事、洗濯、畑の手入れをし、自転車で工場へかけつける毎日をくりかえして得た金は、このように家族一人一人に万べんなく潤いをもたらしているのである。

直系家族の場合、特にこの収入の配分は微妙な緊張と影響を興えるようで

ある。つまり、主婦の外働きは、前述の家族の態度(表6)の例のように、内容はともかく、形としては家事や子どもの世話を姑に頼んで出るのであるから相手は何らかの報酬を期待するのは人情として止むを得まい。

それが留守をあづかる姑同士の話題になり、また、往来のバスの中では嫁同志の情報交換が行なわれて、金額のつり上げにかかわり、人間関係にも影響するのである。ある村の婦人会長は、その調整役の機微をしみじみ話していた。

表11 収入の使途

項目 区分	収入のある者の総数		生活費	子ども の教育 費	衣類や 家具等 まとま つたも のをかう	家具修 理など	営農 資金	借 金 返 済	自分の こづか い	貯 蓄 その他	わから ない	
	実 数	%										
経 済 地 帯 年 代	計	887	100	73.1	47.5	3.65	8.8	6.1	6.9	38.6	8.1	0.5
	都市近郊	119	100	64.7	52.1	3.19	8.4	4.2	4.2	47.1	6.7	—
	平地農村	335	100	74.0	60.7	4.00	9.3	9.6	7.8	43.6	11.0	0.6
	農山村	323	100	77.7	44.3	33.7	7.7	4.6	6.8	34.7	6.5	0.3
	山村	110	100	65.5	41.8	39.1	10.9	1.8	7.3	25.5	5.5	0.9
	20代	27	100	63.0	22.2	59.3	7.4	7.4	11.1	63.0	11.1	3.7
	30代	267	100	72.3	55.8	41.6	7.9	6.0	6.7	36.3	5.2	0.4
	40代	414	100	76.8	52.4	34.5	10.6	6.5	6.8	37.9	8.9	0.2
	50代	179	100	67.0	27.3	30.2	6.1	5.0	6.7	39.7	10.1	0.6

資料：労働省婦人少年局「農家婦人の農外就労に関する調査」43年

(3) 行動決定の傾向

部落のほとんどの婦人が外働きに行っているという地域で、乳呑みどをかかえ働きにいけないでいる人の話しを聞いた。

昔からある子安講に(月一回の集まりから年4回に減り、今では年2回に

なり、それも自分たちの手づくりの料理であるまづたのがく仕出しの折詰にかわつたという)出席しても話題が全くちがひ話しにならない。金づかいが荒くなつて、家からこづかいをもらつてゐる者はつき合ひにくいなどから、早く自分も働きに出たいといつていた。

このような中で、自分なりの価値観をもち、人に押し流されないような行動をするのはむづかしいことかもしれない。しかし、全体的にそれが「今の流行だ」「村に残つてゐるのは体裁が悪い」という気になり、出てみれば、「休むと上の人からイヤみをいわれる」と、昼夜働いて休まないようにし、人が自分より余計なお金を得れば、自分も負けずに頑張る等の行動はどこから出るものであろうか。

そして、「生活の目あては何か」と聞かれれば、「健康」と答え、「できそこないのパンを昼食にして」多いにもうけたような気になつて、子安請では「仕出し弁当」ではしやぎまわる。何か、こう並べてみると別にこの人たちだけの特異現象とも思えないが一応、矢田部・ギルフォードの自己診断法を用いて、性格傾向をは握することを試みた。

表12は手許にある「未婚」「既婚」のものをいくつか並べ、その中の生活学習をあまりしていない農家の主婦を浮き彫りにしようとしたものである。一番右はじのは同じ農家の主婦でも生活改善クラブとして数年(長い人は10年以上)の生活学習の経験をもつ群である。

これによるとA平均型52%という割合は他のどの群よりも高い、次位のD右下り型はむしろ個性的なタイプであるが生活改善クラブの57%に比べると半分位の割合にしかならない。一見、非常に外向的にみえるいさましい主婦たちも、その実は「皆が出るから私も」という平均型の傾向の極めて強いことが推定できる。

表12 婦人の性格傾向

—Y・G・テストによる—

尺度・対象 タイプ	情緒 安定性	社会 適応性	向性 衝動 活動 主導	対 象						
				未 婚		主 婦				
				短大生	工 農	貸・団	分・団	漁	農	生・改・7
A平均型	平 均	平 均	平均	43%	49%	41%	37%	35%	52%	23%
B右より型	不安定	不適応	外向	16	20	26	3	5	3	5
C左より型	安 定	適 応	内向	14	10	9	20	5	8	10
D右下り型	安 定	適応又は平均 又は平均	外向	20	7	15	37	15	26	57
E左下り型	不安定	不適応又は平均	内向	7	14	9	3	40	11	5

8.44年まとめ

(4) 全体的にみて

(1)の価値体系から、健康と家族の和を目あてとすることを知り、外働きのプロセスまたは結果から生きがいを発見し、収入の使途から家族みんなに与えるおいを与えている位置づけが推定され、それをもつて今日的な生き方とする性格傾向をもつとすれば、やはり主婦の農外就労による現金獲得というのは貨幣交換経済の中の生き方として適応性のある処置といえるのかもしれない。

唯、残念なことは、家族という人間関係や消費生活の中での財貨への窮乏感や、企業側の規制に合わせていくことだけに一生懸命で、主婦としての意欲や働く者としての欲求を家族や物や企業に働きかける意識に欠けていることである。

もちろん、このままの体制でいつまでも自分を周囲に合わせ放なしでいるとは思えない。

主婦の占める割合は少ないが「生活学習」をしたグループに個性的な傾向

の強さが多くみられる点、反復学習や生活技術の習得の効果が認められるのである。

4. 農外就労のための家庭生活環境整備

一個の人間は、遺伝のほかに空気等の自然と、人間の努力と人間社会の所産の中に生れおちる。これを三次元的環境といっている。

つまり、自然的環境、人的環境、技術的環境の中に人間はいるということである。

したがって、生れ落ちたときから消滅するまで帰属する家庭は、その環境として個人に作用し、個人はまた環境に作用されながら成長発展していくものである。

この相互作用を調整していくうえで主婦は、家庭人であろうと家庭外就労をする人であろうとその管理上の責任を果たしていくべきことに変わりはない。

しかし、前述のように家庭管理をしながら家業をもち、その上、非常に拘束性の強い企業に就労する場合は、一層家庭の環境を整備し、生活の発展への調整をし適応させる配慮が必要とされる。次にその実態をあげながら強調点を述べる。

(1) 技術的環境の実態

そのねりは労力（エネルギー）の節約でなければならない。

それには①良い道具を入れ②適切な配置をして③その性能を充分発揮するように用いることである。

この原則で、農家の実態をみると①については人並み以上に気を使い、ほ

とんどの耐久消費財が都市並みに普及している。

しかし②になると自家への「人よせ」等の多い部落生活習慣が先行して考えられるので、日々の生活には不便な配置になる。特に家族のなかで働きに出る者は早朝洋服を着て出勤するのに対し、座式の食卓様式であり、炊事をするものは土間で下駄ばきで上つたりおりたりしている。つまり、農業専業の時の土足の暮らしから兼業の暮らしへと移行しきれないのである。③については、高価な支払いをした冷蔵庫がほとんどカラであつたり、また、薪のかまどとガスコンロと電気釜などが同居しているなどで台所は一層混雑してしまつている。

農家への耐久消費財の普及は農外就労と共にますます広汎になる傾向を示しているが、その購入の動機に主体性を欠くので活用が円滑にいかない場合が多い。

ほとんどが、世間体を整えるためのもの、強引なセールスマンの売り込みによるものなので、配置の工夫や性能の活用について主婦の理解と努力が稀薄である。まして姑が家事担当者の場合は、一層その感が強い。

次に道具の導入は、時間節約のために生かされなければならない。

作業に要する時間節約は①能率化の目的、対象にならないことがら（たとえば子どもの相手、家族とのだんらん等）にまわす②主婦個人の自由時間（不足な休養や教養等）にあてることが主眼でなければならないにもかかわらず、主婦の生活実態は次のような傾向である。

起床・身じたく 炊飯器にスイッチを入れる。

洗たく機にセットしてスイッチを入れる。

農作業をする そのまま農作業に出る。あとのしまつは姑がする。

食事をして出勤 姑の整えた食事をし、身じたくをして勤務に出る。

等で、一分でも早く農作業に出る。どうしても抜ぐことのできない炊飯や洗たくに機械を利用し、食事ごしらえや被服整理としての洗たくや物干しは年寄りの手にまわすのである。

したがって、前にのべたような献立の食事が家族のおとな、子どもの区別なく与えられたり、衣類はすすぎの不十分なまま干されるようなことも起こる。

カラーテレビの普及もめざましいが、広いさしき一面に拡げた内職の中に主婦は埋まり、そばで子どもはカラーテレビを見ているなど各所にみられる。

このような生活時間の中には「家計の記帳や検討」「子どものこづかいの使い方の指導」「食事の計画」「仕事の相談と計画」等はほとんど意識されていないらしく、具体的に表示されない。改まつて聞かれば、帰りのバスの中で「おかず」を考えるとか、「運動会が近づくので運動靴を買わねば」というようなことで、つまり、このような婦人の生活時間の内容は婦人の個人的活動時間（睡眠、食事、入浴、有給労働等）であつて、家族の全生活時間管理の上に立つた役割を果たすための時間の使用内容（妻・母・家族員・家事担当者・家庭管理者として等）はあまりみられない。

(2) 人的環境の実態

家庭における個人の変化は、誕生から消滅までの長期にわたる多様性のものである。したがって、他の非血縁集団（学校・各種団体・一般の企業体等）にない特異性とそれに見合った適応性をもつ環境調整が必要とされるのはいうまでもない。

特異点の一つとしては、現在働いている世代の家族員と、余生をおくる老人と、未来をになり子どもとで構成されている集団で、経済共存関係で結ばれていることである。

そのうえ昭和30年ころまで家計費の現金化率は50%程度であつたものが、40年代には80%を占め農業への依存度は50%を割つたのである。

したがって、農業依存の時代はそのための土足の食事様式、仕事着を脱いで入浴し、土つたらねまきを着て就寝、土足のための外便所使用という「農業生産」を目的とする以外の生活様式は何もないようなあけくれであつた。

その後、所得に余ゆりが出て、耐久消費財の購入や母屋の改造等に手をつけはじめ、生活面の環境づくりを始めたが、農業への依存度は低下する条件統出（米価据置、稲作の減反政策等）で農外所得拡大の方向へ走りつつある。「生産」「生産」のあけくれになつてきている。

生産と生活が未分化のまま、農外就労へと労働内容が多様化したため、現金収入がふえたのはいうまでもない。そして耐久消費財は勢いよく導入されたが、人間（特に子どもや老人）の成長や変化に対して調和のとれた環境整備はおくれている。しかも、物資の大量生産や大衆化、第三次産業の伸び等によりこの面でのおくれはますます大きくなるものと思われる。

表13は、都市近郊地帯の施設設備の整備状況を山村のそれと比較しながら、実際に人間はどんな住まい方をしているかをみたものである。一見、近代化したように見える都市近郊農村でも、子どもの勉強べやを親が見回る時間はなく、就寝時には「過密就寝」76%：46%、混寝（12才以上の夫婦以外の異性が同室に就寝する状態をいう）34%：19%といずれも都市近郊の方が適正を欠く実態であつた。

つまり、「設備のよい勉強べやを与えられながら13才になつても両親の寝室に就寝する」とか、「六畳の老人室に孫が二人就寝する」等が実態なのである。

表 1.3 住まいと住まい方

区分	項目	調査対象		家族の住まい方
		近郊	山村	
主な施設・設備	洗濯機	97%	63%	・給水・干し場との関連が考えられていない
	冷蔵庫	93	57	・使い方が不十分
	内流し	89	66	品質はよいが配置悪し 25%、9%
	調理台	51	19	
主な生活様式の変化	扇風機	85	47	・来客用に使用
	上便所	92	30	・来客用で家族は屋外にあるものを使用
	改良ふろ	90	40	・脱衣所のないもの80%
	勉強べや	49	25	・親との関連なく、就寝時に親のへやへ
	イス式食卓	73	53	・土足用(農作業用)のため子ども、老人、外勤者不向き
	母屋新築	80	12	・旧来の間取り多し
いまの住まいに満足		80	64	・新築し、道具が整備することで満足

資料：調査、千葉県 S.4 2.7～8月

(3) 環境整備のねらい

① 実例から学ぶ

押しよせる激変の波を泳ぎながら、家庭の責任を果たすための主婦たちの努力はさまざまである。

・いつも手帳を身につけている。

作業の休憩時間にフト思いついたことをメモする。たとえば「寧子(子どもの名前)にリズム感をもたせるようにする」などと記しておく。

・家族全員の食事(夕食)時間の心づかい。

食器、もりつけに変化をつける。特別会(試験が終わった時、誕生日等のきつけをつくる)や行事食(節句、七夕等)でアクセントを。

・小さな親切運動の実施(子ども……お手伝いの実行、親……子どもの話を聞く、お互いに……本の読みつこをする等)。

・週休の家族ぐるみのハイキング。

・末っ子が小学校1年に入ってから、全員で起床から出勤までの間と、帰宅から夕食までの作業分担の励行。

末子……雨戸開閉、長・次女……牛の給餌、長男……搾乳、等。

・夜は、オルガン中心に家族コーラス。

・子どもべやの机を食卓のわきへ移し、炊事をしながら声をかけてやるようにした。

・仕事の分担表をつくって、家族中で実行の程度を○(した)、×(しない)、△(少しした)等自分で判定して、合評会をしている。

・家庭ノートに自分のいいたいことを書いて、まわし、まとめて土曜日の夜話し合いする。

以上のことは親子の接触のほんの教例に過ぎない。母親たちの記録から学ぶものは多い。併し、子どものことと比べて年よりのことを考えているのは少ない。

② のぞましい施策

働く体制整備のために

家業と企業参加を、家庭経営担当者夫妻が無策で行なっている現状に対し、三つの面から手がうたれる必要がある。

その一つは「家庭内体制の整備」である。

これについては、各項で多少ふれてきたが具体的なものとしては「年令と周期の段階における必要性の理解」である。それに付随した「生活設計」、

特に物・金の目標だけでなく、人生設計を人的環境づくりとして掲げることである。そのために必要な「物」の利用や必要経費の調達という考え方でいくべきであろう。

その裏付けとして、前述した「働き方の型」と「労働生理」についての科学的な認識と資料が必要である。実際生活に役立てるには、それをもととした家庭個々の独自の「生活パターン」が打出されるべきであろう。その新しい生活パターンを実施するための家庭をとりまく「地域社会環境整備」がその二としてあげられる。

「地域環境整備」のねらいとしては、公共施設としての「保育所」「生活物資供給センター」「教養と休養をかねた施設」等が望ましい。

特に「保育所」は乳幼児から学童保育までを考慮に入れたものが望ましい。なお企業内のものでは企業側の規制をうけやすい（パートの幼児のみ受け入れるので、常用雇用の身分からパートに切りかえて子どもをあづける等）の現状がみられるところから、その改善を必要とし、併せて地域の公立保育所の増設・運営内容の改善（開所時間を働く母親の勤務にあわせる等）が望ましい。

これらの施設が、働く人の支えになるためには、ホームヘルパー（休養施設利用の際）やボランティア（留守中の老人の見舞い等）の活動を活発にする組織が必要である。さらに加えて問題発見や情報集収のため婦人少年室に協助員制度（労働省）をさらに充実し、生活改良普及員（農林省）、生活指導員（中央会）、社会教育主事（文部省）等の現地指導者への意識啓発や活動内容に体制づくりの項目が盛り込まれるような資料提供や研修協議会を総合的に行なり必要がある。

特に、農工一体の政策が単なる地元町村の工場誘致などのみでなく、家庭

の受け入れ体制指導と相まって進められる手を打たなければ、いま以上に農外労働一過倒へ家族を追い込むことになる。

その三は企業側の環境整備である。就労時間をパートならば、パートタイム制本来の型をととのえ、たとえば家庭責任との両立を考慮にいれた労働時間や週休2日制をどのように生活の質の充実や向上に役立てるかを研修することが大切であろう。

使用者は「今月の生産目標」や「不良品を出さない工夫」等職業意識や職業能力の向上のための職場指導をすることの他に「社会教育」参加の機会を与え、人間性の向上にも資することが殊に必要である。

日常生活の中で、そのような機会をえることなく生産活動に参加しているのであるから、企業側としてその責任を負うことを望みたい。すでに、地域の教育委員会の連けいをとつて企業内学級（婦人・青年）を継続事業として行なっている所もあるので、できれば、それを一層充実し、また、その他の企業でも考慮してほしい。

一部に、若年労働者雇用対策として生け花、茶の湯、その他を取り入れ、寮生活を豊かにする試みの一環としたり、二交替制の余暇活動等にあっていゝるものもあるが、こうしたことは主婦たちにとって、若年者以上に必要な生活実践学習なのである。

したがって家族周期の第Ⅰ段階には「生活設計」「保育」「子どものあづけ方」など。第2段階では「育ちざかりの食べ物の注意点」「子どもの心理」「衣生活のしつけ方」「子どもの成長とへやの取り方」「家庭ゲーム」など。第Ⅲ段階では「疲れをなおす体操」「社会奉仕のいろいろ」「新しい家庭づくりの条件」「老後の設計」などが内容の一部に盛り込まれることが必要であろう。もちろんこれらについては、豊富な啓蒙資料も用意され、現地で各指導者の指導が円滑、具体性をもつ

で行なわれるような配慮が必要であろう。

■ 農村の変化

全国農業協同組合中央会生活部長

高 梨 善 一

全国農業会議所事務局次長

熊 谷 文 雄

1. 農業について

(1) 国民経済における農業の地位の低下

国民経済における農業の地位は、だんだんと低下している。近年における日本の経済成長は、実に目ざましいものがあるが、それは主として工鉱業生産の増大によるものである。農業生産も伸びてはいるが、その歩みは遅く、農業の地位はどうしても低下していくことになる。これは経済成長を続ける国にとっては、避けることのできない過程であろうが、とくに日本のように農地面積の減少などところでは宿命的なことといえよう。

国民純生産に対する農業純生産の割合は、現在およそ8%になつてしまつたし、総就業人口に対する農業就業人口の割合は、およそ18%にまで低下した。いうまでもないことであるが、明治年間にはこの割合は逆で、農業就業人口が圧倒的に高いパーセンテージを占めていた。

表1 国民経済における農業の地位

項 目	昭30年	35年	40年	43年
農業純生産／国民純生産	16.9%	10.0%	8.2%	7.6%
農業就業人口／総就業人口	37.1	26.8	20.6	18.0
農業就業者／学卒総就職者（中高校卒）	25.3	10.1	4.6	4.4
農産物輸出額／輸出総額	6.2	4.1	1.9	1.5

資料：家の光「統計年鑑」

農業の地位の低下は、個人消費中に占める飲食費の割合の減少においても現われている。社会経済の発達に伴ない、個人消費支出中に占める教育費、娯楽費、交通通信費等の割合は増加し、反面飲食費の割合は減少している。自家農作物に依存する食生活であるから、その飲食費部分が減少し、農作物の自家利用とは直接縁のない教育費等の割合が増加するということは、それだけ農業の地位を低下させるものである。

加えて、国際貿易の面で食料農産物の輸入が増加して食料自給率を自ずと低下させる傾向のあることや、輸出総額中に占める農産物輸出額の割合が低落していることが、国民経済における農業の地位を一層低下させる原因になっている。生糸や絹織物、茶などの農産物の輸出が、昭和の初めまでは輸出貿易中に圧倒的な重要性を持ち、それによつて得られた外貨が幕末以来永い間にわたつてわが国の近代化の財源になつていたことを考えると、まことに今昔の感にたえない。

(2) 農家の家計における現金支出の増大
農家の家計においても、一般家庭と同じように現金支出が増大していることは大きな変化である。それが社会の近代化に刺激される農民の生活意識の変化による慾望の増大、新しい消費財の開発と農村への売り込み、さらにその支出の増大を考慮する各種所得の一般的増加などによるものであることはいうまでもない。

しかし、農家の場合には、二つの特徴がある。その一つは自給部分が減少して現金支出が増加していることである。経済の大部分を自給によつてまかなわれてきた昔のことはさておいても、昭和の初めごろまでは金額に見積つて、家計費のおよそ半ばは自給に頼つていた。この自給の割合が漸次減少している。それは、通信費やテレビの費用のように農家で自給できないものの

支出が増加したからでもあるが、また同時に旧来自給によつていた農林産物、たとえば緑茶、鶏卵、みそ、しょうゆ、薪炭などが、徐々に購入によつて、まかなわれるようになってきているからである。近ごろは野菜を購入する農家も増加している。こまごまとした物を自給するのに多大の労力を使うよりは、それだけの労力を他に使つて収入を増し、それによつて購入したほうが良いという意識・判断がそうさせている。農業にも分業と大量生産の有利さが、明らかに現われているのである。

もう一つの特徴は、家計費が農家の主業たるべき農業所得の増加を追い越して増大していることである。このことは勤労者家庭における家計費の増加が、勤労所得の増加にバランスしていることに比べると著しく異なる特徴である。これはまた農家の家計費を増大させずにおかない社会的圧力が、それだけ大きいことをも示している。1軒の家がテレビを買うと隣りもこれを欲しくなるのは、都会の住宅団地だけではなく農村部落でも同じことである。自動車の利用が増加すると、2キロ程度の道でもテクテク歩くのが何となく時代おくれの気がして、自分だけ社会から疎外された感じがするという実情である。

表2. 農家経済の推移 (単位千円)

項 目	昭30年	35年	40年	43年
世 帯 員 数	6.2人	5.7人	5.3人	5.0人
農 家 所 得	358.1	409.5	760.8	1,125.7
う ち 農 業 所 得	255.6	225.2	365.2	527.0
家 計 費	312.8	368.4	654.5	958.0
う ち 購 入 支 払	178.5	247.9	514.0	725.1

資料：農林省農林経済局「農家経済調査」

(3) 農業所得の停滞と兼業所得の増加

農業所得も伸びてはいるが、その率は低く、家計費の伸びに追いつかないのは、前述のように農産物需要の伸長率が低いことなどによる農業生産の停滞と、海外産物との競争に起因する農産物価格のよく圧下が原因になっている。個別の農家にして見れば、農業の規模を拡大すれば所得増加の道も開かれるが、それには一般的にいつて一層広い農地が必要である。しかし、それはまさに容易でない。

かくして農業所得だけで生活できる自立農家（同じ環境にある市町村在住の勤労者1人当り所得に匹敵する水準以上の農業所得をあげている農家）は漸次減少して、昭和43年度で全農家の約10%、約53万戸に過ぎなくなった。

農業所得だけでは生活できないから、当然のことに農業以外の所得の増加が必要となり、農業外への就業が余儀なくされ、兼業農家は大半に増加している。昭和25年当時は専業農家と兼業農家の数はほぼ半々であつたが、その後も漸次兼業農家が増加し、この数年は増勢傾向がとくに強くなった。

表3. 専業、兼業農家数 (単位千戸)

項 目	昭 3 0 年	3 5 年	4 0 年	4 3 年
総 数	6, 0 4 3	5, 9 8 5	5, 5 7 6	5, 3 5 1
専 業 農 家	2, 1 0 5	1, 8 5 3	1, 1 4 9	1, 0 7 1
兼 業 農 家	3, 9 3 8	4, 1 3 2	4, 4 2 8	4, 2 7 9
一 種 兼 業	2, 2 7 5	1, 8 9 0	1, 9 3 4	1, 6 6 6
二 種 兼 業	1, 6 6 3	2, 2 4 2	2, 4 9 4	2, 6 1 3

資料：農林省農林経済局「農業調査」

農業所得が停滞している一方、兼業等の農外所得は増加を続け、今や農家所得の50%以上が実に農外所得によつて占められている。

表4. 農家所得に占める農外所得の推移 (単位千円)

項 目	昭 3 0 年	3 5 年	4 0 年	4 3 年
農 家 所 得 ①	3 5 8. 1	4 0 9. 5	7 6 0. 8	1, 1 2 5. 7
農 業 所 得	2 5 5. 6	2 2 5. 2	3 6 5. 2	5 2 7. 0
農 外 所 得 ②	1 0 2. 5	1 8 4. 3	3 9 5. 6	5 9 8. 7
②/①×100	2 9 %	4 5 %	5 2 %	5 3 %

資料：農林省農林経済局「農家経済調査」

表5. 農家の人が兼業をする理由

(%)

項 目		恒 常 的 勤 務	人 夫 ・ 日 雇	出 稼	恒 常 的 的 自 営 者	不 安 定 的 的 自 営 者	計
1	農業だけでは生活費が足りない	44.3	47.6	44.9	35.9	46.8	44.1
2	もつと良い生活がしたい	14.1	15.2	17.1	10.6	12.5	14.0
3	農業経営が拡大できない	9.8	9.6	8.5	9.2	8.8	9.5
4	労働力が余っている	7.6	10.5	8.2	8.2	10.4	8.8
5	先代から兼業して来た	7.2	2.7	3.6	17.6	7.0	7.2
6	営農資金がほしい	1.8	4.2	9.5	1.4	1.3	3.1
7	自分は農業に適していない	5.2	0.6	0.6	2.7	2.1	2.8
8	恒常的に働きたいが勤先がない	0.3	2.9	2.3	1.3	0.7	1.5
9	農業は将来に希望がない	4.2	2.1	1.0	3.4	3.2	3.1
10	農地を公共用地等に手放した	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
11	本人の小使のため	1.3	1.5	2.0	0.6	1.5	1.3
12	そ の 他	3.0	2.2	1.6	0.6	2.8	3.2
13	記 入 な し	19.0	0.7	0.6	2.3	2.8	1.2
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料： 全国農業会議所「兼業調査—43年」

(4) 農業労働力の減少

前述のごとく増大する家計費をまかなうために、より良い働き口を求めて農業労働力は農業外へと強い力で流出し続けている。しかし、かつては労働力の巨大なプールとされていた農村も、近ごろはさすがにプールの底も部分的に浅くなり出しており、辺地においては学稼離村や時として部落ぐるみの離村現象も起つて、いわゆる過疎化現象が目立ち始めている。終戦後には、1,600万人もの農業就業人口があつたが、今や約1,000万人となり3分の1以上の数が減少した。最近では毎年約40万人のペースで減少してきた。米価据置き、米作転換といった事態の生じた昨今では、この勢いにさらに拍車をかけられた感がある。

以上は農業労働力についてその減少を量の面から見たのであるが、これを質の面から見ると、ここでもまた大きな変化がある。若年労働力が減少して老令労働力の割合がふえ、男子が減つて婦人の割合が増加している。

農村の次三男問題の対策がやかましく唱えられたのも昭和30年を過ぎたころまでであつた。その当時はまだ農家の次三男が多数、適当な就業先もなく、やむなく生家にとどまり農業に従事していた。農業労働力の他産業への流出は当然のことながら先ずここから始まり、この層が流出し終るのには多年を要しなかった。そして以前から少しずつあつた後継者の流出が急速に高まり両親と妻を家に残して若い夫が外へ働きに出る。ここに、ダイチャン、バアチャン、カアチャンの3人のチャンが主体となる。いわゆる「三チャン農業」の名が生れた。伝統的な農家の労働力構成のサイクルは表6の第Ⅰ期、第Ⅱ期のようなものであつたのが狂つてきて、まずムスコが抜けてA型のように変化した。三チャン農業である。これが進んでB型、C型の二チャン農業となり、さらに変化してD型のカアチャン農業になる。

表6 農家労働力構成の循環と流出

項 目	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	A 型	B 型	C 型	D 型
父 親	○	○	△				
母 親	○	△	△				
本 人	○	○	○	○	○	////	////
妻	○	○	○	○	○	○	○
長 男		○	○	////	////	////	////
長男の妻			○	○	////	○	////

(注) ○は農業従事、△は予備農業労働力、////は他産業従事を示す。

表7 基幹的農業従事者数

(単位千人)

男 女 別	昭 35 年	40 年	43 年
総 数	11,750	10,044	9,032
男	5,515	4,215	3,784
女	6,235	5,829	5,248

資料：農林省農林経済局「農業調査」

(5) 農業の機械化

一方、この農業労働力不足の現象と併行して農業の機械化が進んできた。機械工業の発達がそれを助けている。クワとカマによる農業は、かなり早いスピードでトラクターとコンバインの方向へと変わりつつある。

最初に脱穀調製作業の機械化が進んだ。足踏脱穀機と唐臼という形から動力脱穀機、動力もみすり機に変わったのは、第2次大戦前後であつた。その性能はその後引き続き目立つて改良向上した。脱穀調製過程の機械化は、農民を過労から救うために大きな効果をあげたが、反面では秋期の仕事が早く終わってしまうので、農作業のない農閑期が永くなる結果をもたらした。早場米奨励金がそれを促進した。農民はその奨励金を得るためにワセの品種を多く採用し、その期限に間に合うように脱穀調製を急いだ。その結果、以前にはたとえば、旧正月までにもみずりを終えれば良い慣行だつた地方でも、今では11月には俵作りが終わるというような結果になつた。

ハウス園芸の発達と出稼ぎの増勢は、動力脱穀機、動力もみすり機の発達と普及によるところが大きい。しかし、こうして浮いた労力や長期間になつた農閑期を何とかして活用しなければ、機械化の費用すら出てこないという一面を生じてきた。日照りの良い、比較的温暖な地方ではハウス園芸に力を入れるようになったが、積雪寒冷地方ではそれも困難である。そのうえこの地方の冬仕事だつた炭焼きや、わら加工の製品需要が減退して良い収入にはならなくなつた。かくして、出稼ぎ労働が活発化した。一方、社会の進展、近代化にともなつて道路工事その他農民に適した建設工事が盛んになるなどの事情が起きてきた。

出稼ぎ収入は機械化に伴う農業経営費の増大をまかない、なお家計費にいくらかの寄与をしている。しかし、家族との長期にわたる別居生活を強い

られることから多くの問題を生ぜしめている。また、受入側の労働条件が適正でなかったり、時には賃金不払いがあつたりする。

これに対して今後とも、行政機関はもちろん、民間においても適切な対策を一層強く講ずることが必要であろう。

脱穀調製過程の機械化の後に続いたのは自動耕耘機の普及だつた。この機械化は既に戦前のことであつたが、本格的に普及したのは戦後である。今では平均農家2軒に1台に近い割合となり、一応は普及が終つた状態である。そして小馬力から順次、大馬力のものになり、また乗用型トラクターが今では、漸次増加してきている。乗用トラクターも最初は15〜30馬力だつたものが、漸次大型化し、最近では50〜60馬力のものが各地で使用され出している。

この耕耘、運搬過程での機械化は、減少する農業労働力を補つて農業生産を維持増進し、また前近代的な過重労働から農民を解放するのに役立った。同時に農閑期を春期に移動させ引き伸ばすことなどによつて、脱穀機やもみすり機の普及が果したと同じように、ビニールハウスの発達と出稼ぎを促進した。

害虫の航空防除やスピードスプレーヤーなどによる防除の機械化と除草剤の普及は、農業生産を一層高め労働を能率化した。とくに農薬による田の草取り作業が簡単になつたことは農民にとって大きな福音であつたが、水田単作地帯ではこれがちよつとした夏の農閑期を作り出し、夏季の出稼ぎもできるような状況を生じた。

いまや刈取りの機械化がバインダーや自脱コンバインなどの中型機械の発達によつて進行しつつあり、さらに田植機が出現してきた。米をつくる日本の農民が、その永い歴史の間にわたつて、夢見ていた機械が出現したのであ

る。現在の機械でもその能率は人手によるものの10倍の効力を発するのである。そのうえ、婦人にとっては苗取りと植付け両方の重労働があつた。そのためことに食事作りはおろそかになり、本来重労働で体力を消耗するため栄養に一層の心づかいが必要であるにもかかわらず逆に貧弱な内容の食事しかできず、これが農民の健康を害する一つの原因になつていた。田植機の使用は男の仕事であろう。そして同時に、これは育苗器使用を必要とするから、苗取り作業が不要になる。田植の労働からも解放されていくであろう。

表8. 主要農業機械普及状況

種 別	昭 4 0 年	4 3 年
動力耕うん機、農用トラクター		
歩 行 型	2, 4 9 0	3, 0 3 0
乗 用 型	1 9	1 2 4
動力防除機		
噴 霧 機	6 0 0	1, 0 4 1
散 粉 機	2 3 6	8 9 8
動力刈取機	—	2 7 7

資料：農林省農林経済局「農業調査」

(6) 農業近代化への歩み

経済発展の要因としての技術の重要さは、ややもすれば軽視され勝ちで、むしろ技術を経済発展の結果の産物としてとらえる見方が強過ぎる。しかし、農民は違う。農民はいつも多くの技術上の問題と要求を持っている。あらゆる種類の新技術の出現を待ちかまえている。そして新しい技術が現われるとじつとそれを見、それが確かだと見ると猛然とびかかつていく。そしてたちまちに新品種、新機械、新農薬、新資材の新しい使用方法が普及する。

その結果として経費の増加、増収、労働力の余剰が生み出され、それから事態は新しい農産物の生産と、一方新しい職場への就業となつて展開する。農民の眼には、技術が経済を発展させる偉大な推進力としてうつる。そうした農民が農業の担当者なのである。

農業の近代化には技術の発達が大きな役割を果たす必要がある。農民はそのことをよく知っている。農業団体の役職員も、行政機関の人々も、為政者も、より一層技術の重要さの認識を深めなければならない。

事実は進行する。今や農業の新技術は収穫と田植の機械化を進めている。これは農業者の再編成を促進しないでは置かないだろう。数年ならずして全国の田んぼから、鎌を手にした稲刈りの姿や腰をかがめた田植の姿は殆んど消えるであろう。田植機がスイスイと軽快に動いている水田の傍で、骨が折れるばかりで一向にはかどらない手植にシリシリしている姿は、まことにカッコ悪い。馬鹿馬鹿しくてやりきれないということになる。

田植と刈取りの機械化が進めば、一農家でも10ヘクタールぐらいの稲作は、余り無理なく経営できよう。1～2ヘクタールの経営では機械化の利益が出るよりも、むしろ経費増が甚だしくなる。中途半端な規模の経営は非常に困難になろう。機械化一貫経営のできる大規模なものになるか、さもないと趣味の農園程度に縮小するか、又は思いきつて脱農するかという道を辿らなければならぬ。こうして近代化は進むであろう。金融、労働、農地などの諸政策は、それを促進するよう、妨害しないように用意されなければならない。

個別経営の場合だけでなく、集団としての農業経営の近代化を進めるうえにも技術の発達が大きく作用する。いわゆる営農団地の発展である。集団として規模の利益を追求する大型農業機械の利用が導入され、大型選果機や大規模な米麦の乾燥調製施設、大型トラック等の輸送手段、コンピューター

の利用などの新しい技術が活用される。個別農家では受けることのできない大型の生産手段が営農団地に導入され、団地の農家はそれを利用することによつて、大経営の持つ有利性を手中に収めることができる。

2. 農村の工業化について

(1) 農村地域への工場進出の現状

農村地域への工場進出は、昭和30年代に入り、経済の高度成長に呼応して著しくなつてきている。とくに、35年前後を画してその速度は急となり、政策としても、34年の「工場立地の調査等に関する法律」、36年の「低開発地域工業開発促進法」、37年の「新産業都市建設促進法」、38年の「工業整備特別地域整備法」などをその裏付けとし、工業立地と地域開発とを結びつける促進施策がとられてきている。

また、都道府県や市町村においては、工場誘致の動きが活発になり、条例の制定などによる誘致施策が全国的に具体化しはじめたのもこの時期からである。

このようにして、経済の高度成長による経済のエネルギーは、既存のいわゆる工業地帯では収容しきれなくなり、同時に労働力の需給事情の逼迫化の進行に伴う労働力の確保、既存工業地帯の用地確保難による工業用地の新規確保、さらには既成工業地帯の過密、公害からの回避などの諸事情が一体化し、そこで、工場の地方分散ならびに農村地域への進出が進んできている。

① 農村地域における工場立地の要因

以上のような工業側の諸事情から、農村地域への工場進出が行なわれているが、このへんの事情を、東北地方の進出工場について仙台通産局が調査し

た「工場立地後の操業状況に関する調査」(34年10月)により、立地要因をみてみると、「労働力の確保が容易である」とするものが圧倒的に多く、「地元民の誘致に対する熱意」、「地価が安い」、「用地の確保が容易」、「賃金が比較的安い」がこれに次いで多くなっている。このことは、安い賃金による労働力の確保と、安い地価による用地の確保のほか、道路など産業基盤の整備や税制上の優遇措置などの「地元民の熱意」が工場立地選定の中心的要因となつてゐることを明らかにしている。

② 農村地域における工場立地の動向

通産省の工業統計表により、製造業の従事者30人以上の事業所について、事業所数、従業者数、用地面積の年次別の推移をみると、昭和33年を100として事業所数は40年151、43年159と増加し、従業者数もそれぞれ162、177とのび、用地面積も189、224と増大の一途をたどつてゐる。

また、工業立地調査法により届出を要する敷地面積9,000平方メートル以上、または建築面積3,000平方メートル以上の製造業について、立地件数、面積をみると、37年を100とすると44年は、件数193、面積210と2倍程度に増大している。

なお、1,000平方メートル以上の用地取得をした製造業は、通産省の工場立地動向調査によれば、43年度において4,345件あり、うち内陸部立地が、4,145件(95%)とその大部分を占めており、取得面積でも5,407ヘクタールのうち内陸部が3,277ヘクタール(61%)、このうち76%は農地であつた。このように、工場増加の姿の中において内陸部の立地増大が顕著となつており、農村地域への浸しよくの姿を強くあらわしているが、これは関東臨海部ならびに近畿臨海部など既開発過密地帯の立地件数の低下傾

向に対応する現象で、まず関東において埼玉、千葉、神奈川へ30年代前半より立地移動がはじまり、次いで北関東へのび、さらに東北地方の南部へとひろがり、最近ではついに東北地方北部までも進出地域が拡大している。

これら内陸部への立地増大は、農村地域への工場地帯の出現を意味しており、工場立地動向調査によると、第1次農業構造改善事業の対象地域における工場立地は、43年度においては、3,050件(全体4,345件のうち約70%)の多くを数えており、農村地域への工場進出の積極性をここにみる事ができる。

これらの地域に立地した業種で、件数の多いのは、自動車整備、製材・木製品、セメント製品、建設用金属製品、自動車・付属品、織物、家具、電気機械器具などであり、比較的都市近郊の農村地域への立地が多くなつてゐる。

3. 工場進出と農外就労

農村地域の工業開発は、農民層の所得の向上をはかるとともに、農業の構造改善に資することを目的とされている。しかし、現状はどうだろうか、以下農家世帯員の農外就労の状況を中心に概観してみる。

(1) 農業就業者の概況

農業就業者は、35年度の1,196万人から40年には981万人と1,000万人を割り、さらに43年は904万人と、この8年間に292万人(年率3.4%)の減少を示した。(労働力調査)

また、基幹的農業従事者の年齢構成別をみると、16～39才は36年には510万人(全体の46.3%)いたが43年には311万人(34.4%)と大きく減少し、40才以上のものが33年の53.7%から55.6%と増大している。

農業就業者の男女割合も変化しており、43年には男41.9%(36年

45.1%)、女58.1%(54.9%)となつている。また、43年について男女、年齢別には、40~49才の女子(15.6%)、30~39才の女子(14.0%)、60才以上の男子(12.1%)、50~59才の女子(12.0%)の順となつている。

このように、農業就業人口の減少と同時に農業就業者は、ますます女子化しており、しかも40才以上の女子、60才以上の男子が中心的な担い手となつて、いわゆる3ちゃん農業の姿をますます強めていつている。このような姿は、農家戸数の減少速度のおそさと関連し、兼業農家の増大と反面、農家世帯員の他産業就業の割合を示している。

(2) 農家労働力の他産業就業の概況

農林省の農家就業動向調査(44年度)によると、44年中に6ヵ月以上の予定で他産業に就職した農家世帯員は、80万人で前年度より9,000人上回っている。このうち新規学卒者が51万人(64.2%)を占め、農業を主としていた者が17万人(21%)と前年度より約3万人の急増を示している。また、年齢別には20~34才、35才以上は前年に引き続き増加しており、なかでも女子の同年令層の通勤形態による就労者の増加が特にめだっている。

就職先は、製造業が33万人(42%)で最も多く、卸小売1.7%、サービス業13%、建設業11%となつている。

他産業就職者は、通勤形態が59%と増加しており、男女比率では、女子が50.1%を占め男子をわずかではあるが上回っている。

なお、出稼ぎに出た者は28万人で、前年より4万人(17%)増加しており、35才以上がこのうち60%を占め、世帯主が52%、あとつぎが34%と農家の支柱的存在である両者が出稼ぎ者の中心となつている。

しかし、以上のほか他産業からの還流者が20万人(就職者数の26%)、農家世帯員としてもどつていることは注目される。

一方農家世帯員の兼業の内容をみると、その多くは雇われ兼業であり、兼業形態のうち比較的安定性のある恒常的勤務の占める割合が高く(41年農業調査によると47%)、出稼ぎ、人夫・日雇、自営兼業は半分以上を占めている。しかし、恒常的勤務は恒常的賃労働と職員勤務とに分けてみることで、恒常的賃労働の中には、実態的に臨時的賃労働に類似するものが含まれているものと想定されるので、すべてが安定兼業とみることは問題であろう。また、自営兼業の中には、林業、漁業などをはじめとしてかなり多くの不安定な兼業が含まれていると思われるので、雇用形態からみた場合、出稼ぎ、人夫・日雇などとともに、恒常的勤務の一部と自営兼業の相当部分を加えてみると、農家世帯員の兼業は、過半が不安定な就労条件下におかれているものと考えられる。

(3) 他産業就業と農家経済

以上のことは高度経済成長下において活発な雇業活動による雇用需要の増大があつたことはもちろんであるが、農家労働力としても供給余力が豊富であり、年々大量の労働力を流出してきた。しかしその大半は新規学卒者であり、43年卒業者についてみても54万人に及んでおり、農村地域学卒者の就業は他産業就業者の68%を占め、労働市場における新規学卒者総数の4割にも及んでいる。しかし、近年一般的に農村からの供給余力は低下しており、新規学卒者以外は、中高年令層が給源の中心となつてきたが、季節的出稼ぎのほかは、家や農地から離れることをきらい、日雇、人夫などに集中している。従つて、離農・転職という形でなく兼業化の増加につながり、農業労働力としては老令化し、また農地の流動化にも結びつかないなど農業の構

造改善の面にも好ましくない現象をもたらしている。近年においては、これら兼業の増加は、初期の目的よりもむしろ農家経済を維持する手段の結果として強くあらわれるようになり、高度経済成長を背景とした他産業部門の賃金上昇、またこれに伴う生活水準の上昇に対し、農業所得の低迷傾向は一層激しくなっている。そして農業と工業間の所得格差は、ますます拡大する方向にあり、農家はその生活水準を維持向上させるために、農業所得とのギャップを農外所得によって補う方法を選んでいる。

農林省の農業調査ならびに農家経済調査によつて、これらの事情をみてみると、41年度（一種農家）において職員勤務の兼業農家1戸当りの農家所得は、表1のとおりである。

表1 1戸当り農家所得（41年） （万円）

1戸当り	一種兼業農家	専業農家	出稼農家	臨時的賃労働農家	恒常的賃労働農家
1戸当り農家所得	11.2	8.6	7.2	8.2	9.2
うち農外所得	7.9	1.3	2.2	3.0	5.4
差 額	3.3	7.3	5.0	5.2	3.8

したがつて、それぞれの農家が職員勤務兼業の農家と同額の所得をうるためには、専業農家は2.7万円、出稼農家は4.1万円、臨時的賃労働農家は3.7万円、恒常的賃労働農家は3.2万円を、さらに農外所得で確保しなければならないことになる。そしてこの計算でいけば、この差を埋めるためには、専業農家と出稼農家は、農外就労の量が賃金を3倍にし、臨時的賃労働農家は2倍に、恒常的賃労働農家は4割増しにするか、あるいは生活水準を現収入に見合つて大巾に引き下げるかのいずれかのことになる。なお、今後農工間の所得格差が一層拡大することを考えると農家経済にとつてはもちろん、

社会的にも大きな課題になる問題である。

また、恒常的賃労働農家ですら、今まで以上に4割増の所得をうる必要となり、そのためには、職員勤務と同等の雇用機会や条件の有無にかわり、農業所得部分である3.8万円の農業経営を何らかの形で放棄するかどうかが、ということになる。その他の農家についても同様のことがいえるし、そのためには、農家の側からしても、まずは企業の通勤圏内への進出が、重大な関心事であるといえよう。

4. 工場進出と雇用の実態

内陸部へ進出している工場の形態の概況をみると、大規模ないし中規模の工場は地方の中・小都市ないしその隣接農村部に、小規模工場は大・中規模工場の下請を含めてその周辺ないし農村部に立地している。また、大規模工場は、若年労働力の獲得に比較的成功しているが、中・小規模の工場は、年令の高い層や農家の主婦を雇用しているところが多い。

(1) 農家世帯員の雇用の状況

農家世帯員の雇用の状況を、たとえば農林省新潟統計調査事務所の実態調査ならびに通産省の実態調査によつてみよう。新潟県下29工場を対象としたもののうち、地元雇用率100%のもの1.7工場、99~90%3工場、89~70%4工場、69%以下5工場となつており、従業員のうち農家世帯員の占める割合が、100%のもの3工場、85%5工場、66%13工場、35%8工場となつている。また、通産省調査は25社37工場を対象としているが、37工場のうち地元雇用率100~90%2.3工場、90~80%6工場、80~70%1工場、70%未満8工場となつており、両調査とも極めて高い地元雇用率を示している。

新潟県の調査は、電機9、機械7、繊維5、食料品4、その他4の29工場を対象としており、従業員規模は30人未満6工場、31～50人5工場、51～100人7工場、101～200人4工場、200人以上7工場となっているが、農家からの従業者の世帯上の地位は、女子が73%で男子は、27%という男・女構成の中で、世帯主8%、あとつぎ11%、主婦30%、未婚女子と、次三男をあわせて51%という割合となっており、未婚女子(43%)について、農家の主婦が多くなっている。

工場の規模は、新潟県下の調査によっても小規模のものが多く、労働省婦人少年局の婦人関係調査資料47「農家婦人の農外就労に関する調査」によっても、兼業農家の主婦で恒常的勤務者の勤め先の規模は、30人未満46%、30～99人37%、100人以上15%と小規模のものが圧倒的に多くなっている。

また、労働省婦人少年局婦人関係業務資料44の「農外就労婦人に関する調査」によると、調査対象175工場に雇用されている従業員82,637人のうち、54.8%は女子であり、男子従業員の94%が常用雇用者であるのに対し、女子従業員の常用雇用者は73%、このうち26.6%が農家既婚婦人で、この農家既婚婦人の50%は臨時雇用となっている。

(2) 農家主婦の農外就労中の内職について

内職以外の農家主婦の農外就労については、他の執筆者にゆだねるが、その職種は繊維製品加工が65%と圧倒的に多く、木竹紙・印刷製品加工(9%)、雑貨加工(8%)、化学・皮革・土石製品加工(7%)の順になっており、就業時間は平均約5時間、従事日数の平均は約130日となっており、農閑期に集中化されている。1日の収入は200円～500円が55%、500円以上31%、200円未満は13%となっている。

(3) 工場側の農家労働力確保対策

以上のようにして、それぞれが一たん確保した労働力を維持するため、また、新規雇用の確保をはかるために各種の優遇措置を行なっている。たとえば、送迎バスを出す、通勤費を支給する、農繁期休暇を認める、農作業のためにバインダーなどを貸与する、労務者を別途雇い援農体制をとっている、託児所、診療所等の福利厚生施設を設けている、臨時雇にも賞与を出したり、定期昇給を行なっているところ等々多様の配慮をしている。このように優遇的措置は行なっているが、一方中高年令者や農家主婦等に対しては依然として賃金面の考慮は十分でなく、かつ臨時的雇用の形態を続けており、季節的なもの、単純作業的なものは、このような形態で持続する方針の工場が多いように見うけられる。

また反面これらのことは、雇用される農家の側としても農業経営を持続しつつ就労にするという兼業形態であるため、たとえ賃金は安くても農繁期には休めるという臨時的なものの方が都合という考えがあり、「兼業」という姿が工場側にも農家側にも都合のよいとして用いられているというのが現実である。そして、この現状を便宜的に考えている工場や農家の主婦労働力を対象に進出している工場は、零細なものが多く、資本、経営が弱いため、雇用される側も、倒産などの不安定性も推測して、兼業形態を続けるという面ももっている。

これらのことから、当面は常用雇用として農業から転業するという条件も少なく、ひいては農地の流動化にも結びつかず、農業の構造改善に関連できない条件となっている。

(4) 農村地域への工場進出に伴うその他の問題点

農村地域への工場進出は、農村地域社会にとつても農家生活にとつても、

好ましい姿でない出稼ぎ、日雇・人夫等の不安定な就労の形態を含め、低賃金であつても、通勤という形態で通年的な就労の機会を与えられることになり、また農家の主婦にとつても全く比較的ではあるが安定した雇用の途が開かれ、さらには業種などによつては家庭内での内職の機会が新たに増加するなど、主婦の他産業就業が比較的円滑に進められる条件ができてきた。

このことにより、農家主婦にある共通的な従属的、盲従型から社会性を身につけた新しい主婦の地位の強化の原動力ともなり得ている。

農村地域への工場進出は、当面以上のような利点を掲げることできるが、進出工場の大部分が零細で、安い労働力、安い用地の確保のみをめざして無計画に進出してきているところが多く、また、これに対する農家の側も、農業経営と兼業とに二股をかけた及び腰の姿で、かつ中高年令層や家庭の主婦という労働力としては低い条件で対応しているので、当座の農家経済を補いながら過ごしていくという極めて不安定な状態となつている。

さらに、逆に地域社会における生活や家庭生活などに種々の好ましくない影響を及ぼしており、真の地域社会発展や建設ならびに生活の向上につながらないばかりでなく、地域の総合的開発、地域の農業振興、農業の構造改善に対し、むしろ足を引っぱるることになつている。

今後ますます労働力事情は逼迫し、中高年令層の男子ならびに女子に依存する度合が強まる情勢が予想されるだけに、労働行政のみでなく農林行政、通産行政も一体化し、さらにそれぞれの関係機関、団体等民間の積極的協力体制も問題を高所からみて結集し、総合的かつきめの細かい対策が強力に推進されることが緊要である。

その際、農村地域への工場進出の促進をはかる政策的意義をつぎの諸点におくことが必要である。

(1) 農業地域における雇用機会の増大をはかることによつて、在宅離農の円滑化、農用地の流動化を促がし、農業構造の改善に資することを基本とする。(2) 住民の所得、福祉の向上と地域経済の発展をはかるとともに、人口流出の著しい過疎地帯において、地域社会機能の保持に資する。(3) 工業部門に対する労働力ならびに用地の供給を円滑にすることにより、工業の適正配置、過密問題の解決を促進する。

5. 社会生活について

(1) 都市化の進展と部落の変化

近年における経済社会の発展は、農村の生活環境を大きく変えた。一般的に都市化したといつてよいであろう。都市の膨張は、農地を住宅地、工場用地などに変え、新しい市街地を生んでいく。かくして一部の農村は、都市そのもののの中に埋没してしまう。すっかり市街化してしまった大都市でも、いわゆる旧家の葬式などでは昔は農家だった原住部落民がその広い都市から集まってくる。そこにわれわれは埋没農村の姿を見つけることができる。それ程ではなくても、これに近い姿の「農村」は漸次ひろがつている。

また、農村地域への工場の進出、観光産業の発展、非農家の増加などは、交通・通信の発達とともに精神面でも、物質面でも、都市的なものを急激にもたらしている。

精神面では、一口にいえば自由の精神である。伝統の持つ権威の圧力は弱まり、家父長や部落長の統制は弱く、ゆるくなつた。職業の選択も比較的に自由になり、長男が先祖伝来の農業を継がずに勤めに出ても甚だしく抵抗を受けることも少なくなつた。

物質面では、衣食住すべてにわたつて都市的な生活様式が浸透している。

農家の住宅も、末だに伝統的なものが強いとはいえ、生産の場は急速に母屋の外に出ていつており、プロパンガスや自家水道の普及で、お勝手も便利に改造されてきた。若い婦人のミニスカートの代表されるような都市的な服装が、どここの農村部落でも見受けられる。食生活でも同じ傾向が見られる。

こうした都市化現象は、喜ぶべきか悲しむべきか、良いか悪いかの評価はいろいろであろう。しかし、もう後へはもどれない。情報化時代ともいうべき時代を迎え、農村外からの思想、知識が豊富に急速に提供され、農村にもモータリゼーションなどによる人々の行動範囲の拡大は、農村の都市化現象をますます強めずにはおこまい。そのなかで婦人の農外就労は、ますます実現しやすくなつていく。

(2) 公害と危険の増加

しかし現状をみるに、無計画な都市化の進展は自然の破壊をもたらし、農村から緑と清い水をうばつていく。一方では工場の進出等による大気汚染、水質汚濁、悪臭など産業廃棄物による公害を発生させ、水銀やカドミウムなどの問題も各所に起こり、公害は農村にも浸入しつつある。

また、交通運輸の大増化、高速化に伴つて交通事故は、ひん発し大都市周辺部農村では特に多発している。

農業の機械化に伴う事故、農薬中毒などの危険も少なくなく、いわゆる「農業労働災害」も起こっているが、農村婦人の農外就労に関連しても、これらの危険について雇傭者側からも被傭者自らも近代化に伴うこれらの危険・有害事故に関して十分な、しかも具体的な配慮は必須のことがらである。

(3) 農村人口の老令化と過疎化の進行

農村からの労働力の若年層を中心とする流出は農村人口の老令化をもたらしているが、この傾向は寿命の伸びもあつて、今後さらに強まつていくであ

ろう。昭和60年代になると、65才以上の老令人口は全国平均10%くらいになるが、農山村に限つて見ると、これが20~30%にもなるものと推定されている。老人だけが取り残された世帯も増加しよう。昔かたぎの老人は、そうなつても先祖から伝わつた、住みなれた家郷を離れ都市に移り住もうとはしない。通勤できる地区では、この問題は多くは発生しないが、通勤不可能の地では老人層にはもちろん、一家の、また地域の深刻な問題である。

農山村では一般に各種の生活環境施設、医療施設、福祉施設などが都市に比べて一段と立ちおくれ、生活に不便であるが、最近ではとくに医師の不足、道路不整備などの問題が大きくなつていく。これが人口の老令化とともに農村自治の大きな負担となりつつある。山間豪雪の部落などでは、若い男手が不足のため、除雪、消防、病人の救急などに極めて困難を感じている。ついにはやむなく部落をあげて離村したり、集団移転しなければならなくなつたところも出てきている。

農村婦人にとって身近に農外就労の機会が増加すれば、このような事態は、いささか緩和するであろうが、それにしても道路の整備や医師不足の解消、その他全体的に生活環境の整備が一段と充実されないことには農業就業者はむくわれず救われない存在なのである。

(4) 望ましい施策

農外就業ということは、一面では農家にとって有益であり良いことであるが、他面、上記のような問題がある。しかも農家婦人の農外就業は、増加する一方と考えられる。したがつて前述の問題を回避、防止できるようにしなければならないが、そのためにはつぎの施策が必要であろう。

- ① 農地の流動化とくに耕作権のスムーズな移動を促進する。
- ② 農業の機械化を促進するとともに機械化作業の請負事業を盛んに

する。このため農業団体による作業請負のあつせんと標準料金の設定などを行なうようにする。

③ 乳幼児を持つ婦人には午後5時から翌朝8時半までの間の雇傭労働に従事させないようにする。

④ 農家婦人には年間30日以上 of 農繁休暇を与えるよう雇い主に義務づける。

⑤ 一定数以上の農家婦人を雇用する工場には保育所を設けさせる。

⑥ 乳幼児を授けつ婦人には、およそ一定期間以内の休暇を認める制度を設ける。この休暇期間中は、給与は支払われないが、期間終了後は職場に復帰させる。退職金は、休暇期間を除き、その前後の期間を通算する。

⑦ 雇用者中に常時5.0%以上の家庭婦人を雇う工場には、開発銀行からの融資、固定資産税軽減などの優遇措置を講ずる。

付 属 資 料

以下の付属資料は、本書の刊行にあたり関連があると思われる統計・調査資料を主体にとりまとめたものである。

1. 「農村関係統計資料」

2. 「農外就労婦人に関する調査報告から」

付 属 資 料 細 目 次

1. 農村関係統計資料

第1表 男女別、従業上の地位別農林業就業者数

第2表 配偶関係別女子農林業就業者数

第3表 都道府県別、専業・兼業別農家数

第4表 都道府県別、男女別農家世帯員数、農業就業人口および基幹的農業従事者数

第5表 男女別、年齢階級別基幹的農業従事者数

第6表 農業機械の普及状況

(1) 農業機械の普及台数

(2) 農用トラクターの利用農家数

(3) 動力耕うん機の利用農家数

(4) 動力耕起面積

第7表 男女別、世帯上の地位別、就職形態別、農家世帯員その他産業への流出者数

第8表 経営規模別、経済地帯別、就職前の就業状態別就職形態別農家女子の他産業への流出者数

第9表 就職形態別、経済地帯別、就職先産業別農家女子の他産業への流出者数

第10表 男女別、世帯上の地位別農家世帯員の出稼ぎ者数

第11表 農家経済の概況

第12表 農家の生計費

第13表 農村・都市別消費水準

第14表 農・非農別耐久消費財の保有状況

第15表 農・非農別貯蓄保有状況

第16表 地域別生活指標水準

第17表 農民栄養の現況

(1) 農民の栄養摂取量および基準量との比較

(2) 生鮮畜産食品の入手量

第18表 農村地区協助員・農業改良普及職員・生活改善普及職員の定数および農山漁家生活近代化センター数

び農山漁家生活近代化センター数

第19表 都道府県別農家婦人の組織状況

第1表 男女別従業上の地位別農林業
就業者数

(単位 万人)

産業および 年次	男				女			
	総数	自営業主	家族 従業者	雇用者	総数	自営業主	家族 従業者	雇用者
昭和30年	781	447	303	27	323	86	719	17
35	658	407	212	41	733	100	603	24
40	582	347	158	28	922	94	515	18
41	516	338	152	26	598	95	490	18
42 ¹⁾	499	333	143	23	533	97	475	11
42 ²⁾	457	302	124	31	513	79	413	15
43	438	303	113	22	495	83	400	12
44	427	300	107	20	472	81	382	10

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(注) 1) 旧調査方式に調整した数字

2) 新調査方式に調整した数字

第2表 配偶関係別女子農林業就業者数

配偶関係および年次		実数(万人)	構成比(%)
総数	昭和30年	789	100.0
	35	728	100.0
	40	622	100.0
	41	598	100.0
	42 ¹⁾	588	100.0
	42 ²⁾	513	100.0
	43	496	100.0
	44	472	100.0
未婚	昭和30年	137	17.4
	35	88	12.1
	40	4.4	7.1
	41	4.0	6.7
	42 ¹⁾	3.9	6.7
	42 ²⁾	2.5	4.9
	43	2.7	5.4
	44	2.8	4.9
有配偶	昭和30年	546	69.2
	35	541	74.8
	40	495	78.6
	41	477	79.8
	42 ¹⁾	468	80.3
	42 ²⁾	414	80.7
	43	405	81.7
	44	390	82.6
離別・死別	昭和30年	107	13.6
	35	99	12.6
	40	88	13.8
	41	81	13.5
	42 ¹⁾	76	13.0
	42 ²⁾	78	14.2
	43	64	12.9
	44	59	12.5

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30・35年)
「労働力調査」(40~44年)

(注) 国勢調査は1%抽出集計結果

1) 旧調査方式に調整した数字

2) 新調査方式に調整した数字

第3表 都道府県別、専業・兼業別農家数

(単位 戸)

年次および都道府県	総農家数	専業農家数	兼業農家数		
			総数	農業を主とする兼業農家数	農業を主とする兼業農家数
昭和30年総数	8042945	2106800	8987645	2274530	1662065
35	5984050	1858210	4181740	1889890	2241850
40	5576000	1148000	4428000	1884000	2494000
41	5498280	1161340	4346940	1888150	2518790
42	5418590	1160520	4288070	1678990	2589080
43	5360720	1071280	4279440	1666140	2613290
	(1000)	(200)	(800)	(311)	(488)
北海道	169840	91770	71570	95400	42170
青森県	115750	28680	83220	42780	46490
岩手県	126120	21180	104990	52420	52570
宮城県	122080	22540	99490	47910	51580
秋田県	118690	18540	100150	58210	41940
山形県	112680	21820	80810	52790	88020
福島県	162180	89520	122640	64670	57970
茨城県	192620	45960	146660	72280	74430
栃木県	117180	24600	92580	48620	48910
群馬県	140020	23990	126930	52540	78990
埼玉県	163780	30780	123950	57810	66640
千葉県	40600	8080	32570	6680	25890
東京都	60820	11250	49070	14140	34980
新潟県	195420	22360	173060	98750	79310
富山県	78830	4210	74120	30760	43860
石川県	74050	4810	69240	22480	46760
福井県	61150	5280	55890	19510	36380
山梨県	78480	16550	61930	22120	34810
長野県	207840	29240	178600	68010	109590
岐阜県	127680	9020	118660	29250	88810
静岡県	155800	27420	128380	46240	82140
愛知県	177120	21120	156000	41780	114270
三重県	118240	11380	106860	87640	69220
滋賀県	88240	8060	80180	25280	54900
京都府	70460	9500	60960	14910	46050
大阪府	67960	8880	59070	7540	51780
兵庫県	179040	18360	160680	83820	122270
奈良県	57720	7390	50330	10960	39370
和歌山県	68640	18820	49820	12680	40080
徳島県	55810	11420	44390	17900	26490
香川県	88610	12820	75790	30560	45430
愛媛県	152140	80260	121890	48470	73420
高知県	152800	25530	126770	36840	89930
福岡県	105110	13080	92030	27260	58770
佐賀県	70810	18040	52770	20240	32530
熊本県	78880	13620	65260	22780	42580
大分県	115840	30680	85160	30180	54980
宮崎県	67210	14870	52340	18880	33460
鹿児島県	148860	28670	119680	39990	79690
沖縄県	70670	18110	52560	24170	28390
旭川市	92490	22200	70290	28510	41780
札幌市	147680	54890	92770	40450	52320
仙台市	111220	29270	81950	27720	54280
旭川市	97140	26180	70960	32250	37710
旭川市	227960	83980	143980	55100	88880

資料出所 農林省農林経済局「臨時農業基本調査」(30年)・「農業調査」(35~48年)

(注) 1) 昭和35・40年は例外規定農家をのぞき、畜産農家を含む。

2) 昭和35年は40年との連続を計るために再計算を行なった戸数である。

第4表 都道府県別、男女別農
基幹的農業従事者数

年次および都道府県	総世帯員数		農業就 業人口
	総数	女	総数
昭和30年総数	85468990人	18547505人	14541824人
35	83781900	17266100	11618989
40	28558000	15194000	11425000
41	28587640	14741320	11002850
42	27908650	14378240	10588260
43	27211640	13996960	10182270
北海道	899660	460820	394780
青森県	657490	334550	250540
岩手県	694520	355820	274110
宮城県	705070	361210	246680
秋田県	648640	330780	240740
山形県	610780	316100	241120
福島県	938690	486710	374580
茨城県	1025910	522870	406950
栃木県	845160	380550	288080
群馬県	694670	321590	257580
埼玉県	853270	485460	301800
千葉県	862990	440080	340970
東京都	228870	114540	82810
神奈川県	861300	475840	314560
新潟県	1049010	586910	411390
富山県	390680	205970	138860
石川県	360980	190660	114350
福井県	301180	154080	98980
山梨県	350880	186960	132470
長野県	976880	508370	396600
岐阜県	646010	328920	212610
静岡県	860580	440280	295590
愛知県	937000	470910	298410
三重県	588440	289620	192080
滋賀県	422510	217110	139760
京都府	386850	178460	111250
大阪府	861590	434470	303050
兵庫県	884680	458460	275080
奈良県	284310	144970	86770
和歌山県	304480	157750	112140
徳島県	278420	146540	111380
香川県	411740	212020	165860
愛媛県	700540	364210	263700
高知県	673840	352910	261920
福岡県	468410	247210	177590
佐賀県	342840	180010	131150
大分県	376870	197600	141070
熊本県	548440	280180	207660
鹿児島県	290180	150270	115740
沖縄県	769180	400390	288220
	381180	197380	150060
	485740	247720	172400
	754060	398590	311710
	529860	274920	209780
	480680	238660	181560
	921970	480980	374510

家世帯員数、農業就業人口および
基幹的農業従事者数

業人口	基幹的農業従事者数		
	女	総数	女
85468990人	11749884人	6235146人	58.1%
6948627	10044000	5829000	58.0%
6801000	8375540	5409940	57.7%
6570830	8286470	5418813	58.4%
6308490	8081510	5247780	58.1%
6062150	874840	198780	68.1%
212440	238430	141590	68.4%
150520	25010	150130	68.9%
164880	208770	104980	61.6%
186240	225910	122600	54.8%
184120	213300	106970	49.7%
125280	330580	182480	55.2%
218130	352170	133690	58.6%
229880	194560	99520	61.2%
128760	228500	118480	52.5%
148610	270750	150990	56.8%
174170	818450	177500	58.1%
194170	44540	13050	40.5%
38490	98780	48870	51.6%
65260	871620	212380	67.2%
241560	130870	84580	64.9%
80820	98780	88450	84.2%
74190	94270	81240	65.0%
64420	118960	87890	56.6%
77680	818360	180490	59.4%
248730	184380	117070	63.6%
187200	265680	155890	58.7%
179860	277990	174680	62.8%
189840	171920	104950	61.0%
120580	184220	88180	65.7%
189760	108970	62240	59.9%
68040	58680	25940	44.2%
62720	226990	142560	62.8%
181460	61970	38610	54.2%
54070	80850	43450	53.7%
67210	106240	65180	61.4%
68400	151950	95620	62.9%
104960	256900	156090	60.8%
165160	226770	148260	65.4%
170010	185190	110450	59.9%
119820	122150	75700	62.0%
81640	125810	75970	60.4%
85970	188840	108430	57.6%
128640	111680	65760	59.0%
70520	248500	154980	62.4%
181210	126440	70750	56.0%
87460	168180	97090	57.6%
108450	289480	180290	55.4%
811710	185180	111390	60.4%
129870	180150	104100	57.8%
105290	852890	214050	60.7%
227450			

資料出所 農林省農林経済局「臨時農業基本調査」(昭和30年)

「1965年世界農業センサス」(昭和35年)

「農業調査」(昭和35～43年)

(注) 1) 昭和35年の数のうち総世帯員数は「農業調査」、農業従事者、農業就業人口は「1965年世界農業センサス」による。

2) 「農業調査」による数には奄美群島を含み、例外規定農家を除く。また昭和35年は

40年との連続を計るため再計算を行なった数である。

3) 世帯員数には雇入を含む。

4) 農業就業人口とは、16才以上の家族員で、自家農業従事を主な仕事としているものおよび農業・兼業の両方に従事するもののうち農業が主であるものの合計。

5) 基幹的従事者とは、16才以上の家族員で、ふだん仕事为主で、しかも主として農業に従事しているもの。

第5表 男女別，年齢階級

区 分		男 女 計									
		計	16~	20~	30~	40~	50~	60歳	計	16~	20~
			19歳	29	39	49	59	以上		19歳	29
奥 群 島	昭 36	11,014	848	2,018	2,789	2,181	1,988	1,800	4,967	158	791
	37	11,158	804	1,876	2,822	2,296	2,019	1,841	4,859	150	718
	38	10,888	256	1,674	2,743	2,297	2,022	1,892	4,680	188	620
	39	10,265	218	1,450	2,589	2,242	1,954	1,808	4,359	115	580
	40	10,043	202	1,294	2,455	2,252	1,956	1,884	4,215	115	462
	41	9,876	185	1,110	2,267	2,201	1,852	1,761	3,968	111	408
	42	9,286	171	1,048	2,182	2,218	1,872	1,851	3,868	104	378
	43	9,082	158	984	1,964	2,201	1,828	1,897	3,784	95	368
比 島	昭 36	10,000	81	188	249	188	176	163	451	14	72
	37	10,000	27	163	253	206	181	165	485	18	64
	38	10,000	24	154	262	211	188	174	425	12	57
	39	10,000	21	141	252	219	181	176	425	11	52
	40	10,000	20	129	245	224	185	183	420	11	46
	41	10,000	20	118	242	285	188	188	423	12	48
	42	10,000	18	102	230	239	202	189	417	11	41
	43	10,000	17	109	217	244	202	210	419	11	40

注：昭36年は奄美群島を除く。

資料出所：農林省農林経済局「農業調査」

別基幹の農業従事者数

単位：1,000人

男					女						
30~	40~	50~	60歳		計	16~	20~	30~	40~	50~	60歳
39	49	59	以上			19歳	29	39	49	59	以上
1,064	822	941	1,190	6,047	185	1,223	1,675	1,859	997	610	
1,086	841	927	1,143	6,299	155	1,163	1,786	1,455	1,092	698	
1,027	827	888	1,140	6,253	128	1,054	1,718	1,489	1,189	762	
951	804	850	1,109	5,986	98	920	1,688	1,438	1,104	699	
894	806	815	1,123	5,829	87	832	1,563	1,446	1,141	761	
827	799	775	1,050	5,410	76	706	1,441	1,401	1,076	711	
745	793	769	1,079	5,419	67	666	1,386	1,425	1,103	772	
697	793	741	1,096	5,248	68	621	1,267	1,409	1,087	801	
97	75	85	108	549	17	112	152	123	91	55	
97	75	83	83	556	14	104	158	130	83	63	
94	76	81	105	575	11	97	153	135	105	69	
93	78	83	108	575	10	90	160	140	108	68	
89	80	81	112	580	09	83	156	144	114	75	
88	85	88	112	577	08	75	154	149	115	76	
80	85	88	113	584	07	72	149	153	119	83	
77	88	82	121	581	07	69	140	166	120	89	

第6表 農業機械の普及状況

(1) 農業機械の普及台数

区 分	農用トラクター・動力耕うん機				発動機	電動機	動力防除機			動力脱穀機	
	乗用型	歩 行 型					計	噴霧機	散粉機	計	普通型
		計	履帯型	牽引型							
昭 35	-	746	266	480	-	-	-	-	-	2641	2167
36	-	1,020	322	697	1,673	1,152	361	280	81	2703	2184
37	-	1,414	405	1,009	-	-	436	842	94	2832	2146
38	-	1,812	450	1,362	1,720	1,163	565	429	186	2988	2181
39	126	2,184	511	1,672	1,903	1,366	708	524	180	3085	-
40	189	2,490	589	1,901	1,766	-	886	600	286	2982	-
41	385	2,725	680	2,046	-	-	1,126	717	409	-	-
42	579	3,021	722	2,299	1,727	1,381	1,640	905	724	3,287	1,852
43	1,243	3,080	-	-	-	-	1,939	1,041	898	-	-

注：1. 昭35～41年は奄美群島を除く。
2. 動力防除機の計には走行式防除機を含む。

(3) 動力耕うん機の利用農家数

区 分	利用農家数	所 有		市町村有・農協有・部落有など	他家の所有		総実面積
		個人所有	共有		借りて	賃作業	
昭 36	3,253	881	242	53	126	1,981	2,111
37	3,833	1,247	296	67	124	2,100	2,686
38	4,329	1,611	329	91	144	2,155	3,096
39	4,509	1,919	382	28	161	2,081	3,488
40	4,589	2,155	348	23	126	1,940	-
41	-	-	-	-	-	-	-
42	4,718	2,582	292	34	211	1,504	3,915

注：昭36～41年は奄美群島を除く。

資料出所 農林省農林経済局「農業調査」

普及状況

(2) 農用トラクターの利用農家数

単位：戸数：1,000戸
台数：1,000台

農機	動力揚水機	動力カッター	通風乾燥機	農用トラクタオート三輪車	利用農家数	所 有		市町村有・農協有・部落有など	他家の所有	
						個人所有	共有		借りて	賃作業
484	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
569	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
586	-	-	-	168	-	-	-	-	-	-
851	802	588	-	259	-	-	-	-	-	-
-	407	647	724	358	140	9	13	72	8	43
-	-	-	-	418	188	14	17	95	2	60
-	-	-	1,078	662	277	21	25	151	3	76
1,845	578	944	1,367	834	331	46	88	158	4	74
-	-	-	1,457	864	-	-	-	-	-	-

(4) 動力耕起面積

単位：戸数：1,000戸
台数：1,000台

耕 地		田		畑	
農用トラクター	動力耕うん機	実面積	農用トラクター	動力耕うん機	実面積
-	-	1,711	-	-	400
-	-	2,128	-	-	557
-	-	2,403	-	-	693
-	-	2,668	-	-	776
270	3,869	-	52	2,704	-
890	3,458	-	110	2,782	-
490	3,488	2915	201	2,718	1,001

第7表 男女別、世帯上の地位
他産業への流出者数

年次	総数	男	女
昭和33年	5,416	3,077	2,339
34	6,901	3,824	3,077
35	7,459	4,189	3,270
36	7,958	4,517	3,441
37	9,023	4,849	4,174
38	9,338	5,084	4,254
39	8,901	4,776	4,124
40	8,502	4,388	4,114
41	8,068	4,183	3,884
42	8,221	4,229	3,991
43	7,872	3,958	3,914

資料出所 農林省農林経済局「農（林漁）家就業動向調査

「農家就業動向調査」

（注）他産業への流出者とは、農家世帯員のうち自家

別、就職形態別農家世帯員の

（単位 100人）

世帯上の地位別			就職形態別	
世帯主	あとつぎ	その他	就職転出	在宅就職
128	700	4,588	3,954	1,462
234	982	5,685	4,581	2,320
293	1,194	5,972	4,604	2,855
485	1,376	6,096	4,695	3,263
466	1,517	7,040	4,971	4,052
786	1,860	6,692	4,392	4,946
759	1,752	6,392	4,147	4,756
596	1,577	6,330	4,105	4,397
475	1,616	5,976	3,835	4,233
500	1,644	6,079	3,709	4,512
484	1,579	5,810	3,381	4,492

10年報」（昭和33～42年）

（昭和43年）

営業以外の産業に6カ月以上の予定で就職した者をいう。

第8表 経営規模別，経済地帯別，就職前の就
他産業への流出者数

		総 数			就 職		
					主として農業に 従事していた者		
					就職形態別		
総 数	実 数 構成比	総 数	就職形態別		総 数	就職形態別	
			就職転出	在宅就職		就職転出	在宅就職
総 数		3914 (1000)	1574 (402)	2340 (598)	549 (140)	66 (17)	483 (123)
経営 規 模 別	0.5 ha 未満	1351	482	869	220	10	210
	0.5 ~ 0.7 ha	566	223	343	97	12	85
	0.7 ~ 1 ha	696	287	409	90	8	83
	1 ~ 1.5 ha	704	301	403	85	15	69
	1.5 ~ 2 ha	288	116	172	17	3	14
	2 ha 以上	188	100	88	18	10	8
経済地 帯別	都市近郊	572	72	500	60	4	57
	平地農村	1451	516	935	200	17	183
	農山村	1397	708	689	205	34	172
	山村	494	277	216	83	12	71

業状態別，就職形態別，農家女子の

(単位 100人)

前 の 就 業 状 態 別					
主として農業以外の自営業に 従事していた者			主として家事・育児などに 従事し無業であった者		
就職形態別			就職形態別		
総 数	就職転出	在宅就職	総 数	就職転出	在宅就職
41 (10)	12 (03)	29 (07)	3324 (849)	1496 (382)	1828 (467)
27	8	18	1105	465	641
4	2	1	466	209	256
4	-	4	601	279	322
4	1	2	615	284	331
1	-	1	270	113	157
-	-	-	170	90	80
9	2	7	503	67	436
13	5	8	1238	494	744
11	3	8	1182	672	510
8	2	6	402	263	139

資料出所 農林省農林経済局「農家就業動向調査」(昭和43年)

第9表 就職形態別，経済地帯別，就職先産業

		就				
		総 数	農 林 漁 業	鉱 業	建設業	製造業
総 数	実 数	3,914	34	5	98	1,661
	構 成 比	(100.0)	(0.9)	(0.1)	(2.5)	(42.4)
就 型 應 別	就 職 転 出	1,574	9	1	10	744
	在 宅 就 職	2,340	24	4	86	917
経 済 地 帯 別	都 市 近 郊	572	2	1	13	212
	平 地 農 村	1,451	12	-	32	582
	農 山 村	1,397	9	3	29	636
	山 村	494	10	-	22	231

資料出所 農林省農林経済局「農家就業動向調査」昭和43年

別，農家女子の他産業への流出者数

(単位 100人)

職 先 産 業 別						
卸売・ 小売業	金融・ 保険・ 不動産業	運輸・ 通信業	電気・ ガス・ 水道業	サー ビス 業	公 務	不 詳
857 (21.9)	101 (2.6)	128 (3.3)	22 (0.6)	879 (22.5)	123 (3.1)	9 (0.2)
328	9	48	6	404	8	8
529	92	81	16	475	115	1
158	29	24	4	111	16	2
330	36	41	8	351	58	1
292	31	51	8	298	36	5
77	6	13	2	119	13	1

第10表 男女別，世帯上の地位別，農家世帯員の出稼者数

(単位 100人)

	総数	男	女	世帯上の地位別		
				世帯主	あとぎ	その他
昭和33年	1946	1582	364	484	663	799
34	1821	1458	363	469	644	708
35	1748	1411	337	484	686	628
36	1901	1570	331	621	708	572
37	2060	1849	211	775	819	466
38	2981	2764	217	1808	1171	501
39	2866	2552	214	1821	1128	424
40	2302	2180	172	1056	922	324
41	2858	2188	170	1142	891	321
42	2187	2019	168	1112	786	288
43	2350	2190	159	1205	858	302

資料出所 農林省農林経済局「農家就業動向調査」

(注) 出稼者とは，1～6ヶ月の期間の予定で家を離れよそへ働きに出た者をいう。

第11表 農家経済の概況(全国農家平均1戸当り)

(単位 千円)

項 目	昭和30年度	35	40	41	42	43
農 業 所 得	2556	2252	3652	4133	5104	5270
農業租収益	8725	8587	6388	7257	8696	9261
農業経営費	1169	1885	2786	3124	3595	3991
農 外 所 得	1025	1848	3956	4481	5196	5987
うち農外事業等所得	280	427	580	602	702	721
労賃・俸給・手当	754	1361	3264	3784	4812	5117
農 家 所 得	3581	4095	7608	8614	10297	11257
租税公課諸負担	814	299	600	719	836	1004
可処分所得	2476	4191	7751	8762	10515	11480
家族家計費	8128	8684	6545	7264	8580	9580
農家経済余剰	849	507	1206	1498	1985	1900

資料出所 農林省農林経済局「農家経済調査」

- (注) 1) 農業所得=農業租収益-農業経営費
 2) 農外所得=農外収入-農外支出
 3) 農外事業等所得=(農外事業収入+農外雑収入)-(農外事業支出+農外雑支出)
 4) 農家所得=農業所得+農外所得
 5) 可処分所得=農家所得-租税公課諸負担+被贈扶助等の収入
 6) 農家経済余剰=可処分所得-家族家計費
 7) 昭和32年度および37年度に調査農家の選定方法，調査結果の算定方法が改正されており，30年度および35年度の数字と40～42年度の数字は厳密には接続しない。

第12表 農家の生計費（全国平均1世帯当り）

項 目	総 額						内 購 入 額					
	昭和 30 年度	35	40	41	42	48	昭和 30 年度	35	40	41	42	48
	人	人	人	人	人	人						
年度始均均世帯人員	627	570	529	514	504	505						
年度末平均就業者数	-	286	286	287	289	271						
うち自家農業	-	207	162	160	159	166						
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
生 計 費 総 額	8147	8697	625	7187	8497	9580	1901	2625	5120	5711	6655	7499
生計費総額中の購							%	%	%	%	%	%
入額比率							604	710	785	795	784	783
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
飲 食 費	1492	1539	2840	2520	2822	3020	479	681	127.0	1400	1632	1807
被 服 費	341	415	692	744	870	947	887	415	692	744	870	947
家 計 光 熱 費	145	172	297	327	367	384	72	102	225	256	283	310
住 居 費	865	611	1025	1183	1420	1760	220	373	787	844	859	1040
雑 費 ¹⁾	801	1068	2170	2453	3018	3469	798	1054	2135	2453	3011	3895
農業所得による家計	%	%	%	%	%	%						
費充足率	812	611	545	556	578	550						
エ ン ゲ ル 係 数	474	416	359	351	333	315						

資料出所 農林省農林経済局「農家経済調査」

（注）昭和32年度および37年度に調査農家の選定方法，調査結果の算定方法が改正されており，30年度および35年度の数字と40～42年度の数字は厳密には接続しない。

1) 雑費には，たばこ，保険衛生費，教育文化費，臨時費を含む。

第13表 農村・都市別消費水準

(昭和40年—100)

年次	総合	食料			住居	光熱	被服	雑費
		計	穀類	その他				
農 村								
昭和30年平均	614	868	1116	694	466	643	435	458
35	728	907	1048	814	589	717	717	582
37	884	987	1018	882	794	822	827	721
38	884	954	1002	917	826	832	891	817
39	951	984	988	985	922	926	980	742
40	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
41	1071	1044	982	1088	1103	1081	1076	1086
42	1191	1009	962	1202	1313	1187	1205	1285
48	1257	1107	941	1281	1254	1287	1314	1394

都市全世帯

昭和30年平均	611	762	1094	663	428	535	524	541
35	789	898	1102	841	698	702	768	720
37	889	987	1058	903	839	812	938	820
38	934	954	1029	980	946	852	979	908
39	987	1004	1020	997	981	910	998	979
40	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
41	1039	1028	1028	1047	1048	1070	1019	1044
42	1094	1061	1031	1093	1127	1152	1079	1111
48	1188	1064	905	1110	1241	1168	1184	1180

都市勤労者¹⁾

昭和30年平均	618	768	1088	672	486	584	556	557
35	808	901	1092	848	742	693	805	752
37	905	948	1047	911	920	809	941	851
38	941	954	1031	929	935	855	932	917
39	998	1006	1023	988	987	917	1007	994
40	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
41	1045	1026	954	1046	1055	1070	1024	1058
42	1106	1068	935	1097	1162	1157	1085	1128
48	1151	1070	897	1120	1232	1145	1180	1203

資料出所 経済企画庁調査局「消費水準」

(注) 1) 労働者の算出による。

第14表 農・非農別耐久

世帯の区分および年次	テレビ	電気掃除機	電気洗濯機	電気冷蔵庫
農家				
昭和55年2月	11.4	...	8.7	1.3
40・2	89.2	10.6	58.6	25.7
41・2	94.1	15.6	68.6	36.6
42・2	94.9	21.9	75.7	49.3
43・2	96.6	30.5	83.9	63.3
44・2	95.7	37.5	86.4	68.6
都市(1)				
昭和55年2月	44.7	7.7	40.6	10.1
40・2	95.0	48.5	78.1	68.7
41・2	95.7	55.3	81.8	75.1
42・2	97.3	59.8	84.0	80.9
43・2	97.4	63.0	86.7	84.5
44・2	95.1	70.3	89.8	90.1
全世帯	94.7	62.6	88.3	84.6
80万円未満	84.1	20.5	45.7	40.5
80～60万円	93.1	40.7	76.9	68.5
60～90	96.0	60.0	90.3	83.2
90～120	96.5	73.0	95.3	94.5
120～150	94.5	81.0	97.3	97.0
150～180	94.3	82.6	96.0	95.3
180万円以上	94.9	90.5	97.2	98.2
農家				
80万円未満	95.7	37.6	86.4	68.6
80～60万円	85.3	11.6	44.2	34.7
60～90	92.0	25.1	75.3	52.7
90～120	99.8	38.3	90.5	82.0
120～150	97.3	43.5	96.3	89.4
150～180	95.6	57.0	95.6	88.6
180万円以上	98.2	63.6	98.2	92.7
非農家				
80万円未満	87.5	80.0	97.5	100.0
80～60万円	94.5	69.5	88.9	88.2
60～90	83.7	24.1	43.5	42.9
90～120	93.5	46.4	77.4	74.3
120～150	95.0	66.9	90.3	89.3
150～180	96.3	81.2	95.1	95.7
180万円以上	94.3	86.0	97.7	98.7
勤労者				
80万円未満	93.7	85.3	95.7	95.7
80～60万円	95.6	91.6	92.2	98.0
60～90	94.8	69.6	89.1	89.2
90～120	84.1	22.3	44.2	41.4
120～150	92.6	44.2	74.2	72.5
150～180	95.8	66.4	90.7	89.8
180万円以上	96.2	80.1	94.5	95.8
個人営業その他				
80万円未満	94.6	87.6	97.5	98.7
80～60万円	95.3	84.0	95.7	97.9
60～90	95.8	91.8	96.8	98.6
90～120	94.0	69.4	88.3	86.5
120～150	83.4	25.2	43.0	43.7
150～180	94.9	49.5	82.1	76.9
180万円以上	94.3	68.1	89.4	88.0
資料出所	95.5	63.7	96.5	96.4
(注)	93.9	83.4	98.0	96.6
1) 人口5万以上の都市の非農家	91.3	87.5	95.6	92.2
2) 昭和42・43・44年の数にはライトバンを含まない。	95.5	91.3	97.5	97.5

消費財の保有状況

(単位 %)					
扇風機	カメラ	ステンレス 流し台	乗用自動車2)	カラーテレビ	ルームクーラー
6.4	16.1	...	...	...	...
33.7	29.7	6.3	...	...	...
41.8	31.1	8.0	8.7	...	...
50.9	38.7	14.5	6.6	0.6	0.3
58.6	42.6	19.3	11.4	2.6	0.4
61.4	45.1	26.6	14.6	0.2	0.4
34.1	45.8	...	...	...	...
77.3	64.8	24.2	10.6	...	2.6
79.1	65.8	28.8	13.5	...	...
80.9	67.4	31.6	11.0	2.2	4.3
82.7	66.4	37.6	14.6	6.7	5.6
86.9	69.8	43.2	18.6	14.6	6.6
80.1	62.7	38.2	17.3	13.9	4.7
44.3	11.5	9.4	1.5	2.7	0.6
66.9	34.8	21.8	5.6	8.8	1.5
79.4	61.5	34.5	13.1	10.2	1.9
87.0	76.2	46.8	21.5	13.7	4.1
91.6	81.3	46.0	24.3	18.2	6.6
92.7	88.0	57.3	37.2	26.1	15.4
96.2	93.7	71.9	46.0	42.5	25.0
61.4	45.1	26.6	14.6	6.2	0.4
34.7	16.8	7.4	1.1	3.2	...
55.3	24.4	16.0	4.2	1.3	0.2
49.5	41.0	25.5	11.1	3.1	0.3
75.7	61.7	37.6	22.3	9.3	0.2
84.2	73.4	35.4	29.1	15.2	0.6
89.1	76.4	34.5	32.7	23.6	1.8
90.0	82.5	47.5	50.0	22.5	2.5
85.3	67.6	41.4	18.1	16.0	5.9
48.1	9.7	10.1	1.7	2.5	0.8
71.0	38.6	23.9	6.1	11.6	2.0
88.0	67.4	37.1	13.6	12.2	2.3
90.1	80.2	49.3	21.3	14.9	5.2
93.2	82.9	48.2	23.3	18.9	7.7
93.2	89.7	60.6	37.8	26.4	17.4
96.8	94.8	74.3	45.6	44.5	27.2
85.2	68.8	37.6	14.7	12.6	2.9
38.3	9.4	11.7	1.2	...	...
68.5	39.0	21.1	4.0	15.7	0.7
88.3	67.7	33.3	11.4	10.2	0.7
88.8	80.1	45.8	17.0	10.7	2.0
93.9	81.7	41.7	20.1	11.1	2.9
91.9	91.5	55.8	34.4	18.4	15.2
96.1	94.3	66.5	35.4	29.0	17.4
85.4	65.3	48.3	24.2	22.2	11.6
53.6	9.9	9.9	2.0	4.0	1.3
74.7	38.0	27.9	9.1	5.6	3.9
87.3	66.9	47.1	19.4	17.3	6.6
93.2	80.3	57.5	31.4	24.5	12.8
91.9	84.9	59.1	28.7	31.9	15.7
95.3	86.9	68.1	43.1	39.0	20.8
97.5	95.2	82.3	56.2	60.6	37.5

資料出所 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査」「消費と貯蓄の動向」
 (注) 1) 人口5万以上の都市の非農家
 2) 昭和42・43・44年の数にはライトバンを含まない。

第15表 農・非農別

世帯の区分	貯蓄保有状況			種類別の貯蓄保有世帯率			
	保有世帯	保有しない世帯	未記入	預貯金	貸付信託 金銭信託 公社債	株式 投資信託	生命保険 (簡易保険)
	%	%	%	%	%	%	%
農 家							
昭和40年2月	94.0	6.0	—	87.3	5.3	13.3	72.4
41.2	92.5	2.5	—	81.9	2.8	8.3	73.1 ²⁾
42.2	93.5	6.0	0.5	85.7	4.5	7.4	74.0
43.2	95.0	5.0	0.0	88.9	4.6	8.2	77.2
44.2	93.3	6.7	—	86.5	3.9	8.2	74.3
都 市 ¹⁾							
昭和40年2月	91.3	8.7	—	82.2	23.1	37.2	68.8
41.2	91.0	9.0	—	82.5	14.1	24.8	72.9 ²⁾
42.2	92.3	7.7	—	82.9	14.6	19.4	74.9
43.2	92.3	7.7	—	84.2	13.0	16.1	73.3
44.2	93.6	6.4	—	86.2	13.9	15.1	75.7
全世帯	92.9	7.0	0.1	85.8	10.7	13.2	74.4
30万円未満	81.7	38.3	—	50.0	1.8	0.9	36.4
30～60万円	86.5	13.4	0.1	73.6	3.4	4.2	63.4
60～90	94.6	5.3	0.1	87.8	6.4	9.2	78.6
90～120	97.4	2.5	0.1	92.0	12.2	14.4	81.2
120～150	97.0	3.0	—	93.3	18.8	22.4	80.4
150～180	98.0	2.0	—	94.6	22.0	27.9	84.8
180万円以上	98.4	1.6	—	96.2	35.4	41.2	81.3
農 家	93.3	6.7	—	86.5	3.9	8.2	74.3
専業農家	93.0	7.0	—	83.6	2.0	6.6	73.4
兼業農家	93.5	6.5	—	88.8	5.4	9.5	75.0
非農家	92.8	7.1	0.1	85.8	12.6	14.6	74.5
勤 労 者	94.2	5.7	0.1	87.9	12.8	15.0	76.6
個人営業その他	90.4	9.6	—	81.3	12.2	13.8	72.4

貯蓄保有状況

その他	1世帯平均貯蓄保有額					
	総 額	預貯金	貸付信託 金銭信託 公社債	株式 投資信託 (時価)	生命保険 (払込額)	その他
	%	万円	万円	万円	万円	万円
	9.5	44.1	28.1	1.4	5.8	7.5
	8.5	48.8	30.5	1.2	3.9	12.2 ²⁾
	12.5	54.2	33.5	1.5	4.8	13.7
	10.9	64.8	41.8	1.4	4.5	15.0
	11.9	78.8	51.7	1.2	5.7	17.8
	15.3	84.6	39.4	7.3	22.1	13.3
	6.8	79.4	37.1	6.4	16.0	18.3 ²⁾
	7.7	85.4	39.9	7.6	16.5	19.3
	7.8	9.4	4.8	9.5	1.5	2.1
	10.7	105.7	53.3	8.8	16.8	23.8
	11.0	95.0	51.2	6.3	13.1	21.7
	4.8	15.4	10.6	0.4	0.5	3.7
	8.2	36.6	21.3	1.5	2.0	10.5
	10.3	58.4	33.3	3.0	4.2	16.6
	12.5	91.2	53.2	4.8	6.3	23.8
	13.7	139.9	76.7	9.0	19.9	30.1
	15.2	198.7	99.8	16.2	37.0	39.3
	13.8	407.1	187.1	38.9	107.0	64.1
	11.9	78.8	51.7	1.2	5.7	17.8
	10.6	71.5	47.4	0.6	5.8	16.0
	13.0	84.6	55.1	1.7	5.7	19.2
	10.7	99.4	51.0	7.7	15.1	22.8
	10.8	82.5	43.4	7.1	10.9	19.0
	10.6	130.7	65.0	8.9	22.9	29.9

資料出所 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査」「消費と貯蓄の動向」

(注) 1) 人口5万以上の都市の非農家

2) 簡易保険を含む

第1-6表 地域別生活

	個人ストック水準				食生活水準			居住水準			文化	
	テレビ	洗濯機	冷蔵庫	平均	摂取カロリー量	たんぱく質摂取量	平均	住宅の広さ	10人当たり戸数	平均	高校進学率	大学進学率
大規模都市	1081	898	929	936	784	66	722	558	66	808	898	908
周辺都市	1058	890	807	916	742	72	781	508	69	599	796	700
中規模都市	1006	848	604	814	786	86	728	646	66	658	734	686
小規模都市	992	806	588	785	794	64	717	709	69	658	788	684
人口流出都市	883	704	468	680	826	58	708	788	82	679	677	627

(備考) 各指標の基準値は、たとえば水道普及率のように最高水準が、病床数や医師数、1人当たり公園面積のように最高値のないものとして計算している。(下水道普及率については国民生活審議会答申

(資料出所) 農林省農政局「普及事業に関する研究協議会資料」より抜す。昭
経済企画庁「国民生活白書」、経済企画庁「消費者動向予測調査」
策動態統計」文部省「学校基本調査」

指標水準

水準		保健衛生水準			生活環境水準						計 (平均)	地 域 差 指 数
大学卒人口	平均	人口 当たり 医師	人口 当たり ベット	平均	下 水 道	上 水 道	ゴ ミ 処 理	舗 装 率	都市公園 面積	平均		
580	794	87	686	758	885	924	854	894	145	488	696	1000
288	58	82	578	597	124	818	898	875	209	885	686	914
186	518	76	1058	807	154	738	401	114	607	427	657	944
245	572	65	860	706	71	748	211	168	188	265	817	886
95	483	55	762	606	09	688	238	63	445	289	565	812

100パーセントであるものについてはそのままそれを基準値とするが、
いては、法律、規制などで定められている基準や将来の目標水準を100
における目標水準95%を100として計算した。) 昭和41年。

厚生省「国民栄養調査」「国民健康調査」「環境衛生調査」建設省「建

第17表 農 民 栄 養 の 現 況

(1) 農民の栄養摂取量の推移および基準量との比較(1人1日当たり平均)

区 分	熱 量	たん 白 質	脂 肪	カルシ ウ ム	食 塩	ビタミン A	ビタミン B ₁	ビタミン B ₂	ビタミン C	参 考		
										動物性 たん白質	たん白質に占 める動物性たん 白質の割合	熱量に占める 穀類の割合
昭和38年度	cal 2,404	g 66.8	g 22.5	mg 42.7	g 20.8	1,110	mg 1.00	mg 0.89	mg 94	g 15.4	% 23.1	% 68.2
39	2,354	65.2	23.4	43.2	19.7	1,209	0.97	0.85	96	15.8	24.2	65.6
40	2,434	67.7	25.8	44.2	20.1	1,157	0.99	0.80	88	17.2	25.3	64.1
41	2,377	66.8	26.4	44.2	20.6	1,209	0.91	0.86	90	17.7	26.5	64.5
42 A	2,442	69.5	27.5	42.7	21.7	1,235	0.98	0.89	96	19.3	22.8	62.9
日本人の基準量 B	2,300	75.0	38.0	66.0	-	1,900	1.20	1.20	63	-	39.9	59.7
A/B	1.062	92.7	72.4	72.3	-	65.0	81.7	74.2	152.4	-	-	-

資料出所 農林省農林経済局「農民栄養調査」

(2) 生鮮畜産食品の入手量(1人1日当たり)

	牛 肉	豚 肉	鶏 肉	卵	乳
農 家 A	g 21	g 63	g 39	個 0.55	本 0.17
非農家 B	58	13.1	54	0.79	0.31
A/B	36.2	48.1	72.2	6.96	22.6

資料出所 農林省農林経済局「食糧消費総合調査報告第3集—食品の入手状況」昭和41年

第18表 農村地区協助員，農業改良普及職員生活改善普及職員の定数および農山生活近代化センター数

	婦人少年室 農村地区 協 助 員	農 業 改 良 普 及 職 員		生 活 改 善 普 及 職 員		農山漁家生活 近 代 化 セ ン タ ー
		農業改良 専門技術員	農業改良 普 及 員	生活改善 専門技術員	生活改善 普 及 員	
昭和30年	- 人	577 人	10651 人	92 人	1551 人	-
35	-	584	10664	92	1820	-
40	898	764	10797	280	2320	24
41	898	764	10626	245	2350	28
42	898	764	10626	245	2350	33
43	898	764	10512	245	2325	39
44	898	764	10351	245	2290	44
45	898	764	10742	245	2255	44

資料出所 労働省婦人少年

農林省農政局

表 都道府県別、農協婦人の組織状況

年次および 都道府県	生活改善実行グループ		農協婦人組織		漁協婦人組織		地域婦人団体	
	単位団体数	会員数	単位団体数	会員数	単位団体数	会員数	単位団体数	会員数
昭和30年総数	5049	122322	8326	266118	-	-	23763	3590733
35	14864	309686	9270	3189496	1076	190525	27490	7160143
40	16273	295439	7451	3104555	1286	211936	19505	6895894
41	16637	312453	6369	3035006	1274	212648	19482	6700186
42	17083	307456	6166	2974240	1276	208057	18573	6776494
43	16445	303290	5975	2893567	1307	210269	18139	6697681
44	17084	325012	5486	2898365	1315	211936	24254	6556439
北海道	2301	43820	273	95000	137	30174	587	200000
青森	167	2418	110	33720	27	5025	625	58594
岩手	382	6451	125	54133	43	14583	970	92472
宮城	485	10951	113	66201	50	8378	250	56000
秋田	445	8515	163	73578	3	185	298	100836
山形	220	3376	108	65029	1	1150	317	132955
福島	489	7588	176	72575	28	2060	445	95345
茨城	242	4306	178	60459	12	939	420	127406
栃木	642	8788	76	51200	-	-	169	90000
群馬	406	6718	114	72116	-	-	220	102765
埼玉	300	5358	98	28249	-	-	436	140000
千葉	164	2821	123	68283	51	11886	393	157721
東京	94	3139	34	15728	2	350	32	100000
神奈川	311	6755	38	46182	28	3260	544	107352
新潟	402	7005	279	106426	22	1626	966	179586
富山	395	6974	57	53500	8	1940	301	120209
石川	168	4199	151	34520	19	2847	319	106630
福井	220	2982	83	39207	31	2280	184	61733
山梨	248	4055	111	30547	-	-	200	65500
長野	492	7233	234	157630	-	-	481	164370
岐阜	142	2711	181	65728	-	-	543	170180
静岡	183	4036	92	124599	50	13295	338	262363
愛知	275	3201	178	123363	17	4966	1000	386293
三重	174	4580	125	40000	54	9116	450	145000
滋賀	258	5539	59	57000	-	-	50	73470
京都	245	6214	80	44000	10	960	338	153911
大阪	140	5238	177	49247	-	-	768	313585
兵庫	360	11610	196	111200	48	5065	174	510000
奈良	90	2765	104	29508	-	-	166	70000
和歌山	597	8958	44	29599	47	6976	259	65762
鳥取	233	3480	60	26546	11	1646	156	33317
島根	369	7908	71	53232	41	4534	272	96242
岡山	400	12279	143	110000	15	420	479	209400
広島	537	7947	197	89475	39	2945	639	204804
山口	459	9587	132	61000	96	14338	848	190000
徳島	228	4119	79	27500	37	4507	170	83555
香川	301	7008	45	41712	37	3471	202	91152
愛媛	242	5125	105	75362	44	6758	397	121644
高知	404	9098	97	26476	44	6880	168	40000
福岡	360	8582	110	121730	59	7988	137	318997
佐賀	205	6128	51	50739	42	4568	131	113967
長崎	299	6519	98	46469	72	12540	596	110000
熊本	694	9897	150	99892	5	806	459	162647
大分	543	6973	66	52043	23	4406	300	125000
宮崎	185	3536	54	49000	23	4497	1313	59100
鹿児島	588	8528	105	56000	39	4523	6244	165556
調査年月	昭和44年3月	(平成については44年4月)		44年12月	44年7月	44年3月		
資料出所	農林省農政局	全国農協婦人組織協議会		全国漁業協同組合連合会	文部省社会教育局			

(注1) 農協婦人組織、漁協婦人組織、地域組織団体の県別単位団体数は県連合体のもの

2) 単位団体総数については、40年岐阜、41年北海道・新潟・兵庫・広島、42年新潟・兵庫・愛媛・福岡・熊本、43年は新潟県の数が不明のためこれを含まない。

2. 農外就労婦人に関する調査報告から

(1) 「農家婦人の農外就労に関する調査」

第 1 表 農外就労の有無

第 2 表 農外就労の形態

第 3 表 恒常的就労者の1日の賃金額

第 4 表 恒常的就労者の年間収入

第 5 表 臨時的就労者の年間就労日数

第 6 表 臨時的就労者の1日の賃金額

第 7 表 臨時的就労者の年間収入

第 8 表 農外就労年間総収入

第 9 表 労働生活における農外就労の比重

第10表 家事・育児への影響の有無

第11表 家事・育児への影響の内容

第12表 家族の態度

第13表 事業経営への影響

第14表 部落つきあいへの影響の内容

第15表 農外就労をしてよかつたこと

第16表 農外就労について困ることの有無

第17表 農外就労継続希望の有無

第 1 図 農外就労をする主婦の割合

第 2 図 恒常的就労者の業種別構成比

第 3 図 臨時的就労者の業種別構成比

第 4 図 臨時的就労者の就労月就労月

第 5 図 収入の使途

第 6 図 農外就労について困ること

(2) 「農外就労婦人に関する調査」

第18表 雇用理由別事業所構成比

第19表 就 時間に関する配属別事業所構成比

- 第20表 待遇・福利厚生についての配慮別事業所構成比
 第21表 農家既婚婦人を雇用してよいこと
 第22表 農家既婚婦人を雇用して困ること
 第23表 農家既婚婦人についての今後の雇用方針別事業所構成比
 第24表 農家既婚婦人の労働力確保計画
 第25表 雇用形態別1日の農外就労時間
 第26表 農外就労による月収額
 第27表 農外就労日の農作業の有無及び時間
 第28表 農外就労に対する意識
 第29表 国・県に対する希望

(3) 「農家婦人の労働生活に関する意識調査」

- 第30表 農家主婦の1日の生活時間
 第31表 収入生活時間 農業外就労時間

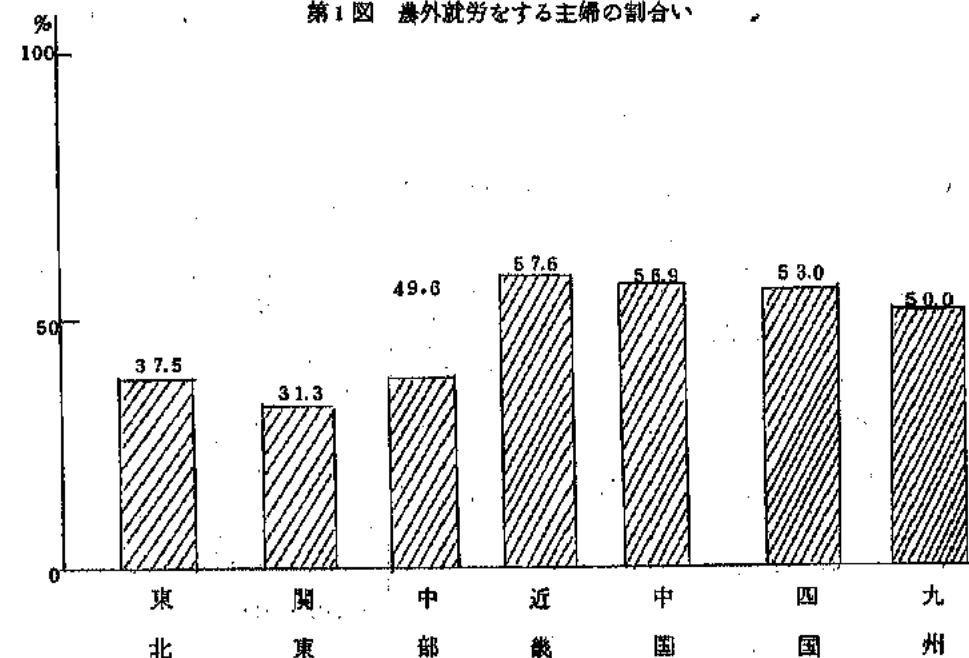
第1表 農外就労の有無

		総 数		し た	し ない
		実 数	%		
年 令	計	1,909	100%	47.1	52.9
	20才代	57	100	47.4	52.6
	30才代	466	100	58.4	41.6
	40才代	749	100	55.5	44.5
	50才代	637	100	28.9	71.1

資料出所 労働省婦人少年局「農家婦人の農外就労に関する調査」43年

(注) 以下、第19表まで同一資料であるので、出所記入を省略する。

第1図 農外就労をする主婦の割合



資料出所 労働省婦人少年局「農家婦人の農外就労に関する調査」43年

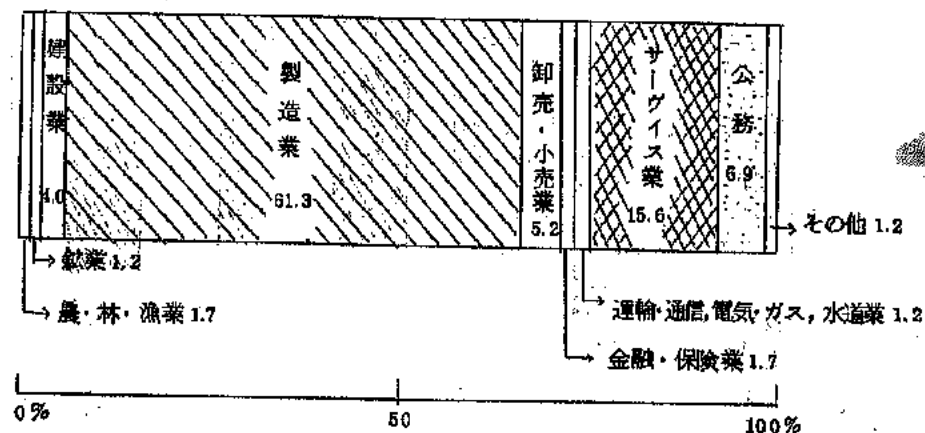
(注) 以下、第6図まで同一資料より引用

第2表 農外就労の形態

		農外就労者総数		恒常的 就 労	臨時的 就 労	家を離れ て出稼	賃金をもら うて農 業手伝い	内 職	農業以外 の自営業
		実 数	%						
計		899	100	19.2	35.5	0.7	15.6	19.5	17.0
地 域	東 北	102	100	12.7	39.2	1.0	31.4	9.8	15.7
	関 東	88	100	11.4	27.3	3.4	15.9	25.0	22.7
	中 部	261	100	22.6	38.7	—	10.3	23.0	12.3
	近 畿	110	100	25.5	20.0	—	6.4	26.4	26.4
	中 国	120	100	23.3	39.2	—	21.7	11.7	11.7
	四 国	70	100	22.9	25.7	2.9	17.1	22.9	20.0
城 九 州		148	100	12.8	45.3	—	14.9	16.2	18.9

(注) 1人が2つ以上の農外就労をした場合もあるので計は100%をこえる。

第2図 恒常的就労者の業種別構成比



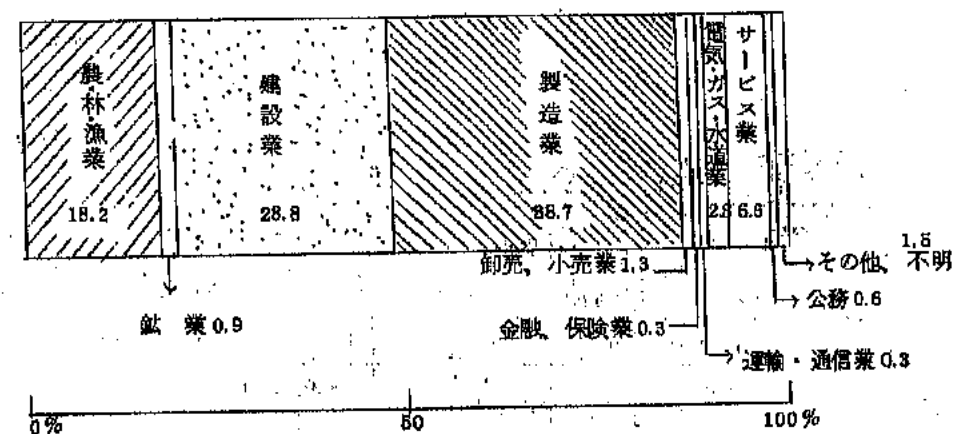
第3表 恒常的就労者の1日の賃金額

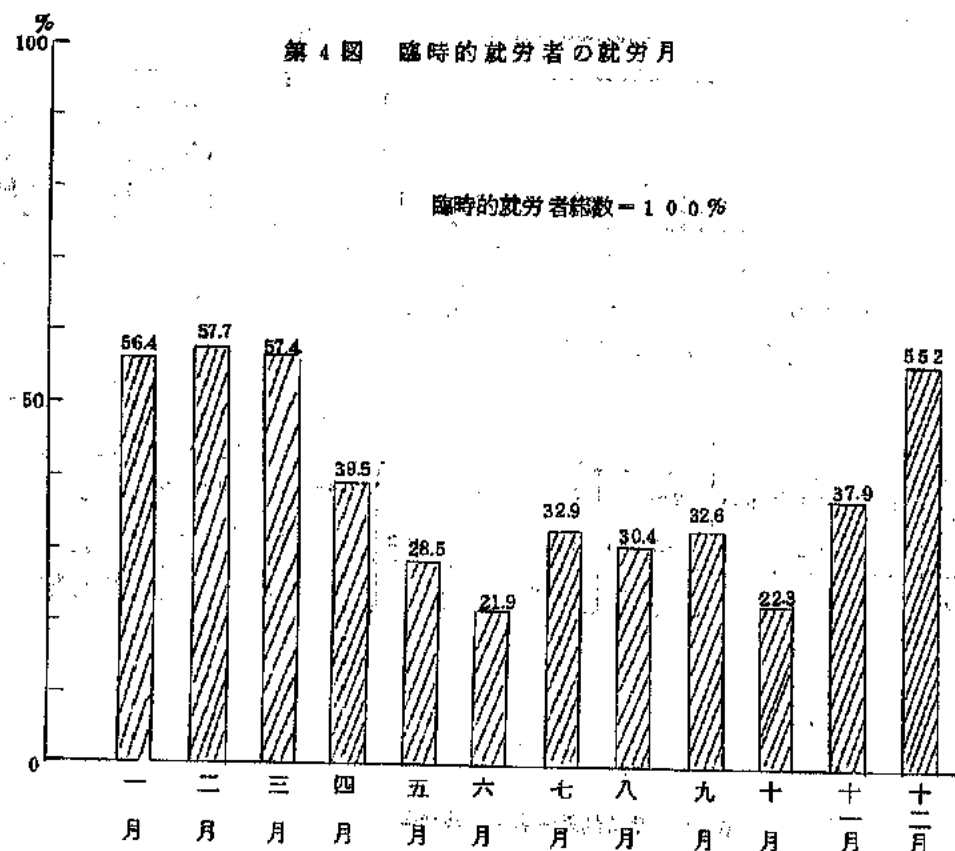
総 数	実 数	%	200円未満	200～	500～	700～	1,000～	1,500円	平 均
				499円	699円	999円	1,499円	以 上	
173	100%		1.2	12.1	38.7	37.0	8.7	2.3	724円

第4表 恒常的就労者の年間収入金額

総 数	実 数	%	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2～ 5万円	5～ 10万円	10～ 20万円	20～ 50万円	50万円 以 上	平 均
			未 満	2万円未満	5万円	10万円	20万円	50万円	以 上	
173	100%		0.6	0.6	5.2	9.8	40.5	41.0	2.3	190千円

第3図 臨時的就労者の業種別構成比





第5表 臨時的就労者の年間就労日数

		総 数		10日	10~	20~	30~	60~	100~	200日	不明	平均 日数
		実数	%	未満	19日	29日	59日	99日	199日	以上		
計		319	100%	4.1	7.5	7.2	21.0	18.5	33.5	8.6	1.6	83日
経	都市近郊	36	100	—	8.3	5.6	38.9	8.3	38.1	2.8	—	78
済	平地農村	107	100	5.8	6.5	3.7	15.0	21.5	35.6	11.2	0.9	96
地	農山村	136	100	4.4	9.6	8.8	22.1	19.1	28.7	4.4	2.9	71
帯	山村	40	100	2.5	2.5	12.5	17.5	17.5	42.5	5.0	—	92

第6表 臨時的就労者の1日の賃金額

		総 数		200円	200~	500~	700~	1,000~	1,500円	不明
		実数	%	未満	499円	699円	999円	1,499円	以上	
計		319	100%	0.3	9.4	38.9	45.8	2.8	0.3	2.5
経	都市近郊	36	100	—	2.8	52.7	41.7	2.8	—	—
済	平地農村	107	100	0.9	15.9	31.8	46.7	0.9	—	3.7
地	農山村	136	100	—	5.9	44.2	41.9	4.4	0.7	2.9
帯	山村	40	100	—	10.0	27.5	60.0	2.5	—	—

第7表 臨時的就労者の年間収入

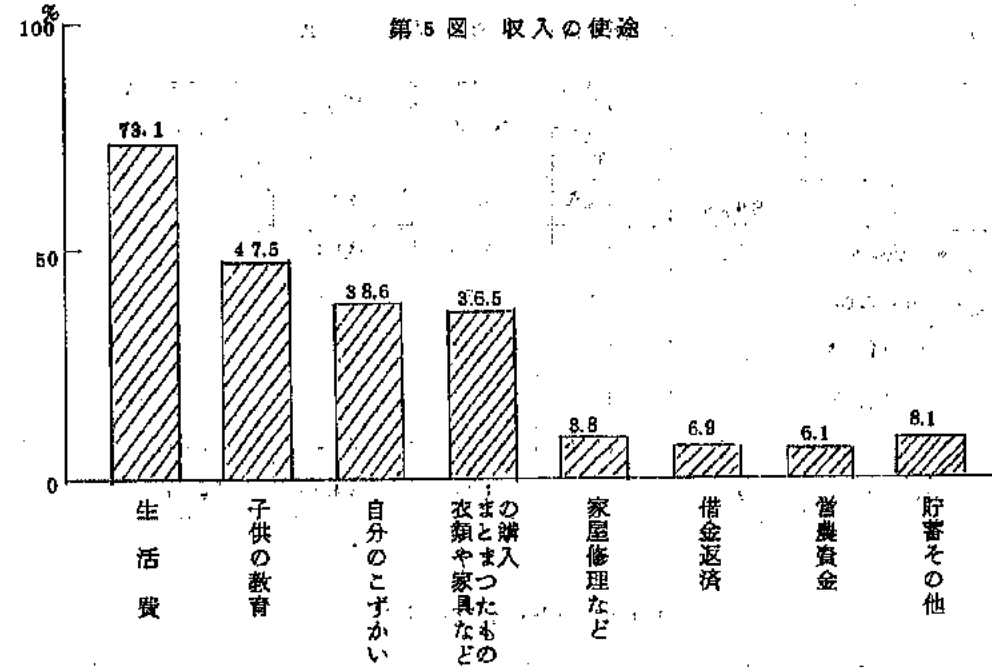
		総 数		5,000円未満	5,000円以上 1万円未満	1~2万円	2~5万円	5~10万円	10~20万円	20~50万円	50万円以上	不明	平均
		実数	%										
計		319	100%	4.4	7.2	12.9	34.7	27.3	10.7	0.9	—	1.9	51千円
経	都市近郊	36	100	—	11.1	13.9	41.6	30.6	2.8	—	—	—	45
済	平地農村	107	100	8.4	8.4	4.7	32.6	26.2	17.8	1.9	—	—	61
地	農山村	136	100	2.9	6.6	17.6	36.2	25.7	6.6	—	—	4.4	42
帯	山村	40	100	2.5	2.5	17.5	30.0	32.5	12.5	2.5	—	—	61

第8表 農外就労年間総収入

	地域	総数		1万円未満	1万円以上～2万円未満	2～3万円	3～5万円	5～10万円	10～20万円	20～50万円	50万円以上	不明	平均金額
		実数	%										
計	北東部畿国四九	746	100%	11.0	13.7	10.1	16.4	20.0	15.4	10.2	0.7	1.5	79千円
	東關中近中四九	86	100	17.4	9.3	11.6	26.8	14.0	18.6	2.3	—	—	55
	東關中近中四九	68	100	13.2	17.6	10.3	16.2	23.6	8.8	5.9	1.5	2.9	70
	東關中近中四九	229	100	6.6	15.3	7.4	13.1	22.2	17.5	15.7	0.9	1.3	96
	東關中近中四九	81	100	8.6	9.9	6.2	17.3	17.3	26.0	12.3	1.2	1.2	97
	東關中近中四九	106	100	13.2	17.0	9.4	18.9	14.2	14.2	9.4	0.9	2.8	73
	東關中近中四九	56	100	8.9	14.3	8.9	10.7	28.6	17.9	8.9	—	1.8	74
	東關中近中四九	120	100	14.2	10.8	17.5	15.0	22.5	11.7	7.5	—	0.8	63
	東關中近中四九	102	100	6.9	20.6	7.8	22.5	15.7	10.8	13.7	1.0	1.0	80
	東關中近中四九	270	100	14.1	6.7	10.0	13.7	19.3	20.2	14.1	0.4	1.5	92
経済地帯	都市近郊	277	100	7.6	16.2	11.6	17.3	23.1	14.4	6.9	0.7	2.2	69
	平地農村	97	100	15.5	18.6	8.2	14.4	19.6	16.5	5.2	1.0	—	71
	農山村												
	山村												

注) 総数746は自営業を除いた数である。

第5図 収入の使途



第9表 労働生活における農外就労の比重

		総 数		農作業の 方がずつ と多い	農作業の 方がいく らか多い	同 じ く ら い	農外就労 の方が、 く ら か 多 い	農外就労 の方がず つと多い	不 明
		実 数	%						
計		899	100%	44.2	6.3	4.6	9.6	34.9	0.4
経 済 地 帯	都市近郊	122	100	45.0	3.3	4.9	6.6	40.2	—
	平地農村	338	100	38.2	6.2	9.8	11.8	39.1	0.9
	農山村	329	100	47.1	7.0	4.9	9.7	31.3	—
	山村	110	100	52.6	8.2	5.5	5.5	27.3	0.9
就 労 形 態	恒常的勤務	173	100	4.0	1.2	4.0	9.8	80.4	0.6
	臨時的勤務	311	100	66.5	11.3	4.5	8.7	9.0	—
	出稼ぎ	4	100	100.0	—	—	—	—	—
	農業賃労働	98	100	83.8	7.1	2.0	6.1	2.0	—
	内 職	166	100	44.0	5.4	8.4	15.1	27.1	—
	自営業	147	100	16.3	2.7	2.7	8.2	68.1	2.0

第10表 家事・育児への影響の有無

		総 数		あ る	多少は あ る	な い	不 明
		実 数	%				
計		899	100%	13.9	29.8	56.2	0.1
就 労 形 態	恒常的勤務	173	100	21.4	38.1	39.9	0.6
	臨時的勤務	311	100	17.0	28.0	55.0	—
	出 稼 ぎ	4	100	—	25.0	75.0	—
	農業賃労働	98	100	7.1	24.5	68.4	—
	内 職	166	100	4.8	24.1	71.1	—
	自 営 業	147	100	13.6	34.0	52.4	—

第11表 家事・育児への影響の内容

		家事・育児に影響 あるものの総数		炊 事	そりじ ・せん たく	衣類せ いり・ ぬいも の	夫の せわ	子供の せわ・ 勉強 相手	老人・ 病人の せわ	買 物	その他
		実数	%								
計		393	100%	48.1	46.8	42.2	17.3	15.4	9.7	9.2	3.3
就 労 形 態	恒常的勤務	103	100	39.8	39.8	36.9	12.6	52.4	8.7	8.7	2.9
	臨時的勤務	140	100	47.9	51.4	39.3	16.4	67.1	7.9	8.6	4.3
	出 稼 ぎ		100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
	農業賃労働	31	100	51.6	51.6	29.0	9.7	29.0	12.9	3.2	6.5
	内 職	48	100	41.7	54.2	45.8	20.8	50.0	8.3	6.3	4.2
	自 営 業	70	100	62.9	55.7	58.6	25.7	47.1	14.3	15.7	—
年 令	20 代	15	100	33.3	33.3	26.7	33.3	73.3	6.7	6.7	6.7
	30 代	137	100	43.1	43.1	38.0	16.1	77.4	8.8	5.8	2.2
	40 代	176	100	52.3	51.7	45.5	18.8	38.6	10.2	12.5	3.4
	50 代	65	100	50.8	61.5	46.2	12.3	24.6	10.8	7.7	4.6

注) 多答のため各項目の計は100%をこえる。

第12表 家族の態度

		総 数		積極的に すすめる	賛 成	不賛成	賛成か不 賛成かは つきりわ からない	その他	不 明
		実 数	%						
計		899	100%	7.6	66.3	10.2	14.1	1.7	0.1
就 労 形 態	恒常的勤務	173	100	6.9	71.7	8.1	12.1	0.6	0.6
	臨時的勤務	311	100	4.2	63.3	13.2	17.7	1.6	—
	出 稼 ぎ	4	100	—	25.0	50.0	—	25.0	—
	農業賃労働	98	100	3.1	64.3	11.2	19.4	2.0	—
	内 職	166	100	5.4	69.3	11.4	13.3	0.6	—
	自 営 業	147	100	21.1	65.3	3.4	6.8	3.4	—

第13表 農業経営への影響

		総 数		大い に影 響する	多少影 響する	影響する ことはな い	その他	わからな い	不 明
		実 数	%						
計		899	100%	5.8	26.7	66.2	0.4	0.8	0.1
就 労 形 態	恒常的勤務	173	100	10.4	35.3	53.7	—	—	0.6
	臨時的勤務	311	100	2.9	33.1	62.7	0.3	1.0	—
	出 稼 ぎ	4	100	—	25.0	75.0	—	—	—
	農業賃労働	98	100	1.0	11.2	84.8	1.0	2.0	—
	内 職	166	100	3.0	14.5	81.3	0.6	0.6	—
	自 営 業	147	100	12.9	27.2	58.5	0.7	0.7	—

第14表 部落つきあいへの影響の内容

	部落つきあいへ影響ある者の総数		婦人会・PTA・農協などの集まり	道ふしんや消防などの共同作業	冠婚葬祭	その他
	実数	%				
計	176	100%	90.9	22.2	15.4	2.3
就労形態						
恒常的勤務	67	100	92.5	82.8	17.9	2.9
臨時的勤務	47	100	93.0	12.7	19.3	2.1
出稼ぎ	—	—	—	—	—	—
農業賃労働	8	100	100.0	—	—	—
内職	13	100	92.3	7.7	—	—
自営業	41	100	85.4	22.9	14.6	2.4

注) 多答のため各項目の計は100%をとえる。

第15表 農外就労をしてよかったこと

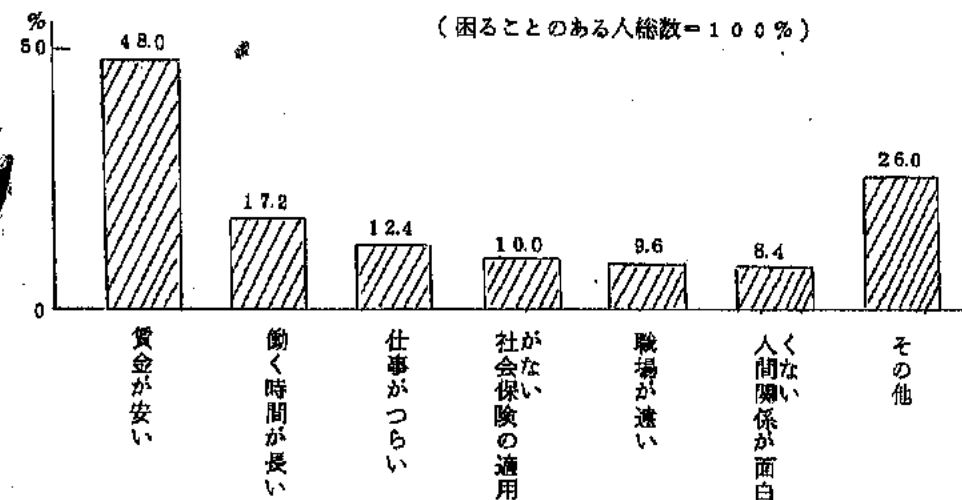
	総数		生活にはいろいろのことがおぼえられ りあいができる	いろいろのことがおぼえられ る	気ばらしになる	友だちができる	家族の団力が体制ができる	家の中で肩身が広がる	その他	よかったと思う事はない
	実数	%								
計	899	100	51.7	27.9	36.0	20.1	22.1	8.8	4.3	10.7
年齢										
20代	27	100	70.4	37.0	40.7	25.9	14.8	11.1	—	—
30代	272	100	50.4	30.5	32.0	21.0	19.9	8.1	3.3	10.7
40代	416	100	53.8	28.6	32.7	20.0	26.7	9.9	4.6	11.1
50代	184	100	46.2	21.2	48.9	18.5	16.3	7.1	6.0	11.4

注) 多答のため各項目の計は100%をとえる。

第16表 農外就労について困ることの有無

		総数		あ	な	不
		実数	%			
計		899	100%	27.8	72.1	0.1
就労形態						
恒常的勤務		173	100	38.7	60.7	0.6
臨時的勤務		311	100	25.1	74.9	—
出稼ぎ		4	100	—	100.0	—
農業賃労働		98	100	12.2	87.8	—
内職		165	100	27.7	72.3	—
自営業		147	100	32.0	68.0	—

第6図 農外就労について困ること



第17表 農外就労継続希望の有無

		総 数		したい	したくない	わからない	不 明
		実 数	%				
計		899	100%	80.4	11.8	7.6	0.2
就 労 形 態	恒常的勤務	173	100	84.4	9.2	5.8	0.6
	臨時的勤務	311	100	79.4	13.2	7.4	—
	出 稼 ぎ	4	100	50.0	25.0	25.0	—
	農業賃労働	98	100	58.1	23.5	18.4	—
	内 職	166	100	88.0	6.0	6.0	—
	自 営 業	147	100	85.0	10.2	4.1	0.7
年 令	20 代	27	100	81.5	7.4	11.1	—
	30 代	272	100	85.7	8.8	5.1	0.4
	40 代	416	100	79.9	11.5	8.4	0.2
	50 代	184	100	73.9	17.4	8.7	—

第18表 雇用理由別事業所構成比

(%)

雇用理由 規 模	計	はじめから農村 婦人の労働力を あてにした	若年労働力が 得られなくな ったため	特定時期に 繁忙のため	特定時間に 繁忙のため	そ の 他
計	100.0	29.7	50.9	19.4	1.1	16.6
30人未満	100.0	50.0	33.3	—	—	16.7
30～99人	100.0	50.0	44.4	8.3	2.8	8.3
100～299人	100.0	29.5	42.3	15.4	1.3	21.8
300人以上	100.0	14.5	69.1	34.5	—	14.5

注) 多答式のため各項目の計は100%をとえる。

資料出所 労働省婦人少年局「農外就労婦人に関する調査」44年

以下第29表まで同一資料より引用。

第19表 就業時間に関する配慮別事業所構成比

(%)

配 慮 規 模	計	就業時間 を短かく している	賃金を時 間単位に している	賃金を出来 高又は精賃 にしている	残業をさせ ないように している	そ の 他	な し
計	100.0	9.7	14.3	1.7	21.7	12.0	50.9
30人未満	100.0	—	50.0	—	—	—	50.0
30～99人	100.0	2.8	16.7	2.8	13.9	13.9	58.3
100～299人	100.0	7.7	7.7	2.6	21.8	14.1	56.4
300人以上	100.0	18.2	18.2	—	29.1	9.1	36.4

注) 多答式のため各項目の計は100%をとえる。

第20表 待遇、福利厚生についての配属別事業所構成比

		(%)				
配属規模	計	送迎バスを出している	通勤費を支給している	託児施設等を設けている	売方(食料品日用品等を扱う)設けている	農繁期休暇を設けている
計	100.0	44.0	69.1	8.0	19.4	8.6
30人未満	100.0	—	33.3	—	—	16.7
30~99人	100.0	27.8	75.0	—	—	16.7
100~299人	100.0	42.3	70.5	3.8	10.3	5.1
300人以上	100.0	61.8	67.3	20.0	47.3	7.3
配属規模	計	相談制度を設けている	臨時雇用者でも昇給させる	臨時雇用者にも賞与を出す	その他	なし
計	100.0	7.4	34.9	37.7	12.6	10.3
30人未満	100.0	—	—	16.7	—	33.3
30~99人	100.0	8.3	18.4	22.2	13.9	16.7
100~299人	100.0	2.6	34.6	35.9	6.4	10.3
300人以上	100.0	14.5	49.1	52.7	21.8	3.6

注) 多答式のため各項目の計は100%をとえる。

第21表 農家既婚婦人を雇用してよいこと

		(%)						
計	辛忙強い	律気である	力仕事やよこれた仕事をいやがらない	残業をいやがらない	定着がよい	若年労働者の面倒をよくみる	その他	なし
100.0	55.4	21.1	46.9	18.6	41.1	9.7	12.0	5.7

注) 多答式のため各項目の計は100%をとえる。

第22表 農家既婚婦人を雇用して困ること

		(%)						
計	欠勤が多い	遅刻、早退が多い	能率が悪い	責任感が低い	残業をいやがる	定着性が低い	その他	なし
100.0	70.3	17.7	15.4	9.7	10.3	4.0	8.6	13.1

注) 多答式のため各項目の計は100%をとえる。

第23表 農家既婚婦人についての今後の雇用方針別事業所構成比

		(%)						
雇用方針規模	計	常用のものふやしたい	臨時のものできるだけ常用化したい	臨時をもつとふやしたい	常用も臨時もふやしたい	機械化等により全般的に労働力をへらしたい	農家より勤め人などの主婦の労働力をもつと使いたい	その他
計	100.0	32.6	9.7	6.8	15.4	14.9	8.0	12.6
30人未満	100.0	16.7	—	—	16.7	16.6	16.7	33.3
30~99人	100.0	41.7	5.5	5.5	16.7	8.3	8.3	13.8
100~299人	100.0	38.5	11.5	7.7	11.5	14.1	7.7	9.0
300人以上	100.0	20.0	10.9	7.3	20.0	20.0	7.3	14.6

第24表 農家既婚婦人の労働力確保計画

労働力確保計画		(%)		
業 種	計	工場を農村地域へ進出させる	農村地域に下請工場をつくる	内職に出し自宅で仕事ができるようにする
計	100.0	8.6	10.9	16.6
食 料 品	100.0	8.0	12.0	14.0
繊維工業・繊維製品	100.0	12.1	6.1	27.3
木材・木製品・家具・装備品	100.0	—	15.4	—
機械・電気機械器具	100.0	11.8	8.8	17.6
そ の 他	100.0	6.7	13.3	15.6
労働力確保計画		労働条件をもつとよくする	福利厚生施設をもつと充実させる	その他
業 種	計	36.0	26.3	7.4
食 料 品	40.0	30.0	8.0	22.0
繊維工業・繊維製品	42.4	27.3	3.0	24.2
木材・木製品・家具・装備品	38.5	38.5	23.1	23.1
機械・電気機械器具	35.3	23.5	5.9	29.4
そ の 他	26.7	20.0	6.7	44.4

注) 多答式のため各項目の計は100%をこえる。

第25表 雇用形態別1日の農外就労時間

						(%)
計		6 時間未満	6~8 時間未満	8 時間	8時間をこえる	不 明
計	100.0	0.4	31.6	51.5	16.2	0.3
常 用	100.0	0.3	30.2	50.6	18.7	0.2
臨 時	100.0	0.5	35.0	52.8	11.7	—
出 稼	100.0	—	10.6	48.5	36.4	4.5
不 明	100.0	—	—	60.0	40.0	—

第26表 農外就労による月収額

							(%)
計	～1万円	1万～1万 5千円未満	1万5千～ 2万円未満	2万～2万 5千円未満	2万5千～ 3万円未満	3万～	不 明
100.0	6.1	19.5	39.2	23.1	7.3	3.0	1.8

第27表 農外就労日の農作業の有無及び時間

		(%)									
計	小計	農 作 業 時 間					1日の総労働時間				
		2時間未満	2~3時間未満	3~4時間未満	4時間~	不 明	8時間未満	8~10時間未満	10~12時間未満	12時間~	不 明
		44.2	33.4	12.8	7.3	2.3	9.1	53.8	35.2	5.5	2.4
100.0	32.9	44.2	33.4	12.8	7.3	2.3	9.1	53.8	35.2	5.5	2.4

第28表 農外就労に対する意識

(%)

1. 労働の程度				
計	農作業より楽である	農作業よりつらい	同じくらい	不明
100.0	42.1	10.8	48.3	0.8
2. 人間関係				
計	仲間が多いので たのしい	人間関係がわ ざらわしい	どちらともいえない	不明
100.0	63.1	8.0	28.2	0.7
3. 作業の形態				
計	決まりきった仕事 でつまらない	簡単な仕事だから 気楽でよい	どちらともいえない	不明
100.0	6.9	34.7	57.4	1.0
4. 時間的拘束				
計	時間に縛られるの できゆうくつ	時間がきちんと しているのでよい		不明
100.0	22.9	75.1		2.0
5. 本業としての意識				
計	たとえ一時外に出 ても本業は農業	勤めに出たのだから 勤めを第一に考える	どちらともいえない	不明
100.0	27.0	54.9	17.5	0.5

(%)

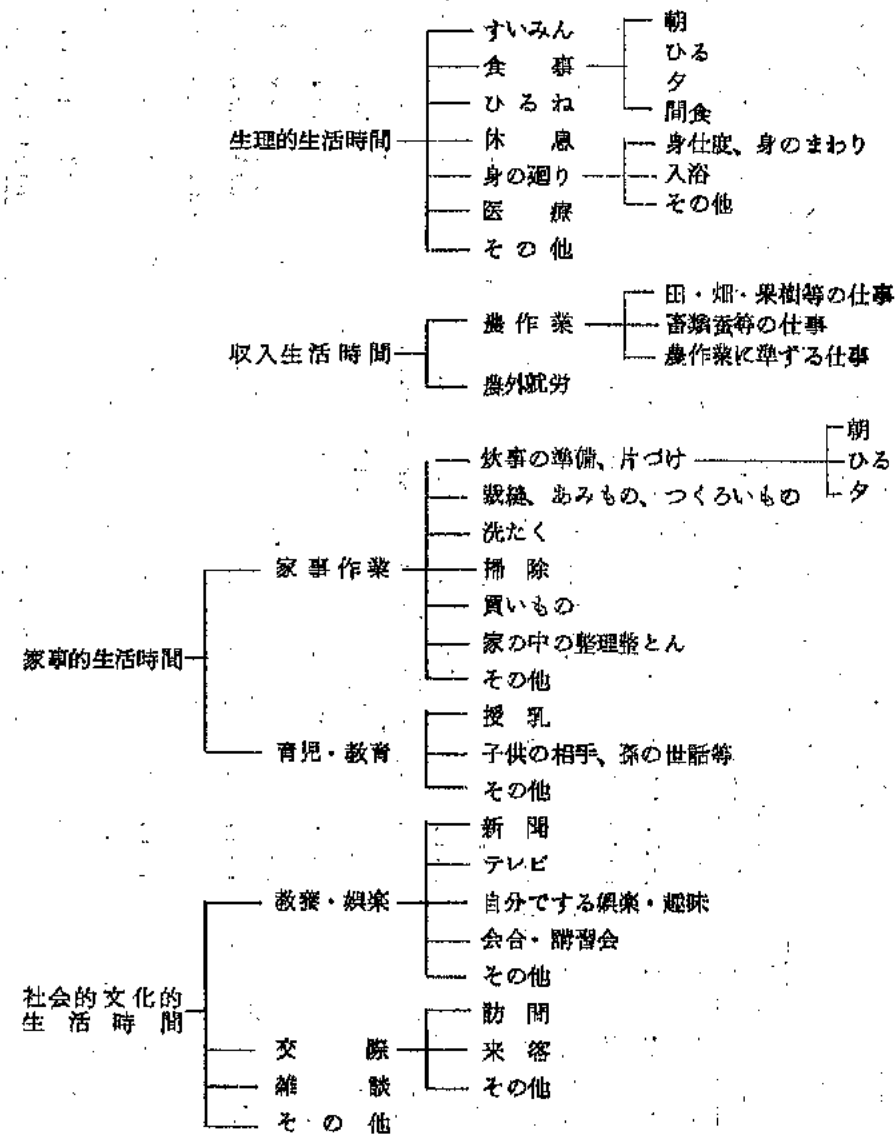
区分	総数	農村にも つと工場が できるよう にしたい	勤めに行く ための交通 の便をよく してほしい	家ででき る内職を 世話して ほしい	農村に子供を 預つてくれ るところを作 つてほしい	農業以外の仕 事につく時 事のやり方 を習えよう	農業をやめる のにお金や住 宅の心配がな いよう	農地の売買貸 借が円滑にで きよう	その他	特 に なし	不 明
総数	1000	49.1	33.2	27.7	5.9	7.8	9.0	7.3	2.1	22.6	0.9
年											
～29	100.0	38.5	38.5	23.9	20.8	7.1	6.6	5.3	1.8	23.5	0.9
30～39	100.0	49.8	36.5	28.8	5.9	8.9	10.1	6.1	2.5	19.6	0.9
40～49	100.0	52.5	32.1	27.6	1.8	7.9	8.6	7.8	1.6	22.9	1.1
50～	100.0	47.6	19.0	28.1	2.6	4.3	8.7	11.7	2.6	31.2	0
雇用	100.0	48.0	34.7	23.1	7.5	7.3	11.3	8.6	2.2	22.7	0.7
臨時	100.0	49.1	32.5	30.6	4.4	8.7	7.1	5.9	2.3	22.7	0.9
出稼	100.0	68.2	18.2	56.1	3.0	3.0	1.5	6.1	0	18.2	1.5
不明	100.0	0	40.0	40.0	0	20.0	0	0	0	40.0	0

注) 多答式のため各項目の計は100%をこえる。

第30表 農家主婦の1日の生活時間

調査の結果を集計する際に用いた生活時間の分類方法は次のとおりである。

生活時間分類法



	総数	生理的 生活時間	収入生活時間			家事 生活時間	社会的 生活時間
			小計	農作業	農業外就労		
計	時間 24 (100)	時間分 1022 (43.2)	時間分 725 (30.9)	時間分 648 (28.3)	時間分 037 (2.6)	時間分 425 (18.4)	時間分 148 (7.5)
東 北	24 (100)	1030 (43.7)	721 (30.6)	642 (27.9)	039 (2.7)	423 (18.3)	146 (7.4)
関 東	24 (100)	1027 (43.6)	715 (30.2)	646 (28.2)	029 (2.0)	430 (18.7)	148 (7.5)
中 部	24 (100)	1020 (43.1)	703 (29.4)	630 (27.1)	033 (2.3)	450 (20.1)	147 (7.4)
近 畿	24 (100)	953 (41.2)	910 (38.2)	703 (29.4)	207 (8.8)	347 (15.8)	110 (4.8)
中 国	24 (100)	1016 (42.8)	736 (31.6)	704 (29.4)	032 (2.2)	433 (19.0)	135 (6.6)
四 国	24 (100)	1011 (42.4)	837 (35.9)	738 (31.8)	059 (4.1)	350 (16.0)	122 (5.7)
九 州	24 (100)	1017 (42.9)	717 (30.3)	650 (28.5)	027 (1.8)	416 (17.8)	210 (9.0)
専 業	24 (100)	1019 (43.0)	804 (33.7)	803 (33.6)	001 (0.1)	404 (16.9)	133 (6.4)
兼 小 計	24 (100)	1023 (43.3)	706 (29.6)	611 (25.8)	055 (3.8)	435 (19.1)	156 (8.0)
兼 業 第1種	24 (100)	1022 (43.2)	736 (31.7)	657 (29.0)	039 (2.7)	417 (17.8)	145 (7.3)
兼 業 第2種	24 (100)	1025 (43.4)	553 (24.5)	417 (17.8)	136 (6.7)	520 (22.2)	222 (9.9)
20代	24 (100)	1027 (43.6)	634 (27.5)	611 (25.8)	023 (2.3)	540 (23.4)	119 (5.5)
30代	24 (100)	1017 (42.8)	754 (32.9)	707 (29.6)	047 (4.7)	420 (18.1)	129 (6.2)
40代	24 (100)	1017 (42.9)	730 (31.2)	652 (28.5)	038 (3.8)	417 (17.8)	156 (8.1)
50代	24 (100)	1035 (44.1)	653 (28.7)	625 (26.8)	028 (2.8)	428 (18.6)	204 (8.6)
主 婦	24 (100)	1018 (42.9)	741 (32.0)	713 (30.1)	028 (2.8)	415 (17.7)	146 (7.4)
補 足	24 (100)	1036 (44.2)	632 (27.2)	521 (22.3)	111 (7.1)	459 (20.8)	153 (7.8)

第31表 収入生活時間 農業外就労時間

計	総 数	常用通勤 (会社、工場、商店、 店、官公庁等)	臨時、日雇、パートタイム					内 職	家の 商 売 (自営 兼業)
			小 計	会社、 工場、 商店等	土方、 人夫等	農林漁 業 等	不 明		
	37分 % (100)	5分 % (13.5)	10分 % (27.0)	5分 % (13.5)	3分 % (8.1)	1分 % (2.7)	1分 % (2.7)	10分 % (27.0)	12分 % (32.5)

資料出所 労働省婦人少年局「農家婦人の労働生活に関する意識調査」42年